

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、

平成27年(ワ)第34号 損害賠償請求事件

原 告 第2陣・相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

## 最終準備書面

令和5年5月24日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



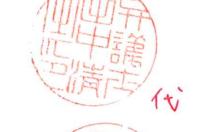
同

川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士

岡 野 真 之



同

三 森 健 司



同

堀 尾 拓 未



同

金 川 素 大



外

# 目 次

第1 はじめに .....	5
1 請求の概要等 .....	5
2 本件の認定・判断に当たって特に留意されるべき点 .....	6
(1) 自主賠償基準による額を超える一律の慰謝料が認定される余地がないこと（下記「第2」において詳述） .....	6
(2) 中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償額の十分性：財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること（下記「第3」「第4」において詳述） .....	7
3 本書の構成 .....	8
第2 中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準を超える額の慰謝料が認定される余地はないこと .....	8
1 中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える慰謝料が共通損害として一律に認定される余地はないこと .....	8
(1) 共通損害の請求であると捉えた場合、全ての原告らに共通する損害が認定される必要があること .....	8
(2) 「共通」する損害は中間指針等（第五次追補を含む。）に基づく自主賠償基準による額で填補されており、これを超える慰謝料が「共通」の損害として一律に認定される余地はないこと .....	9
2 原告ら各自に生じた精神的損害が個別事情に基づき十分に立証されていないこと .....	10
(1) 本件においては個別事情に基づく原告ら各自の慰謝料が争点となっており、個別に慰謝料の評価・算定がなされる必要があること .....	10
(2) 個別の損害が十分に立証されていないこと（【別紙2】） .....	11
3 小括 .....	13

第3 中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準に基づく賠 償額の実態及び賠償基準の十分性.....	13
1 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること .....	13
(1) 慰謝料の評価・算定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮され なければならぬこと.....	13
(2) 被告の自主賠償基準は、各種の名目のもとで被害者の損害を填補する に足りる十分な賠償を行う仕組みとしていること .....	17
2 被告による賠償の規模・実態及びその十分性 .....	18
(1) 慰謝料以外の名目による賠償の規模・実態 .....	18
(2) 実損害を超える賠償がなされている事実も本件において多く確認され ていること .....	28
3 中間指針等（第五次追補を含む。）の機能・位置付けからも、中間指針 等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が主張・立証されない 限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでないこと .....	34
(1) 中間指針等の機能・位置付け.....	34
(2) 第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関 する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること ..	36
(3) 中間指針等が示す賠償額の目安額は、一般的に生じた被害として類 型的に把握される要素について評価して定められたものであること ..	37
(4) 中間指針第五次追補を踏まえた被告による訴訟外賠償の内容 .....	40
(5) 小括 .....	42
4 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はない こと .....	43
(1) 令和4年6月17日付け最高裁判決について .....	43
(2) 最高裁判決の評価 .....	46

第4 弁済の抗弁	47
1 弁済の抗弁に関する考え方	47
(1) はじめに	47
(2) 一部請求の場合の弁済の抗弁の判断について	48
(3) 財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないこと	52
2 世帯構成員間で弁済の充当が認められるべきであること	63
(1) 請求・合意及び受領の権限のある世帯代表者による請求及び合意を経て世帯分の賠償金が一括して支払われること	64
(2) 損害額が世帯全体の損害として算定されていること	65
(3) 賠償の名宛人に限らず世帯全員の損害に対する填補として賠償がなされていること	68
(4) 費目・世帯構成員間で通算して充当が認められなければ妥当性を欠くこと	69
(5) 裁判例	69
3 少なくとも、明らかに過大な賠償については認定額からの控除が認められるべきであること	74
(1) 裁判例	74
(2) 明らかに過大な賠償について認定額からの控除が認められるべき例	75
第5 結語	76
【別紙2】	1

## 第1　はじめに

### 1　請求の概要等

本件訴訟は、本件事故当時、福島県の相双地区（帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域）に居住していた原告らが、被告に対し、民法709条又は原賠法3条1項に基づき、本件事故による精神的損害（慰謝料）の賠償を求めるものである。

原告らは、「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」が侵害されたとして、「避難慰謝料」として本件事故発生から各自月額50万円<sup>1</sup>、「故郷喪失・変容慰謝料」として各自2000万円を請求し、あわせて、平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金及び弁護士費用の支払を求めている。

他方、被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき訴訟外での賠償を実施しており、本件訴訟の原告らに対しても、避難指示区域（帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域）の原告らに対しては世帯平均で約1億2344万円、多い世帯では4億5409万0532円にのぼる賠償金、旧緊急時避難準備区域の原告らに対しては世帯平均で約1265万円、多い世帯では1938万3960円にのぼる賠償金をそれぞれ訴訟外で支払済みである。

本件訴訟は、原告らがそのような既払金では填補されない損害がなおもあるとして、上記の各支払を求めている事案である。

---

<sup>1</sup> ただし、持病などを有し、より重い精神的負担を負ったと主張する原告らは月70万円を請求する。

## 2 本件の認定・判断に当たって特に留意されるべき点

上記のような原告らの請求について認定・判断をするに当たっては、特に次の点に留意すべきである。

### (1) 自主賠償基準による額を超える一律の慰謝料が認定される余地がないこと（下記「第2」において詳述）

本件訴訟における原告らの請求は、原告ら全員に共通に生じた損害をその限度で対象とするものではなく（そのような主張は原告らからなされていない。）、原告ら各自にそれぞれ生じた損害を請求するものであるところ、一部立証されている原告の個別事情をみても、各世帯について提出済みの個別準備書面及び本書添付の【別紙2】に述べるとおり、既払金を超える損害は立証されていない。また、世帯代表者の本人尋問すら実施されていない世帯が多数を占めるなど、少なくとも大多数の原告らについては各自の損害が立証されているとは到底いえず、それらの原告らについては請求が認容される余地はない。したがって、いずれの原告らについても、少なくとも中間指針第五次追補（以下「第五次追補」という。）を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える個別損害は立証されていない。

また、仮に原告らの主張にかかわらず、原告ら全員に共通に生じた損害が判断の対象とされるとしても、原告らの個別事情は様々であって、「避難生活に伴う慰謝料」「故郷喪失・変容による慰謝料」のいずれに關しても、共通の被害といえるような内容は認めることができないか、仮に敢えて共通の被害を觀念するとしてもその内容は極めて限定的であって、そのような被害による損害については、第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準に基づいて支払われる金額によって十分に填補されるものである。したがって、共通損害の請求がなされているものと敢えて

捉えたとしても、第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える共通損害の請求が認容される余地はない。

**(2) 中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準に基づく  
賠償額の十分性：財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること  
(下記「第3」「第4」において詳述)**

被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償を実施し、あるいはその実施を予定しているが、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものである。特に、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものである。したがって、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える個別事情に基づく損害が主張・立証されない限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

この点被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、原告らを含む帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域又は旧緊急時避難準備区域の居住者に対し、各種の財産的損害の賠償、住居確保費用の賠償のほか、精神的損害を賠償している。本件訴訟の原告らもその多くがこうした財産的損害の賠償を累次にわたって請求・受領しており、世帯単位の既払金総額は、避難指示区域については世帯平均で約1億2344万円（多い世帯では4億5409万0532円）、旧緊急時避難準備区域については世帯平均で約1265万円（多い世帯では1938万3960円）にのぼる。このように訴訟外において相当規模の賠償金を支払済みであるとの事実は、未払いの損害の有無について判断するに際し、十分に勘案される必要がある。

### **3 本書の構成**

本書においては、まず第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準を超える個別損害が立証されていないことについて論じる（下記「**第 2**」）。次に、中間指針等（第五次追補を含む。）の機能・位置付け等から、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える個別事情に基づく損害が主張・立証されない限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでないこと（下記「**第 3**」）、訴訟外における賠償の実態等に鑑みれば、被告の自主賠償基準による額を超える損害は認められないこと（下記「**第 4**」）を明らかにする。最後に「**第 5**」において、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないことを旨とする弁済の抗弁について詳述する。

### **第 2 中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準を超える額の慰謝料が認定される余地はないこと**

#### **1 中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える慰謝料が共通損害として一律に認定される余地はないこと**

##### **(1) 共通損害の請求であると捉えた場合、全ての原告らに共通する損害が認定される必要があること**

原告らは共通損害又は個別損害という損害把握をしておらず「『故郷喪失損害』ないし『日常生活阻害』という共通の損害事実について『包括的損害把握』による損害評価がなされるべき」等と主張する（原告準備書面（557）3頁）。このような原告らの主張にかかわらず、原告らに「共通」に生じた損害が裁判所による判断の対象とされるとしても、「共通」する損害を認定するのであれば、「全員が最小限度この程度ま

ではひとしく被っていると認められるもの」のみがその対象となる（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）。すなわち、「共通」する損害として本件事故による慰謝料額を判断するのであれば、原告らに真に「共通」する損害、すなわち原告らの中で本件事故による影響の少なかった原告の精神的苦痛を認定したうえで、当該精神的苦痛に対する慰謝料がどの程度であるか認定する必要があり、その限度においてのみ「共通」損害としての慰謝料が認定され得ることとなる。

**（2）「共通」する損害は中間指針等（第五次追補を含む。）に基づく自主賠償基準による額で填補されており、これを超える慰謝料が「共通」の損害として一律に認定される余地はないこと**

上記（1）のとおり、仮に本件訴訟において「共通」の損害が判断対象とされるとした場合には、全ての原告らに真に「共通」する損害の限度で損害認定がなされる必要がある。この点、下記「**第3**」3において述べるように、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであり、特に、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものである。したがって、同一区域に居住していた者に「共通」する損害などというものは、中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた被告の自主賠償基準による額で当然ながら填補されるのであって、個別の事情に基づいて損害の主張・立証がなされない限り、原告らに「共通」する損害なるものは自主賠償基準による額によって十分に填補されている。

加えて、本件訴訟において明らかになった事実を踏まえて検討しても、原告らに「共通」する損害として一律に賠償が認められるべき損害はな

い。すなわち本件事故による被害の状況・程度に関する原告らの個別事情は様々であるところ、個別事情にそのような大きな相違がある以上、原告ら各自が本件事故によって受けた損害は質的にも程度の面でも様々であって、「避難生活に伴う慰謝料」及び「故郷喪失・変容による慰謝料」のいずれに関しても、そもそも原告ら全員に「共通」する損害は認めることができないか、仮に敢えて共通の要素を観念するとしても共通損害として把握できる損害は極めて限定的である。そのような損害については、中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた被告の自主賠償基準に基づいて支払われる金額によって十分に填補される。

以上により、原告らに「共通」する損害は中間指針等（第五次追補を含む。）に基づく自主賠償基準による額で填補されており、これを超える共通損害の請求が認容される余地はない。

## **2 原告ら各自に生じた精神的損害が個別事情に基づき十分に立証されていないこと**

### **(1) 本件においては個別事情に基づく原告ら各自の慰謝料が争点となつており、個別に慰謝料の評価・算定がなされる必要があること**

本件のように多数の原告が共同で提訴する主觀的共同訴訟（いわゆる集団訴訟）であっても、原告らは、原告各自に生じたとする被害について、それぞれの固有の権利として損害賠償の請求をしているのであるから、各原告についてそれぞれ、被害の発生とその内容が確定されなければならない。特に、精神的損害に対する慰謝料は、被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであるところ、苦痛の有無や程度は各人が本件事故後に置かれた状況によって大きく異なることから、精神的損害の評価・算定において考慮されるべき要素も個々の被害者によって当然に異

なるのであって、慰謝料の評価・算定は個別の事情に基づきなされる必要がある。

本件訴訟における原告らの請求としても、原告ら全員に共通に生じた損害をその限度で対象とするものではなく（そのような主張は原告からなされていない。）、原告ら各自にそれぞれ生じた損害が請求されているものであると解される。そして、原告及び被告は、各原告に関する個別準備書面を提出し、被告からは原告ら各自の個別事情について求釈明を行い、原告らからは（それら求釈明の少なくとも一部について）回答がなされるなど、一貫して、原告ら各自の個別事情について攻撃防御を行ってきた。

このような原告の請求内容や審理の経過等に鑑みても、本件においては、個別事情に基づき原告ら各自の慰謝料の評価・算定がなされる必要がある。

## （2）個別の損害が十分に立証されていないこと（【別紙2】）

精神的損害は、被害者の精神的・肉体的苦痛を慰謝するものであるところ、苦痛の有無や程度は当然ながら各人によって異なるため、慰謝料の評価・算定は本来、個別の事情に基づいてなされる必要がある。したがって、個別事情に基づき慰謝料を評価・算定した結果、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える慰謝料額が認定されるることはあり得る。

しかしながら、避難・移転に伴う精神的苦痛の内容・程度は、個々の原告らの生活条件等の相違に応じて様々であり、かつ、本件事故による被害の状況も千差万別であるところ、本件訴訟の原告らの中には、本人尋問の対象とされた者、本人尋問の対象とされた者と同じ世帯に属する者、世帯代表者を含め本人尋問の対象とならず尋問を通じて個別事情が

何ら明らかにされていない者がおり、また、個別事情に関する書証の提出状況にも原告や世帯によって大きな差異があるなど、個別事情の主張・立証状況が原告相互に大きく異なっている<sup>2</sup>。

そして、個別事情の主張・立証状況に差異がある中でも、それぞれの原告について明らかとなっている限りの個別事情を踏まえて検討しても、

---

<sup>2</sup> なお、付言するに、原告らは各提訴時の訴状の「別紙」として、本件事故前後の住所地や本件事故後の避難経過、本件事故後の生活状況等を世帯ごとにごく簡略に記載したものを添付しているが、それら「別紙」の記載事項には、原告らに不利な事情について敢えて言及されていない例や、他の証拠から認定される事実との齟齬がある例などが散見されるなど、「別紙」に記載された内容は本件訴訟において認定されるべき事実とは異なることに十分留意する必要がある。本件訴訟においては、いずれの世帯についても、「別紙」の内容をはじめとする原告ら主張に対する被告からの反論や、被告の求釈明に対する原告らの回答、被告によるさらなる反論等の攻撃防御が実施されており、一部の世帯についてはその代表者に対する本人尋問も実施されている。その結果、「別紙」記載の内容がその重要部分において原告ら自身の主張とすら相違するものとなっている例が実際に散見されることから、本件訴訟においては、「別紙」作成後の当事者による主張・立証内容を踏まえて事実認定がなされる必要がある。

一部の例を挙げると、例えば世帯番号108について、訴状（平成25年12月26日付け。なお、平成26年5月23日付けで訴状訂正申立書が提出されている。）添付の「別紙」においては、「本件事故前の生活状況」のうち「家族構成」、「避難経路」及び「避難に伴う損害」の項目に、原告番号108-4、108-5及び108-6が福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水322-9に居住し、同所において被災したとの記載がなされているのに対し（訴状別紙（第10原告らの損害）原告番号26-1秋元淳、26-2秋元拓海、26-3秋元雅、26-4秋元正年、26-5秋元タミ子、26-6秋元キワ・1頁、3頁、4頁～5頁、7頁）、審理を経て明らかになった事実によれば、原告番号108-4、原告番号108-5及び原告番号108-6は、本件事故当時、福島県双葉郡川内村大字上川内字大根森75に住民票を置いており、被告に対しても本件事故時点において同所に居住していた旨の申告をしていたのであり（乙C108第6号証）、本件事故当時における居住場所という重要な要素について、「別紙」と事実の間に重大な齟齬がある。

また、世帯番号148について、訴状（平成26年5月21日付け。なお、平成26年9月30日付けで訴状訂正申立書が提出されている。）添付の「別紙」においては、「避難経路」の項目に、原告番号148が、平成23年7月18日以降は田村郡三春町斎藤字里内122-1 斎藤里内団地11-4に居住していたとの記載がなされ、訴状訂正申立書の日付である平成26年9月30日時点でも同人が同所に居住していた旨記載されているのに対し（訴状別紙第10（原告松本忠彦らの損害）原告松本忠彦番号31松本忠彦・2頁、3頁）、審理を経て明らかになった事実によれば、原告番号148は、平成24年11月27日に栃木県那須烏山市に新居を取得し、移住の意思をもって同所に移動していたのであり（乙C148第54号証～同第63号証の2、原告本人尋問調書・19頁～20頁）、本件事故後の移動経路や移住という重要な要素について、「別紙」と事実の間に重大な齟齬がある。

個別の損害が十分に立証されていない。この点については、各世帯について提出済みの個別準備書面において詳述した事情から明らかであるが、その概要について改めて本書添付の【別紙2】において述べることとする。

### 3 小括

以上のとおり、本件訴訟において仮に原告らに「共通」する損害の請求がなされているものとみた場合、「共通」する損害なるものは被告の自主賠償基準による額によって填補される。また、個別の事情に基づき追加の賠償がなされるべきことについても原告らは十分に立証をなし得ておらず、したがって、被告の自主賠償基準による額を超える個別損害の請求が認容される余地もない。

## 第3 中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償額の実態及び賠償基準の十分性

### 1 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること

#### （1）慰謝料の評価・算定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮されなければならないこと

精神的損害の額を認定するに際しては、財産的損害の名目による支払も含め、既になされた賠償の状況を勘案の上、被害者に生じた損害の填補として不足が生じているか否かが検討される必要がある。

すなわち、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は、「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差

を金銭評価した差額と捉えられている。そうである以上、精神的損害を含めた「損害」は、被害者に生じた被害の回復の観点、すなわち侵害行為前の状態と侵害行為後の状態との「差」をいかに埋めるかという観点で認定されるものでなくてはならない。

この点について、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があることが指摘されており（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』（有斐閣、2017年）880頁〔窪田充見執筆部分〕）、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は、「ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣言し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。」とした上で、「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいへ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素とされている上、かかる考慮を欠くとして原判決を破棄している。その上で、当該事案の差戻審では、不可逆性の身体的被害が生じているじん肺患者に対する財産的損害を含めた包括慰謝料としての慰謝料額が、死者以外には1000万円と認定されている。

他方で、生活妨害に関する慰謝料が請求された場合、判例実務上、一般に、身体傷害等といった被害が生じておらず単なる生活妨害が生

じたにとどまる事案における慰謝料の額は、月額数千円から高くても月額1、2万円といった水準にとどまっている<sup>3</sup>。

このように、一般に、財産的損害があるにもかかわらずその賠償が行われていない場合には、包括慰謝料が多額になることはあるが、財産的損害の賠償が十分になされていて、請求内容が純粹に精神的苦痛の慰謝のみの慰謝料の場合は、特に単なる生活妨害を超えた身体傷害等の被害を伴わない類型のケースでは、相対的に低額にとどまっていることが指摘できる。その意味で、財産的損害の賠償の有無は、慰謝料額の認定に大きく影響するのであり、慰謝料は財産的損害に対する

---

<sup>3</sup> 例えば、最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁は、国道43号・兵庫県道高速神戸西宮線及び同大阪西宮線の沿道から概ね50m以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対して損害賠償等を求めた事案であるが、原審の大坂高判平成4年2月20日民集49巻7号2409頁では、騒音の慰謝料が月額5000円～1万円、排ガスについての慰謝料が月額3000円と認定され、これが確定している。

また、数年にわたり現実に被害を生じていた事案であっても慰謝料額は月額1万円弱程度とされ、かつ、実際の身体的不調を招来し避難を余儀なくされたケースでも計10万円程度である。例えば、名古屋地判昭和54年9月5日判タ399号83頁では、被告の工場の廃棄物等による悪臭が昭和45年から昭和51年の約6年間にわたり、悪臭防止法の規制基準に違反した強烈な腐敗臭が半径3km以上の広い地域に拡散され続けたことにより、住民らが食事、睡眠、労働、営業など日常生活の各分野で様々な被害を受け、特に食事については食欲を喪失させ、あるいは吐き気を催し、嘔吐するなどの被害を受けるとともに、さらには飲食店、食料品店についても、工場から来るねずみやハエによる被害や、売上低下などの影響を被ったにもかかわらず、これに対処するに足る悪臭防止設備を整備しないまま悪臭を排出し続け、結果として原告らに精神的苦痛を与えた事案であるが、慰謝料として月額5000円～9000円を認めるにとどまっている。

他にも、高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁（豊島事件判決）は、裁判上の和解に反する産業廃棄物の搬入・処分という悪質な行為により悪臭・騒音・振動・煙害等の現実の被害も発生した事案であるところ、裁判所は原告住民らに「悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の毀損等による種々の精神的損害が発生している」と説示の上、慰謝料を各自5万円と認定した。

那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁は、被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故による大量の煙や異臭により、実際にのどや頭の痛みなど身体的な異変すらも伴い、市による「避難勧告」が発令され、避難に至った事案である。当該事案については、「突然、大量の煙や異臭に襲われ、体に不調を覚えながら、自宅を離れて避難せざるを得なかつた原告らが受けた精神的、肉体的苦痛は、相当程度大きかったものということができ」と説示しているが、認定された慰謝料額は各自計10万円である。

賠償との関係では補完的・調整的な機能を有するものであるといえる<sup>4</sup>。

交通事故の事案においても、損害賠償金の弁済とまでは明確に位置付けられない見舞金や香典といった金銭の支払を慰謝料の算定に当たり考慮することが通常行われている（交通事故に関して見舞金等として金銭が支払われた事実を慰謝料の算定に当たり考慮するとした大阪地判平成10年1月27日交民31巻1号87頁、被告（運行供用者責任を負う者）から香典の支払があることを慰謝料の算定に当たり斟酌したとする東京地判平成7年6月20日交民28巻3号902頁等）。

本件事故に関する慰謝料認定についても、潮見佳男「損害算定の考え方」（淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）46頁）は、「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける」、「平穏生活権という枠組みは、理論的には、平穏生活権侵害を理由とする財産的損害とは何かという方向での議論へと展開し、財産的損害の在り方を再検討する契機にもなりうる」、「原発事故による従前の生活環境の破壊、自己の生活関係を決定するとのできる権利・自由に対する侵害を財産的損害のレベルも含めてどのように損害論に反映させるか（損害論全体の理論的検証）は、実務上での展開の限界・困難さを踏まえたならば、学説に与えられた課題である。」と論じており、精神的損害と財産的損害とを全体として考慮

<sup>4</sup> この点については、早川眞一郎東京大学名誉教授も、「ある不法行為によって財産的損害と精神的損害の双方が生じている場合に、慰謝料（精神的損害の賠償）の決定に際しては、まず一般的に、財産的損害の賠償も含めた損害賠償の全体を考慮に入れたうえで、慰謝料の裁量的性質及び補完的・調整的機能を踏まえて判断する必要があり、次に、その精神的損害と密接な関係を持つ特定の財産的損害の賠償の状況を特に考慮に入れる必要がある。」と指摘するとおりである（乙B第161号証〔早川眞一郎東京大学名誉教授ご意見書〕・6頁）。

し検討することの重要性が指摘されている。これらは、いずれも財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の賠償に当たって考慮されるべき重要な事情であることを指摘するものである。

以上により、本件において原告らが請求する精神的損害の評価・算定に当たっては、財産的損害について十分な填補がなされているとの事情が十分に考慮されなければならない。

## **(2) 被告の自主賠償基準は、各種の名のもとで被害者の損害を填補するに足りる十分な賠償を行う仕組みとしていること**

被告が自主賠償基準に基づき実施している財産的損害の賠償においては、極めて多数に及ぶ被害者に対し迅速に賠償を行う観点から、個別に損害の有無・数額を確認することなく、被害が大きい者の場合にも十分な填補となるような水準の賠償額となるよう賠償額が設定されている。下記2において詳述するように、原告らを含む避難指示等対象区域の居住者に対しても、精神的損害のほかに、追加的費用、物品購入費用、包括・簡易請求による支払、就労不能損害、生命・身体的損害（入通院慰謝料を除く）、動産・不動産に対する賠償、事業損害に対する賠償といった多様な名目の下で幅広く賠償を実施している。

本件訴訟の原告らに対しても、慰謝料とは別にそうした各種の賠償を累次にわたり行っており、慰謝料も含めた世帯単位の既払金総額は、避難指示区域については世帯平均で約1億2344万円、多い世帯では4億5409万0532円、旧緊急時避難準備区域については世帯平均で約1265万円、多い世帯では1938万3960円にのぼる。

こうした各種の項目による手厚い賠償が原告らの精神的苦痛を慰謝するものとして機能していることは疑いを容れないであって、損害の填補状況に関する事情は慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

## 2 被告による賠償の規模・実態及びその十分性

### (1) 慰謝料以外の名目による賠償の規模・実態

「被告準備書面（380）」及び「同（382）」等において述べたとおり、被告は、精神的損害に加え、「財産的損害」の名目での賠償金として、追加的費用、物品購入費用、包括・簡易請求による支払、就労不能損害、生命・身体的損害（入通院慰謝料を除く）、動産・不動産に対する賠償、事業損害に対する賠償といった多様な名目の下で幅広く賠償を実施している。そして、これら財産的損害の名目で行われた賠償は、それぞれの賠償項目のもとで支払われる金額に見合う損害が必ずしも生じているものではなく、訴訟において認定され得る損害額を超えた賠償を行っている部分がある。

すなわち、本来、損害の賠償である以上は各被害者における損害の有無やその数額を個別に審査の上で支払をすべきところであるが、避難指示の対象となった地域の居住者の早期の生活安定に資するべく従来の「損害」の概念を超えて「住居確保費用」などの賠償を実施しているほか、多数にのぼる被害者の方々に対しできる限り迅速に賠償を実施するため、一人当たりの賠償額をあらかじめ設定するなど可能な限り定型化を図っており、かつその賠償額は、被害の程度が大きい場合にもその被侵害利益が填補される水準の金額となるよう賠償基準が定められ、運用されている。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。なお、

被告が実施した賠償の具体的な状況については、下記（2）において詳述する。

## ア 既払金に対応する損害が認められない賠償項目

### （ア）住居確保費用

被告が中間指針第四次追補（乙B第9号証）を踏まえて行っている「住居確保費用」の賠償（乙B第226号証）は、自宅住居に係る財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には、本件事故前に居住していた住宅の修繕又は建て替えのための費用）の一定割合を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

これは、物の滅失・毀損に対する損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁の枠を超えて行っているものであって、財産的損害の賠償としてではなく、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金として支払われているものである。

したがって、「住居確保費用」として支払われた賠償金については、これに見合う損害の発生が認められない。

【別紙1】（既払金一覧表）<sup>5</sup>の「住居確保費用」欄に記載の金額をみると、本件訴訟の原告らに関しても、多くの世帯が「住居確保費

<sup>5</sup> 本書添付の【別紙1】は、「被告準備書面（467）」添付の別紙1（既払金一覧表）を本書においてあらためて提出するものである。

用」の賠償金を受領済みであり、世帯単位で百数十万円から1億数千円が支払われており、多い世帯では約1億4600万円（世帯番号117）、9900万円（世帯番号148）といった金額が「住居確保費用」の名目のみで支払われている。

#### （イ）就労不能損害及び営業損害の賠償金のうち「特別の努力」分

被告が原告らに対し実施した直接請求手続においては、就労不能損害及び営業損害（逸失利益）の賠償に関し、平成23年3月11日以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち一定範囲（月額50万円を上限）について、「特別の努力」により得られた収入として賠償金から控除せずに支払を行う取扱いをしている<sup>6</sup>。

この点、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（前掲・最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられている（いわゆる差額説）。被告が就労不能損害の算定において控除していない「特別の努力」分については、差額説に基づいて算定される損害額を超えてなされた支払であって、既払金に対応する損害の発生が認められない。

【別紙1】（既払金一覧表）においては、「就労不能損害」の「特別の努力」欄に記載の金額がこれに該当する。

---

<sup>6</sup> なお、個人事業主及び法人の営業損害（逸失利益）に関しては、平成24年3月以降に得た利益を「特別の努力」によるものとして賠償金から控除せずに支払を行う取扱いをしている。

## (ウ) 生命・身体的損害のうち因果関係が診断書上「なし」「不明」の中で支払われている賠償金

被告が実施した「生命・身体的損害」名目での賠償は、医療費、入通院慰謝料、交通費、宿泊費、証明書類取得費用等を対象とするものであるところ、直接請求手続においては、請求者から提出された診断書において疾病と本件事故との因果関係が「不明」「なし」とされている中でも賠償を行っている場合がある。【別紙1】（既払金一覧表）においては「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」及び「生命・身体的損害（入通院慰謝料除く）」の「因果関係不明」「因果関係なし」欄に記載の金額がこれに該当する。

本来、因果関係が「なし」である場合はもとより、これが「不明」である場合にも、本件事故に起因するものとして賠償されるべき損害は認められない。

## (エ) 物品購入費用

被告は、避難生活中に生じた幅広い物品購入費用について賠償を実施しており、その対象は、家電製品、家具その他日用品のほか、衣料品、就学先での学用品等の購入費用、スタッドレスタイヤ購入費用等、多岐にわたる。【別紙1】（既払金一覧表）記載の「物品購入費用」欄の金額は、これら物品購入費用に対する賠償の合計額を示している。

そもそも、避難生活に伴う「物品購入費用」については、直接請求手続において、通常の生活費の增加分については「精神的損害」に含めて賠償している（中間指針（乙B第5号証）「第3」6の備考2<sup>7</sup>

<sup>7</sup> 避難等対象者が受けた精神的損害の損害額算定に当たっては、「原則として、避難費用のうち『生活費の増加費用』を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した」とされている。

参照）。また、通常の生活費の增加分とは評価されないような家電製品、家具など家財道具の新規購入費用については、本件事故時点で保有していた家財道具の財物価値の喪失・減少に対するものとして「家財賠償」として賠償している。

すなわち、「物品購入費」としてなされた賠償は、通常の生活費の増加分であれ、それを超える家財道具の新規購入費用であれ、精神的損害に含まれる生活費増加分や、物品購入費用とは別途に被告が賠償を実施している家財賠償によって損害が填補されている。これらの賠償を受領しながら「物品購入費」としてさらに追加で賠償されるべき損害はなく、「物品購入費」としての支払に対応する損害が生じているとは認められない。

## イ 各自の損害を把握することなく定型的な金額を支払っている賠償項目

**【別紙1】**（既払金一覧表）に記載の賠償金のうち、薄緑色に塗られたセルの賠償項目については、これらの支払額に見合う損害が生じているか否かを確認しない中で賠償されたものであり、訴訟においてこれらの支払額に相当する損害の発生及びその数額が立証されない限り、支払額に見合う損害が生じているとは認められない。

### （ア）簡易請求方式・包括請求方式による定型的な賠償

被告は、平成23年12月以降を対象として、実費（避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、検査費用（人）、検査費用（物））の賠償に関し、「簡易請求方式」による賠償を実施している。これは、各請求者に対する従前の賠償実績（平成23年11月末までの期間に関する賠償の実績）に基づいてあらかじめ設定した請求金額

<sup>8</sup>をもとに、簡易に支払を実施するための手続きであり、請求金額についての説明・疎明は不要とされている。

さらに被告は、平成24年6月以降の期間を対象として、「包括請求方式」による簡易な請求方式を選択できるようにしている。すなわち、避難費用、帰宅転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等に関し、損害の発生・数額について何らの説明・疎明を求めることなく、将来分も含めて、以下の金額を対象者に一律に支払うものとしている。

帰還困難区域：94万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧居住制限区域：114万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧避難指示解除準備区域：114万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧緊急時避難準備区域：11万7000円／人（H24.6.1～H24.8.31）

**【別紙1】**（既払金一覧表）記載の「包括・簡易請求」欄の金額は、これら「簡易請求方式」「包括請求方式」に基づいて支払われた賠償金の合計額を示しており、多くの世帯がこれらの賠償金を受領している。

このような「簡易請求方式」「包括請求方式」による賠償額は、対象期間における実際の支出の有無や金額を確認することなく支払われているものであって、これらの支払が対象とする各種費用について本件事故と相当因果関係のある支出の有無及びその数額が原告らによ

---

<sup>8</sup> 従前の請求において支払われた実績を万の位に切り上げた金額を基に、その100%、75%、50%及び25%に相当する金額をあらかじめ請求書に印字し、請求者がこのいずれかを選択することにより請求がなされる。請求に当たって、請求者において請求金額に関する説明や資料の添付は不要とされる。

って主張・立証されない限り、支払額に見合う損害が生じているとは認められない。

#### (イ) 家財賠償のうち定額賠償分

被告は、家財の保有状況やその財物価値につき個別の説明・疎明を求める事なく、世帯構成と避難区域の種類に応じて下掲の表に基づき算定される金額の賠償を行っている。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
大人1名 あたり	子供1名 あたり				
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

【別紙1】(既払金一覧表)の「動産」のうち「定額家財」欄に記載の各金額が上記の定型的な賠償分に該当し、世帯ごとに定型的な方法で算定された金額が賠償されている。

このような家財賠償についても、上記の表に基づき算定される数額に見合う損害が必ずしも生じていたものではない。したがって、損害の数額（本件訴訟による家財の財物価値の喪失・減少分）が原告らによって主張・立証されない限り、支払額に見合う損害が生じたものとは認められない。

#### (ウ) 不動産（土地、建物、構築物・庭木）に対する賠償金

被告は、帰還困難区域に所在する不動産については本件事故時点の価値相当額の全額を賠償し、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域に所在する不動産については避難指示が6年（72か月）継続した時点でその価値の全てが失われたものとみなした上で、避難指示の解除までの期間に応じた割合分の賠償を実施している（例えば避難指示の対象となった期間が本件事故から65か月の地域に所在する不動産については、当該不動産の本件事故時点の価値の72分の65に相当する金額を賠償している。）。

不動産に関するこのような賠償額の算定方法は、多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、個々の不動産について本件事故に起因する価値の減少分が主張・立証されずとも賠償を実施できるよう、簡易な一律の算定方法が用いられているものである。しかしながら、少なくとも避難指示が解除されれば不動産を使用、収益又は処分することに支障はなく、現に元の自宅に帰還し生活を送っている住民もあるほか、不動産取引も多数行われているのであって、不動産（特に土地）について避難指示が6年（72か月）継続したことをもってその価値の全てが失われたものと一律にみなすこと自体が不動産の価値に関する実態と乖離している。

また、全損として不動産の価額の全部を賠償した場合においても、その所有権は原告方に残置され、避難指示解除後に帰還して利用・処分することが可能である。

さらに、中間指針第二次追補（乙B第7号証）においては、「（財物の）賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる」とされているところ、被告はその費用

負担による除染がなされ財産的価値が回復した場合にも、その価値回復分を清算するという取扱いはしていない。

以上のような賠償実態に鑑みると、不動産に関し被告が実施した賠償については、各不動産について損害の数額（本件訴訟による財物価値の喪失・減少分）が原告らによって主張・立証されない限り、支払額に見合う損害が生じたものとは認められない。

## （エ）団体請求を通じた賠償分

被告は「請求書パック」を用いた請求のほか、農業者等がそれぞれの生産者団体等を通じて賠償を請求する方式（「団体請求」）による賠償を実施している。

この団体請求においては、一律の算定方式に基づく賠償金の算定を行うことを前提に、生産者団体等が各農業者等の請求をとりまとめた上で、被告に一括で賠償請求し、被告にて形式的な確認をした上で各農業者等に対する賠償金の合計額を生産者団体等に支払い、その後、生産者団体にて各農業者等に賠償金を分配する仕組みとなっている。

団体請求による賠償においては、農地の面積等に一定の金額を単純に乗じた額とするなど、実際の損害の有無を確認することなく賠償額を機械的に算定する方式を採用している（例えば、本件事故時点における農業収益が赤字であるような場合であっても、農地の面積に応じた賠償を受けられることとなる。）。

この点、【別紙1】（既払金一覧表）の記載上、「事業団体請求分」に掲載の金額が団体請求を通じた賠償額である。下記（2）ウにおいて例示するように、本件事故前の所得が赤字である場合を含め、本件事故前の年間所得額との比較において通常考え得る逸失利益の額を大きく上回る農業賠償がなされている例が散見される。

#### **(オ) 追加的費用名目での賠償金のうち証憑に基づかず支払われた部分**

被告は、避難により生じた各種の費用支出を幅広く賠償対象としているところ、これらの賠償の中には、損害の発生・数額についても説明・疎明を求めることなく支払っているものがある。例えば、避難費用や家族間移動費用に関しては、実際に生じた費用支出に基づく算定ではなく、高い水準で定めた標準額（同一都道府県内の移動であれば交通手段や実際の出費額を問わず一律に1回当たり片道500円など）に基づき賠償を行っている。【別紙1】（既払金一覧表）においては「追加的費用（証憑無）」欄に記載の金額がこれに該当する。

このように追加的費用名目での賠償金のうち証憑に基づかず支払われた部分についても、損害の有無及びその数額が原告らによって主張・立証されない限り、支払に対応する損害が認められない。

#### **ウ 一応の証憑に基づき支払われているものの、これに対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害項目**

【別紙1】（既払金一覧表）の賠償項目のうち、薄いグレーの項目については、一定の証憑に基づいて賠償を行っているものの、多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、定型的な処理として可能な限度での確認を実施しているにとどまる。

「物品購入費用」は、精神的損害に含まれる生活費増加分や家財賠償によって損害が填補されており、これらの賠償を受領しながら「物品購入費用」としてさらに追加で賠償されるべき損害がない旨は既に述べたとおりである。

仮にこの点を措くとしても、直接賠償手続においては、物品購入による支出の事実自体が領収書等の客観的な資料により裏付けられていない中で賠償を行っているケースも多い。

例えば世帯番号 113 の原告らの世帯に対しては、「物品購入費用」として合計約 950 万円が賠償されているが、そのうち約 636 万円については、領収書等の客観的資料の提出がない中で、請求書への記載などによる本人の申告に基づいて支払に至っている。

## **(2) 実損害を超える賠償がなされている事実も本件において多く確認されていること**

### **ア 地震による被害であるにもかかわらず賠償が実施されている例**

被告は、直接請求手続を通じた賠償の実施に当たり、地震によるものではないこと、本件事故によるものであることを確認した上で賠償金の支払を行っている。また、被告は、建物の価値に対して賠償金の支払をするに際して、当該建物に地震による被害があったときは、倒壊の場合は賠償金を支払わず、全壊なら 50 %のみを支払うものとし、半壊なら 80 %のみを支払うものとしており、その旨公表し、被災者に送付した書面にも記載していた。しかしながら、地震による被害であるにもかかわらず賠償金の支払がなされている例が確認されている。

例えば、原告番号 189-2 は、地震により自宅が半壊となったのに（乙 C 189 第 17 の 1、原告番号 189-1 本人調書 16 頁）、直接請求手続において地震・津波の損害状況について「損害なし」として申告して建物の財物損害 3083 万 3162 円の賠償を受けたが（乙 C 189 第 1 号証の 2）、そのうち 20 % 相当額である 616 万 6632 円について実損害を超える賠償を受けたことは明らかである。

## イ 既払金に対応する損害が認められない賠償項目

### (ア) 住居確保費用

上記（1）ア（ア）において述べたように、住居確保費用の賠償は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものであって、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金として支払われているものである。のみならず、原告らは「請求者が本請求書により申告する費用は、実際に請求者もしくは世帯構成員の住居を確保するために支出する費用であること」について同意し、事実と相違ないことを確認した上で住居確保費用を請求しているにもかかわらず（乙C152第42号証の1・5頁の「5 確認事項」柱書及び「1（1）」項参照）、住居確保費用を請求・受領したもの実際の費用支出が確認できないケースや、受領した賠償金について移住先確保とは異なる目的での使用をしているケースがあることが明らかになっている。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、原告番号148-1は、住居確保費用の名目で1億0680万9119円の賠償を受けており、その全額が実損害を超える賠償であるが、事故時同居していなかった長男家族が住むための土地・建物取得費用について住居確保費用の賠償を受け、また、住居確保費用を原資として取得した居宅を第三者に賃貸している。このように、事実と異なる申告により受けた住居確保費用名目の賠償金合計3503万0973円（土地につき1156万円、建物につき2347万0973万円）は、実損害を超える賠償である（乙C148第1号証の2）。

## (イ) 就労不能損害

就労不能損害については、本件事故に起因して就労を喪失し、本件事故後に新たに就労先を確保して就労を再開している場合に、平成26年2月までに新たな就労先から得た給与については、「特別の努力」によるものとして賠償額の算定において考慮しない（賠償額から控除しない）取扱いをしている。こうした「特別の努力」分自体が実損額を超える賠償であるが、それに加えて、個別事情を見れば、通常の裁判であれば「特別の努力」の適用を受けないと思われるケースであっても、機械的に「特別の努力」が適用されることにより実損額に照らして十二分な賠償を得ているケースがある。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、原告番号115-2は、平成23年3月から平成26年2月までの合計798万8279円の就労不能損害の賠償を受けているが（乙C115第5号証等）、このうち、本件事故後に原告番号115-2が再就職先の病院で得た収入として本来就労不能損害から控除されるべき480万9600円については就労不能損害の賠償額から控除されていない（乙C115第14号証、乙C115第18号証）。原告番号115-2は看護師であり一般的には人材不足が生じている職種であって再就職・転職が比較的容易であると思料されるが、直接請求手続においては、請求者各自における再就職がその実態として「特別の努力」によるものであるか否かを何ら問うことなく本件事故後の収入を控除しない取り扱いを機械的に適用している。したがって、480万9600円については実損害を超える賠償を受けたものである。

また、就労不能損害の通勤交通費について、事実と異なる申告に基づいて実損害を超える十二分な賠償がなされているケースがある。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、原告番号115-1は、本件事故後も小高区の勤務先に失職することなく継続的に勤務していたが、南相馬市内の借り上げ住宅で生活し、小高区の勤務先へ通勤していたにもかかわらず、直接請求手続において、そのことを申告せずに、当初の避難先である仙台市から小高区への通勤交通費385万6500円を受領し、実損害を超える賠償を受けている（甲C115第1号証12頁、原告番号115-1調書27～28頁、乙C115第5号証の2）。

#### （ウ）営業損害

営業損害についても、就労不能損害と同様に特別の努力分はその全額が実損額を超える賠償であるが、それ以外にも、個別事情を分析した結果、明らかに実損額を超える賠償を受けているケースが確認された。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、原告番号189の世帯が経営していたスーパーマーケットは、本件事故前は3期連続、毎期約340万円から約600万円の当期赤字を継続的に計上しており（乙C189第38号証）、逸失利益1357万7166円（乙C189第1号証）の支払は、事業収益として期待できる額を明らかに超えたものであり、実損害を超える賠償を受けたものである。

## (エ) 生命・身体的損害

生命・身体的損害については、上記のとおり早期の被害者救済の見地からそもそも本件事故との事実的因果関係や相当因果関係を厳密に確認することなく賠償が行われているため、厳密に法的評価を行えばその大半が実損額を超える賠償になっているということができる。実際、本件訴訟の原告らの個別事情を分析しても、明らかに本件事故と無関係の疾病について多額の賠償を受けているケースがある。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、原告番号146-1の訴外夫は、本件事故前の既往症であった肺結核をもとに発症した肺アスペルギルス症（医師作成の通院証明書（乙C146第6号証の1・32～33頁）によれば避難との因果関係が「無」）に罹患し、痰を誤嚥するなどのその影響から誤嚥性肺炎になって死亡したものであり、本件事故との関連性が認められる要因はなく、本件事故との相当因果関係はないものというべきであり、原告番号146-1に対してなされた訴外夫の死亡慰謝料320万円の支払は実損害を超える賠償である（乙C146第1号証の2）。

また、原告番号183-3は、通院証明書上も「避難との因果関係」が「不明」と明記されている「右母指側副靱帯損傷」については「日常生活で不意にドアノブに右手をぶつけ、ケガをしたもの」であり、診断書上も「避難生活との関連性」が「不明」と明記されている。「左肩関節周囲炎」「左変形性肘関節症」については「雪道で転倒」するなどしたとのことであり、本件事故との関連性が認められる要因はなく、かかる傷病に関して支払われた生命身体的損害の賠償金合計21万8600円は実損害を超える賠償である（乙C183第1号証の2）。

## **ウ 各自の損害を把握することなく定型的な金額を支払っている賠償項目**

### **目**

被告は「請求書パック」を用いた請求のほか、農業者等がそれぞれの生産者団体等を通じて賠償を請求する方式（「団体請求」）による賠償を実施している。団体請求による賠償においては、農地の面積等に一定の金額を単純に乗じた額とするなど、実際の損害の有無を確認することなく賠償額を機械的に算定する方式を採用している（例えば、本件事故時点における農業収益が赤字であるような場合であっても、農地の面積に応じた賠償を受けられることとなる。）。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、団体請求を通じた賠償分に関し、原告番号113-1は、本件事故前の農業年間所得は約23万円の赤字であるのに（乙C113第53号証・32頁）、団体請求を通じて約679万円を受領した（乙C113第1号証の2）。

## **エ 一応の証憑に基づき支払われているものの、これに対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害項目**

以下の原告らについては、原告らの申告及び提出された証憑に応じた賠償を受けているものの、これに対応する損害が生じているとは認められず、実損害を超える賠償がなされている可能性がある。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

例えば、住居確保費用の賠償に関し、世帯183の原告らは、工務店作成による資金計画書を提出して移住先新居を取得すると申告して

平成26年12月に住居確保費用3253万8438円の賠償を受けたが、その後令和4年9月（陳述書作成時）に至るまで借家に居住し家賃賠償を受けており、実際に新居を取得した形跡がうかがわれず（被告準備書面（406）3～4頁）、実損害を超える賠償を受けた可能性がある。

### **3 中間指針等（第五次追補を含む。）の機能・位置付けからも、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が主張・立証されない限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでないこと**

「被告準備書面（297）」及び「同（428）」等においても述べたとおり、被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償を実施し、あるいはその実施を予定しているが、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものである。特に、下記「（2）」及び「（3）」において述べるように、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものである。したがって、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える個別事情に基づく損害が主張・立証されない限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

#### **（1）中間指針等の機能・位置付け**

原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、多数の被害者の実体法上・手続法上の権利が害されることと

なる上、原子力事故とは無関係の一般的な事件処理も遅滞することは必至である。そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

そこで、原賠法18条1項は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。」と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

このように、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により「一般的な指針」として定められた、被害回復のための自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的として策定されたものである。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定の指針等が順次策定されている。そして、審査会が最も新しく策定・公表した指針が、下記「(2)」に述べる第五次追補である。

## (2) 第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に

関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること

令和4年12月20日、審査会は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（乙B第342号証）を公表した。

第五次追補の策定は、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決<sup>9</sup>が確定したことを契機として、中間指針等の見直しの要否の検討を経てなされたものである。

第五次追補の策定に当たり、原子力損害賠償紛争審査会は、「法律の学識経験者から専門委員を任命し、確定判決における本審査会の指針の内容についての評価、本審査会の指針には示されていない類型化

<sup>9</sup> 仙台高判令和2年3月12日（いわき訴訟）、東京高判令和2年3月17日（小高訴訟）、仙台高判令和2年9月30日（生業訴訟）、東京高判令和3年1月21日（前橋訴訟）、仙台高判令和3年1月26日（中通り訴訟）、東京高判令和3年2月19日（千葉訴訟）、高松高判令和3年9月29日（松山訴訟）。

が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について、必要に応じ、ADRセンターにおける事例（和解・打切り）の情報提供も受け、詳細に調査・分析を行うこと」を第56回審査会において確認した。その後、任命された専門委員<sup>10</sup>は第58回審査会において中間報告、第59回審査会において最終報告をそれぞれ提出しており、最終報告を踏まえて原子力損害賠償紛争審査会における検討がさらに数度なされた上で、第63回審査会における最終的な第五次追補（案）の審議を経て第五次追補が策定・公表された<sup>11</sup>。

このような策定経緯に鑑みると、第五次追補は、本件事故に関する7件の確定済み控訴審判決の分析結果を反映させたものであって、本件事故による被害の実態に即し、本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価した結果として示されたものである。したがって、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、類型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。

### **(3) 中間指針等が示す賠償額の目安額は、一般的に生じた被害として類型的に把握される要素について評価して定められたものであること**

このように、中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）であって、そのような「一般的な指針」としての位置付け・性質に鑑みれば、中間指針等が示す

<sup>10</sup> 大塚直氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）、米村滋人氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、青野洋士氏（公証人）、日下部真治氏（弁護士）、末石倫大氏（弁護士）。

<sup>11</sup> 第五次追補「第1」の「1 経緯」参照。

賠償額の目安は、一般的に生じた被害として類型的に把握される要素については網羅的に評価の上で定められたものである。

この点、以下に引用する第60回審査会における内田貴会長の補足説明（乙B第344号証・10頁。下線は引用者による。）からも、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであることは明らかである。

明石委員：明石でございます。私は専門家ではないので、1点お伺いしたいんですが、人によってかなり差があるということで、何を目安としてということがあるんですが、こういう場合は、一般的に、あまり過酷状況がひどくない人、それから、最もひどい人の、例えば平均値とか中間を取るんでしょうか。それとも、決めることができない場合は、一番ひどい場合、いわゆる我々の放射線の分野で言うと、保守的にとか安全側にという言葉で大きい数字を取ることがあるんですが、この場合はどういう考え方をするのか御教示いただけたらと思います。

内田会長：ここでの考え方は恐らく、最大公約数的といいますか、  
人によって様々な違いがあるわけですが、全員に共通して定型的に認められるのはこのぐらいであるという額を出すという趣旨であろうと思います。ただ、例外的にもちろん、それよりも少ないという方がいるかもしれませんけれども、その場合に、少ない方に合わせるというのではなく、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すというのがこれまでの指針の考え方であったと思います。ですから、最大公約数という言い方がいいの

かどうか分かりませんが、最も共通して生じていると思われるレンジの額を提示する。それよりも、個別事情によって多い方については、ADRで個別の証明をして、加算するということもあり得るという趣旨であろうと思います。

明石委員：分かりました。ありがとうございます。

内田会長：はい。これまでの中間指針の考え方そのものは変わっていないという趣旨であろうと思います。

また、その後に開催された第61回審査会においても、内田貴会長は以下のとおり中間指針等に定める賠償額が最低限の水準ではないことを明示的に述べている（乙第B345号証・44～45頁。下線は引用者による。）

内田会長：もともと、指針というのは必ずしも最低限という趣旨ではなくて、あるカテゴリーの被害者に共通に生じている損害について、もし裁判をすれば大体どのくらいの額が認容されるであろうかというところ、つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくれておりました。そうすると、その額よりも多い方、個別事情によって多い方もいれば少ない方も現実にはいるわけですが、しかし、少ない方について額を減らすということはしませんので、そうすると結果的には、あたかも最低限であるかのように機能する。個別事情に応じて増やす方向でのみ修正がされることになりますけど、しかし、必ずしも生じている損害の中で最低の部分を取っているというわけではなくて、共通して生じてい

る損害を合理的に算定すればどうなるかというところの基準を示そうとしたものであると理解しております。

#### (4) 中間指針第五次追補を踏まえた被告による訴訟外賠償の内容

以上のとおりの第五次追補の策定を受けて、被告は、訴訟外において直接請求手続を通じた賠償を行う方針であり、令和5年1月31日にプレスリリース「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（乙B第343号証）、また、同年3月27日にプレスリリース「中間指針第五次追補を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」<sup>12</sup>を公表した。

その内容は、上記でみた第五次追補の指針の内容に即して、「過酷避難状況による精神的損害」、「避難費用及び日常生活阻害慰謝料」、「生活基盤喪失・変容による精神的損害」、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害」について賠償を行うこととしている。

また、「精神的損害の増額事由」は、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の一定の個別事情<sup>13</sup>があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合に、日常生活阻害慰謝料を増額するものであり、避難指示区分等によって一律の賠償額が定まるものではない。これらの増額事由についても、令和5

---

<sup>12</sup> [https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056\\_8713.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056_8713.html)

<sup>13</sup> ①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があること、③①又は②の者の介護を恒常的に行なったこと、④乳幼児の世話を恒常的に行なったこと、⑤妊娠中であること、⑥重度又は中等度の持病があること、⑦⑥の者の介護を恒常的に行なったこと、⑧家族の別離、二重生活等が生じたこと、⑨避難所の移動回数が多かったこと、⑩避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと。

年3月27日のプレスリリースにおいてその考え方等を明らかにしている。

第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく精神的損害等の訴訟外賠償のうち、避難指示等の区分によって賠償額が定まるものを避難指示等の区域ごとに整理すると以下のとおりである。

#### ① 帰還困難区域等

一人 1580万円（第五次追補前公表賠償額 1450万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 850万円、過酷避難慰謝料 30万円、  
生活基盤喪失慰謝料 700万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て帰還困難区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円となり、一人 1610万円となる。

#### ② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

一人 1130万円（第五次追補前公表賠償額 850万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 850万円、過酷避難慰謝料 30万円、  
生活基盤変容慰謝料 250万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円、生活基盤変容慰謝料 250万円、合計 1130万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在

慰謝料 60 万円、生活基盤変容慰謝料 250 万円となり、一人 1160 万円となる。

③ 旧緊急時避難準備区域

一人 230 万円（第五次追補前公表賠償額 180 万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 180 万円、生活基盤変容慰謝料 50 万円

④ 避難指示等対象区域<sup>14</sup>内（ただし、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く<sup>15</sup>。）の住民が避難等対象区域又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在した期間の自主的避難等に係る損害

・子供及び妊婦以外の者

一人 20 万円（第五次追補前公表賠償額 4 万円）

・子供及び妊婦

一人 48 万円（変更なし<sup>16</sup>）

（5）小括

以上のような中間指針等の機能・位置付けからも、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額が訴訟において当然に損害と認められるものではなく、これを超える損害が原告らによって主張・立証されな

<sup>14</sup> (1)避難区域、(2)屋内退避区域、(3)計画的避難区域、(4)緊急時避難準備区域、(5)特定避難勧奨地点、(6)地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域の総称（中間指針（乙B第4号証）の1頁参照）。

<sup>15</sup> 計画的避難区域及び特定避難勧奨地点の住民に対しては、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害」が支払われるため、同期間を対象とする自主的避難等に係る損害は対象外となる（乙B第342号証・35頁）。

<sup>16</sup> 従前より、平成23年4月23日から平成24年8月31日までを対象期間として48万円を支払っており、今回の指針改定に伴う加算はない。

い限り、第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える損害は認められない。

#### **4 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと**

本件訴訟において原告らは、本件事故の発生について被告に故意又はそれに匹敵する重過失があり、それにより原告らの慰謝料額が増額されるべきであると主張する。被告には本件事故につき故意・重過失がないことについては繰り返し主張してきたとおりであるが（被告準備書面（214）、同（296）及び同（379））、被告の帰責性が慰謝料増額事由とならないことについて改めて簡潔に述べることとする。

##### **（1）令和4年6月17日付け最高裁判決について**

本最高裁判所の判決内容は以下のとおりである。

- ・本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。
- ・したがって、経済産業大臣が、本件長期評価（※被告訴訟代理人注：平成14年7月に地震本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（乙A第85号証）を指す。）を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。

- ・そして、本件試算（※被告訴訟代理人注：被告が本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成20年4月頃にその結果の報告を受けた「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託 第2回 打合せ資料 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討Rev. 1」（甲A340）を指す。本件訴訟においては、「2008年津波試算」と呼称している。）は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえる。
- ・そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。
- ・他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方方が有力であったことはうかがわらず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。した

がって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかつたということはできない。

- ・ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかつたが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している  
(※被告訴訟代理人注：「2008年試計算結果に基づく確認の結果について」(乙A第95号証)がその根拠であり、特に「図-7 計算①による浸水深」が根拠である。)。

- ・これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴つて大量の海水が本件敷

地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。

- ・以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかつた可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至つていた可能性が相當にあるといわざるを得ない。
- ・そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできないことになる。

## (2) 最高裁判決の評価

このように、本最高裁判決は、その判決文からも明らかなとおり、「被告による本件事故の結果回避可能性」がなかつたことを明らかにしたものである。本最高裁判決は国を直接の名宛人とするものではあるが、国による当該規制を受ける立場にあった被告の対応によっても本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできないと明確に判断している。すなわち、同判決の上記引用部分は、仮に国が規制権限を行使したとしても、被告が本件事故を回避することができなかつた、言い換えれば、被告において本件事故の結果回避可能性がなかつたことを明らかにしている。それゆえ、被告に本件事故の発生に対する重過失があつたとは評価し得ない。

したがって本件訴訟においても、「被告が仮に長期評価の見解に基づく対応を実施していたとしても、本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない」との法的評価がそのまま妥当することから、被告に故意に匹敵する重過失が存在した旨を主張して慰謝料の増額を求める一審原告らの主張はその前提を欠くものであって、失当である。

## 第4 弁済の抗弁

### 1 弁済の抗弁に関する考え方

#### (1) はじめに

上記「**第3**」3(4)でも述べたとおり、被告は自主賠償基準に基づき賠償を実施しており、原告らに対しても避難指示区域については世帯平均で約1億2344万円（多い世帯では4億5409万0532円）、旧緊急時避難準備区域については世帯平均で約1265万円（多い世帯では1938万3960円）にのぼる賠償金を訴訟外で支払済みであるところ、本件は、そのような既払金では填補されない損害がなおもあるとして賠償金の支払を求める訴訟である。

この点、「本件事故による平穏な生活利益の侵害」という同一の被侵害利益の侵害によって生じる精神的損害も財産的損害も損害賠償請求権としては1個であり、1個の損害賠償請求権のうちの精神的損害のみを請求する原告らの請求は一部請求である。したがって、原告らの請求の当否の判断に際しては、1個の請求権を構成する財産的損害を含めた原告らの損害の全体像をみた上で、これまでに裁判外で支払われてきた既払金総額を超えてなお未払いの損害があると評価されるのか否かが判断される必要がある。

また、上記「**第3**」2において詳述したとおり、被告が訴訟外で支払った賠償金には、実損害を超えて支払がなされている部分がある（支払の性質上これに対応する実損害が認められない住居確保費用の賠償金のみをとっても、原告らのほとんどの世帯に対し相当な金額が支払われている。）。本件訴訟において、既払金総額を超えてなお未払いの損害があるか否かを判断するに際しても、そのような実損害を超える支払がなされている点を無視することは許されず、特に、下記3で述べるように、過大な賠償がなされていることが証拠上明らかである場合には、当該過大分について認定額からの控除（精算）が認められる必要がある。

## （2）一部請求の場合の弁済の抗弁の判断について

### ア 本件事故に基づく損害の賠償請求権である以上、費目を問わず請求権として1個であること

本件訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害及び財産的損害の賠償を求めているが、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害は、その賠償の請求権は1個であり、訴訟物は1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁<sup>17</sup>、乙B第160号証〔伊藤眞東京大学名誉教授ご意見書〕2頁及び3～5頁。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。）。

---

<sup>17</sup> 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するから、それぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上の損害とを相互に融通して認容することができるとした。

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における訴訟物の個数に関する見解は、大きく分けて、侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する見解と、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権である以上は損害の内容や性質を問わず全ての損害を包括して1個の請求権のみが成立するという見解があるところ、かつては生じた損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する前説もあったものの、前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁は最高裁として初めてこの問題を正面から判断し、財産的損害と精神的損害は請求権及び訴訟物としては1個であるという立場をとることを明らかにした（同判決に関する最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁））。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見執筆部分〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の評価・算定は財産的損害と一体的になさるべきとの考え方に基づくものであり、一般的な慰謝料の補完的機能の場面とは反対に、財産的損害に対する賠償が十分である場合においても、そのことが慰謝料の算定に当たって考慮される必要がある（乙B第162号証〔窪田充見神戸大学教授ご意見書〕4～5頁）。

判例上も、前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、

認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、かかる説示は「他に財産上の請求があるか否か」が慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素であるとするものであって、財産的損害と慰謝料を1つの請求権と捉えることを前提としている。

このように、財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害として個々に損害賠償請求権が成立するものではなく、下記（3）で述べるように、これに対応する弁済の抗弁の対象としても、精神的損害と財産的損害の別を問うことなく既払金が弁済として充当されるべきことは当然の理である。

#### イ 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について

上記アのとおり、不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物の個数に関しては、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権においては全ての損害を包括して1個の請求権が成立するというのが最高裁判例の立場である。そうすると、本件訴訟においては、本件事故による損害のうち慰謝料の一部並びに財産的損害のうち居住用不動産及び家財のみについて賠償を求める原告らの請求は、一部請求であると捉えられる。

一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場

合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており（いわゆる「外側説」。前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。なお、同判決以前においても、既に外側説が実務の大勢を占めていたとの指摘があり（同判決に関する最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁の脚注14）。）、これが裁判実務における確立した取扱いとなっている。

外側説の妥当性に関しては、前掲・最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁が「まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである」との判示に続き、「けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである」と簡潔に述べるとおりである。

#### ウ 請求権1個説及び外側説からの帰結

以上ア、イにより、原告らの請求の判断に当たっては、原告らの主張・立証に基づいて認定された損害の全額から弁済額の全額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度で認容し、残存額がなければ請求を棄却することになる。

### (3) 財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないこと

上記（2）のとおり、本件訴訟において外側説に基づき未払いの損害の有無が審理・判断されるとしても、（A）仮に訴訟外における賠償金の支払に際し、確定効・不可争効のある合意が成立しているのであれば、既払金について過不足が調整される余地はなく、結果として、本件において請求対象とされている慰謝料部分のみをみた上での不足の有無が争点となるにすぎないこととなる。

あるいは、（B）仮に原告らに（損害項目ごとの）既払金に見合う損害が生じていたとすれば、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分とそれに対する弁済の額が一致することとなり、この場合にも、実質的には、慰謝料部分のみをみた上での不足の有無が争点となるにすぎないこととなる。

しかしながら、まず上記（A）に関しては、直接請求手続においては、賠償金の支払に際し、いわゆる清算合意は結ばれない。むしろ、請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、實際にも過不足を期日調整する運用がなされている。これらを踏まえると、確定効・不可争効のある合意が成立していないことは自明である（下記ア）。なお、確定効・不可争効のある合意が成立していたとすればそれは財産的損害に対する賠償に限るものではなく慰謝料についても同様であって、訴訟外において精神的損害の賠償を受けながら本件訴訟において改めて精神的損害の賠償を求めているという原告らの行為自体、確定効・不可争効のある合意が訴訟外において成立していないことを前提とするものである。この点についても下記ア（ア）のとおりである。

また、上記（B）に関しては、被告による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、既払金があるからといってそれに対応する損害が認められるものではない（下記イ）。

したがって、精神的損害のみをみて未払いの損害があるか否かを判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならない。

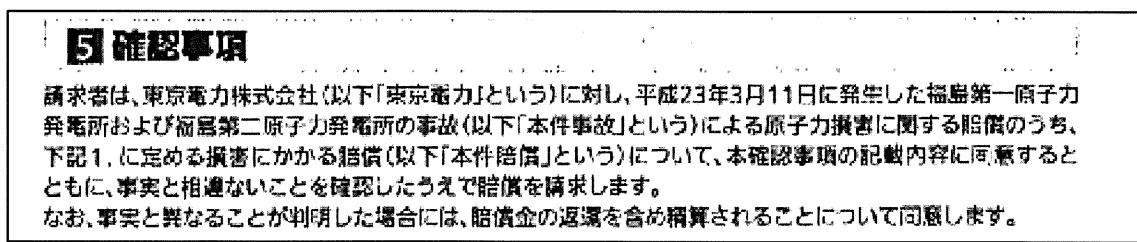
なお、本件においては、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分（訴訟物とされている精神的損害以外の財産的損害等）についての具体的な主張・立証はなされていないものの、そのような場合であっても一部請求における外側説の判例に従った処理がなされることに変わりはなく、原告らの主張・立証を踏まえた結果としての認定額と、1個の請求権に対して被告が支払済みの全既払金とを比較し、前者が後者を超えないければ原告らの請求は認容されないととなる。

#### **ア 確定効・不可争効のある合意が成立しているものではないこと**

直接請求手続においては、賠償金の支払に際し、いわゆる清算合意は結ばれない。むしろ、請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、実際にも、いったん合意された損害項目であっても追加請求がなされ、逆に過剰な支払があればその後精算される。これらを踏まえると、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定し不可争とする意思を当事者双方が有していないことは自明である。以下、これらの点について詳述する。

## (ア) 賠償金の精算の余地が留保されていること

直接請求手続において、被告が賠償金の請求に応じて請求者への支払に至った後、その前提となった事実関係・申告内容が事実と異なっていることが判明した場合には、賠償金の返還等による精算がなされるべきことは当然である。この点、例えば直接請求手続を通じた住居確保費用の賠償に際し、請求者は、下記画像のように「本確認事項の記載内容に同意するとともに、事実と相違ないことを確認したうえで賠償を請求します」とした上で、「事実と異なることが判明した場合には、賠償金の返還を含め精算されること」について明示的に合意をしている。



【本件訴訟の原告ら世帯による「委任書」の例(乙C152第42号証の1・5頁)】

また、「被告準備書面（383）」において述べたとおり、直接請求手続を通じた請求を行うに際し、請求者（世帯代表者、世帯構成員）は下記のような「委任書」に同意をしている（当該書式に記入・押印の上返送されることが賠償金支払の条件となっている。）。

I

東京電力株式会社 宛

## 委任書（重要事項のご確認）－提出用－

ご記入日 平成 24 年 4 月 9 日

本委任書は複写式となっておりますので、ボールペンで  
強くご記入いただき、捺え(2枚目)をお手もとに保管してください。

代表者(代表請求者 幷 代表受領者)および各委任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。

1. 各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害にに関する賠償について、東京電力との間における請求、賠償金額の合意および受領に関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任いたします。
2. 代表者および各委任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、賠償を請求いたします。
  - (1)個人に対してすでに支払われた仮払補償金については、代表者および委任者が本委任書提出以降に東京電力がお支払いする賠償金額(以下「賠償金額」という)から控除されること
  - (2)世帯に対してすでに支払われた仮払補償金については、東京電力が代表者および各委任者にお支払いする賠償金額合計から控除されること
  - (3)東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の差額について精算されること
  - (4)東京電力に対し賠償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、「本件事故」による損害であること
  - (5)本委任書並びに提出する「本件事故」にかかる損害の請求者および証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくこと
  - (6)「本件事故」に関する賠償に関して、賠償金のお支払いに必要な限度で金融機関その他必要な第三者に東京電力が提供・開示させていただくこと

以上

【本件訴訟の原告ら世帯による「委任書」の例(乙C115第5号証の1・1頁)】

「委任書」には、「東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」との記載がある(条項2(3))。したがって、直接請求手続を通じた賠償においては、賠償実施の便宜上、特定の賠償項目ごとに請求と支払がなされるものの、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、過不足が調整される余地を留保の上で、確定効・不可争効のない合意に基づく支払がなされているにすぎない。被告は、実損害を超える賠償が明らかになった場合にも、そうした賠償金について本件訴訟上その返還を求めているものでも、あるいは訴訟外での賠償金の支払の事実を否定・覆滅することを意図するものでもないが、訴訟外において支払済みの既払金総額を超えてさらに賠償されるべき未払いの損害があると評価されるか否かの判断に際しては、過不足の最終的な調

整の余地があることを前提として（項目ごとに見れば）実損害を超える賠償がなされているという事実が適切に評価される必要がある。

なお、仮に確定効・不可争効のある合意が成立していたとすれば、それは財産的損害に対する賠償に限るものではなく慰謝料についても同様である（精神的損害とそれ以外とで異なる内容の合意がなされているという事実はなく、原告らからもそのような主張はなされていない。）。原告らは、訴訟外において精神的損害の賠償金を受領しておきながら、本件訴訟を提起し改めて精神的損害の賠償を求めているが、そのような原告らの行為は、訴訟外での賠償において確定効・不可争効のある合意が成立していないことを前提とするものである。

また、上述のとおり、直接請求手続においては賠償金の「過」「不足」の調整の余地が留保されているのであって、「不足」のみの調整が予定されているものではないから、増額を前提とした最低限の賠償として（すなわち本来支払われるべき額を超える賠償金であっても精算はされず不足があった場合のみ追加の賠償がなされるものとして）支払われているものでもない。したがって、「不足」があるとして本件訴訟が提起されている以上、「過」剰な支払の有無や額についても原告らの請求の当否の検討に際し斟酌されるべきこととなる。これらの点からも、訴訟外での賠償に関し確定効・不可争効のある合意が成立しているものではないことは明らかである。

(イ) 実際にも、合意された項目であっても追加の請求は可能であるほか、過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされていること

i 同じ賠償項目について追加の賠償がなされる仕組みとなっていること

直接請求手続においては、上述のように、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されず、賠償金の総額にて過不足が生じた場合には調整されることに請求者が同意をしているが、実際にも、下掲Q & A等のとおり、ある名目の損害に関し特定の期間を対象とする賠償金を請求・受領した後であっても、同一の名目・期間を対象とする追加請求が可能な仕組みとなっている。

**Q22 「合意書」用紙を見ると、「就労不能損害」以外については追加請求をできないように読めるが、どうなのか。**

**A22 「就労不能損害」に限らず、「合意書」用紙にご署名いただき、合意に至った項目でも、やむを得ないご事情によりご請求漏れなどがあった場合には、追加請求のご相談に応じさせていただきます。**

【「賠償金ご請求の解説-個人さま用（通期請求）」Q & A 42 頁（乙B第222号証）】

○ また、例えば「就労不能損害」の賠償に関し、平成24年3月1日以降を対象として運用が開始された「特別の努力」の取扱いを平成24年2月末日までの期間の賠償にも遡及的に適用し、「特別の努力」を適用した場合の賠償額と実際に支払済みの賠償額との差額を後日まとめて賠償している。

現に原告らも、同じ期間・賠償項目の損害について後日改めて賠償金を受領している。例えば、原告番号152-1は、「直接請求（第1・2期）」（対象期間は平成23年3月11日～同年11月末日）においてその他費用（家財・物品購入費及び家族間移動費用等）を含

む損害の賠償を受けた後、「直接請求（第1・2期）」の対象期間に生じたその他費用（家財・物品購入費及び家族間移動費用）を改めて請求し、賠償を受けている（乙C152第47号証の2）。

また、原告番号145は、「直接請求（第1・2期）」（対象期間は平成23年3月11日～同年11月末日）において生命・身体的損害を含む損害の賠償を受けた後、「直接請求（第1・2期）」の対象期間に生じた生命・身体的損害を改めて請求し、賠償を受けている（乙C145第2号証の2）。

以上のような請求・賠償の方式やその実情に鑑みると、訴訟外の賠償においては、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定し不可抗争とする意思を当事者双方が有していないことは自明であり、当事者間においては、請求権の一部についての仮の弁済を行う意思とそれを受け領する旨の合意がなされているにとどまる。

## **II 過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされていること**

上述のように、直接請求手続を通じた賠償においては、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されず、賠償金の総額にて過不足が生じた場合には調整されることに請求者が同意をしているが、実際にも、ある賠償項目に関し本来支払われるべき賠償額を超えた支払がなされたことが判明した場合、その後の別項目での賠償の段階で精算がなされている。

例えば、原告番号115-1に関しては、「宅地・建物・借地権」の請求書を用いて賠償を受けた構築物・庭木に係る47万2790円について、損害額を再計算した結果、本来支払われるべき賠償額を超

えた支払が判明したことから、後日、「住居確保費用」に対する支払の際に、上記金額が精算されている（乙C115第5号証の2）。

**(ウ) 財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって認定額への充当を認めた裁判例**

i 東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）

本件事故に関する東京高判令和3年2月19日（乙B第325号証）（確定済み）は、一審被告の弁済の抗弁に関し、「同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる。」とした上で、「本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。」と説示し、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

ii 札幌地判令和2年3月10日

本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日155頁（乙B第156号証）は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、

それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めていく。

### III 千葉地判平成31年3月14日

本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日（乙B第155号証の1及び2）においては、自主的避難等対象区域に居住していた原告らのうち、例えば世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1（妊婦であった者）に対して、被告は「①精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ（乙B第155号証の2・別紙23）、判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記①と②の合計60万円を全額既払金として充当して控除し（乙B第155号証の2・別紙24）、認容額は0円（請求棄却）と判断している。

また、世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害とともに賠償請求していたところ、判決は損害額を146万0830円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円）、これに対して、ADR手続で賠償された金員を含めた既払金の全額である131万1990円について既払金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（乙B第155号証の

2・別紙25。なお、当該世帯については世帯構成員間での弁済の充當もされており、この点については後述する。)。

このように、同判決も精神的損害と財産的損害の別にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払金の控除を行っている。

#### iv 福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙B第198号証）は、弁済の抗弁に関し、「……各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用（残額の1割程度）を上乗せした金額を認容額とする。」と説示し、精神的損害と財産的損害をあわせた損害額の全体から、被告が直接請求手続により賠償した既払金の全額を費目にかかわらず弁済充当している。

#### イ 被告による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、賠償金支払の事実からこれに対応する損害が事実上推定されることもないこと

被告の自主賠償基準に含まれる財産的損害の賠償項目の中には、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、本件事故に起因する損害であることや実損害の額等を個別に確認することなく賠償がなされている賠償項目、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく被害を類型的に想定し、高い水準で賠償額をあらかじめ設定する方式が採られている賠償項目も多い。実損害を超える賠償がなされている事実も本件において多く確認されている旨については、上記「**第4**」2で詳述したとおりである。

このように、賠償項目ごとにみると、賠償額に見合う損害が必ずしも実際に生じていたものではなく、賠償金を受領する側としても、定型的な算定方法が用いられている賠償項目に関しては実際に自己に生じた損害額を請求しているわけではないことや、被告から支払われる賠償金が場合によっては実際に生じた損害の額を超えるものであることを当然に認識していたといえる。したがって、賠償金の支払の事実をもって、その賠償項目に対応する損害の発生を推定することは、その事実上の推定の基礎を欠く。

#### ウ 小括

以上述べたように、被告による訴訟外の賠償は、賠償項目ごとに債権債務の額がその都度確定されるものではなく、最終的に賠償金の総額にて過不足が生じた場合には精算されることを前提に実施されているところ、訴訟外での賠償は、多くの請求者との関係においては訴訟において認められるべき損害額を超えた支払がなされている。

そして、当事者間においては、全損害との関係で生じた賠償金の「過」不足の調整が予定されている。

これらの事情を踏まえれば、精神的損害のみをみて未払いの損害があるか否かを判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならない。

なお、仮に費目を問わない弁済充当を認めないとすれば、ある損害項目について実損害を超える賠償が訴訟外でなされていたとしても、別の損害項目で請求をすれば賠償が認められることとなる。被告は迅速な被害回復の観点から、個々人に生じた実損害の額を個別に確認することなく（実損害を超える支払が生じる余地の大きい賠償方法を探

用して）訴訟外での賠償を実施してきたものであり、その結果として実損害を超える賠償がなされている場合にまで、別の損害項目のものとのさらなる賠償が認められるとすれば、そのような結果は明らかに妥当性を欠く。この点からも、賠償金の名目を問わず全損害に対する賠償状況を踏まえた上で、未払いの損害があるか否かが判断されなければならないことは明らかである。そして、本件においては、原告らの主張・立証を踏まえた結果としての認定額と、1個の請求権に対して被告が支払済みの全既払金とを比較し、前者が後者を超えないで、原告らの請求が認容される余地はない。

## 2 世帯構成員間で弁済の充当が認められるべきであること

被告は、本件事故により発生した損害賠償請求権は1個の請求権を構成するものであること、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償額のうち被告が弁済の抗弁として主張する額に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が弁済の抗弁額を下回る場合には、当該差額は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯構成員間での弁済の充当は、精神的損害・財産的損害の別を問わず、かつ本件訴訟の原告であるか否か（訴訟当事者であるか否か）の別を問わないものであることを主張している。

その理論的な根拠については「被告準備書面（297）」において詳述したとおりであるが、本書においては直接請求手続を通じた実際の賠償経過等を踏まえこれを補充する。

## **(1) 請求・合意及び受領の権限のある世帯代表者による請求及び合意を経て世帯分の賠償金が一括して支払われること**

被告による賠償は、必ずしも被害者一人一人に対して個別に行われているものではない。世帯構成員が複数である場合には、その世帯の代表者が世帯構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を行った代表者は請求を受けた被告から当該世帯の構成員全員分をまとめて受領している。

すなわち、上記 1 で述べたように、直接請求手続を通じた請求を行うに際しては、「委任書」に記載される各事項への同意がなされているところ、この「委任書」には、「各委任者は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という）による原子力損害に関する賠償について、東京電力との間における請求、賠償金額の合意及び受領に関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任いたします。」との条項があり（「委任書」第 1 項）、代表請求者（代表受領者）と委任者がそれぞれ記名押印を行っている。

その上で、請求から支払に至る具体的なプロセスとしては、世帯単位で直接請求書式を用いた請求書が作成され、これを受領した被告から世帯代表者に対し賠償額等を記載した「合意書」を含む書類一式が交付される。この「合意書」には、世帯全体分の賠償額等が記載されており、上述のように賠償金額の合意の権限を付与されている世帯代表者が賠償金額に合意をし、これを被告に返送する。その後、世帯全体分の賠償金が世帯代表者に支払われる。

## (2) 損害額が世帯全体の損害として算定されていること

直接請求手続においては、損害額自体が個々人ではなく世帯全体で把握・算定されている賠償項目が複数存在する。

直接請求手続を通じた賠償の具体的な内容等については「被告準備書面（383）」において詳述したとおりであるが、例えば「3期簡易」の請求書パックによる賠償項目のうち「就労不能損害」については、本件事故前後の世帯全体の収入を比較して、世帯全体に生じた減収を填補するよう賠償額が算定される。具体的には、本件事故以前の世帯全体の収入の3か月分と、前回<sup>18</sup>の請求対象期間である平成23年3月から11月まで（9か月間）の世帯全体の収入を3で除した額（本件事故後の平均世帯収入の3か月分）の差額、すなわち世帯全体の収入の減少分として、就労不能損害の賠償金額が算定される（下図）

<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> 「直接賠償（第1・2期）」による請求。

<sup>19</sup> なお、「3期簡易」の直接請求書式においては、本文掲載の図のように「ご世帯でのご請求金額の合計」として就労不能損害の算定がなされることとなっており、世帯構成員ごとに「事故以前の収入」「前回の収入」に基づき「請求金額」を算定する方式は取られておらず、そのようなページも設けられていない。

ご請求金額の算出(1/4)		
ご請求の 算出	第2回目(平成23年9月～11月)のお支払い金額をもとに、ご請求対象期間(3ヶ月)におけるご世帯でのご請求金額の合計を賠償項目ごとに、ご算定いただく欄類です。	
<b>■ ご請求金額の算出</b> 【今回のご請求対象期間】 平成23年12月 1日～平成24年 2月29日		
ご請求対象期間(3ヶ月)の状況に応じて、賠償項目ごとに以下のいずれかにチェック印を入れてご請求金額をご算定ください。また、「実費」および「その他」の賠償項目のご請求金額のご算定にあたっては、記入例:『賠償金 ご請求書 解説と記入例』33～34ページの「 <b>ご請求金額の算出の控え(計算メモ)</b> 」にて試算いただいたうえで、チェック印をご記入ください。必要に応じて青枠 [ ] の記入欄に該当する金額をご記入ください。		
<b>賠償項目</b>	<b>ご請求対象期間の状況</b>	<b>ご請求金額</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 避難生活等による精神的損害	<input checked="" type="checkbox"/> ① 前回最終月と同様の避難形態 <input type="checkbox"/> ② 前回最終月と異なる避難形態 <small>⇒4ページの「<b>避難生活等による精神的損害の内訳</b>」の合計をご記入ください。</small>	1,200,000 円 <small>4ページ①より転記</small>
<input checked="" type="checkbox"/> 就労不能損害	<input checked="" type="checkbox"/> ① 前回と同程度の収入 <input type="checkbox"/> ② 前回より収入の増減がみつた <small>⇒4ページ②より転記</small> <small>事故以前の収入(ヶ月分): 1,196,670 円</small> <small>前回の収入(3ヶ月分): 0 円</small>	1,196,670 円 <small>1,196,670 円 - 0 円 = 1,196,670 円</small> <small>5ページ①より転記</small>
<b>実費</b>		

【本件訴訟の原告ら世帯の例（乙C152第6号証の1・5頁）】

同じく「3期簡易」の請求書パックによる賠償項目のうち、「実費」<sup>20</sup>についても、前回の請求で支払われた実績（世帯単位での賠償合計額）を基礎にその100%、75%、50%及び25%に相当する金額を請求者が選択して請求できるように請求書が作成されている<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> 「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「生命・身体的損害」「検査費用（人）」「検査費用（物）」を「実費」として一括りの上、過去の賠償実績に基づき概算で賠償を行うもの。

<sup>21</sup> 「ご世帯でのご請求金額の合計」として算定がなされることとなっており、世帯構成員ごとに請求金額を算定する方式は取られておらず、そのようなページも設けられていないことについては上記「就労不能損害」と同様。

<b>実費</b>	<input type="checkbox"/> 1 前回より支出が増加した ⇒該項目が必要となります。5ページの「 <b>実費の内訳</b> 」の合計をご記入ください。	230,000 円超	5ページより転記
<input checked="" type="checkbox"/> 2 前回と同程度の支出金額 ( 172,500 円超～ 230,000 円以下 )	230,000 円	△	△
<input type="checkbox"/> 3 支出金額が 115,000 円超～ 172,500 円以下	172,500 円	△	△
<input type="checkbox"/> 4 支出金額が 57,500 円超～ 115,000 円以下	115,000 円	△	△
<input type="checkbox"/> 5 支出金額が 57,500 円以下	57,500 円	△	△
<input type="checkbox"/> 6 支出なし	0 円	△	△
<b>前回実績:</b> 230,000 円 1万円未満切り上げ			

【本件訴訟の原告らの例（乙C152第6号証の1・5頁）】

さらに、同じく「3期簡易」の請求書パックによる賠償項目のうち「その他」<sup>22</sup>についても、前回の請求（「直接賠償（第1・2期）」）、対象期間は平成23年3月から同年11月の9か月間）における支払実績（世帯単位での賠償合計額）に基づき、当該合計額の3ヶ月分に相当する金額を万の位に切り上げたものを基準額として、その100%、75%、50%及び25%相当額を請求者が選択できるよう請求書が作成されている<sup>23</sup>。

<b>その他</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 支出金額が 300,000 円超 ⇒該項目が必要となります。6ページの「 <b>その他</b> の内訳」の合計をご記入ください。	300,000 円超	6ページより転記
※2 ※3 ※4	<input type="checkbox"/> 2 支出金額が 225,000 円超～ 300,000 円以下	300,000 円	△
平均実績(3ヶ月分): 300,000 円 (第1回目+第2回目)÷3 1万円未満切り上げ	<input type="checkbox"/> 3 支出金額が 150,000 円超～ 225,000 円以下	225,000 円	△
	<input type="checkbox"/> 4 支出金額が 75,000 円超～ 150,000 円以下	150,000 円	△
	<input type="checkbox"/> 5 支出金額が 75,000 円以下	75,000 円	△
	<input type="checkbox"/> 6 支出なし	0 円	△

【本件訴訟の原告ら世帯の例（乙C152第6号証の1・5頁）】

<sup>22</sup> 他の請求項目に記入できない損害を記入し、請求を行うための項目。

<sup>23</sup> 「ご世帯でのご請求金額の合計」として算定がなされることとなっており、世帯構成員ごとに請求金額を算定する方式は取られておらず、そのようなページも設けられていないことについては上記「就労不能損害」等と同様。

以上のような「3期簡易」における世帯単位での賠償額の算定は、  
「4期簡易」においても踏襲されている。

### (3) 賠償の名宛人に限らず世帯全員の損害に対する填補として賠償がな されていること

被告による賠償は、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われている。

すなわち、例えば家族で行った移動に係る費用の支出（交通費等）や、生活費の追加的な支出など、賠償の対象とされた出捐の多くは、当該出捐によって当該世帯が全体として利益を受ける性質のものであるといえるのであって、出捐により世帯構成員のうち誰が、どの程度の利益を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできない。むしろ出捐によって世帯構成員全員が不可分に利益を受けているというのが実態に即した正しい評価であるといえる。

また、従前の賠償実績を踏まえ将来分を含む賠償金をまとめて支払う「包括請求」においては、「避難・帰宅等にかかる費用相当額」の名目で帰還困難区域の居住者に対し94万7000円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の居住者に対し114万7000円、旧緊急時避難準備区域の居住者に対し11万7000円が一律に賠償され、原告らの多くもこれを受領している。この賠償金は、実際の損害（支出）の有無や、仮に損害が生じたとしてもそれが誰に生じたものであるかを問うことなく対象者全員に一律に支払われるが、乳幼児を始め子供については一般的に同一世帯の人が費用を負担すること、避難・帰宅費用についても必ずしも各自がその費用を出捐するものではなく構成員の一部の者が負担することも十分想定されること等を想

起すれば明らかのように、賠償の名宛人とされる世帯構成員各自に生じた損害への填補として支払われているものではなく、世帯全体の利益に資するものとして支払われていることは自明である。

このように、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利益をもたらすものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

#### **(4) 費目・世帯構成員間で通算して充当が認められなければ妥当性を欠くこと**

費目を問わない弁済充当を認めないとすれば、ある損害項目について実損害を超える過剰な賠償が訴訟外でなされていたとしても、別の損害項目で請求をすれば賠償が認められることとなる。被告は迅速な被害回復の観点から、個々人に生じた実損害の額を個別に確認することなく（過剰な支払が生じる余地の大きい賠償方法を採用して）訴訟外での賠償を実施してきたものであり、その結果として実損害を超える賠償がなされている場合にまで、別の損害項目のもとでのさらなる賠償が認められるとすれば、そのような結果は明らかに妥当性を欠くこととなる。

#### **(5) 裁判例**

##### **ア 東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）**

本件事故に関する前掲・東京高判令和3年2月19日（乙B第325号証）（確定済み）は、世帯の1人に対する既払金から同人について認定された損害額を控除した残余については、同人が属する世帯に

対して支払われたものとみて、他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば原告番号6の世帯について、「原告番号6-2には避難の実態はなく、避難慰謝料名目で支払われた750万円は、原告番号6らの世帯に対して支払われたものとみるべきであるところ、まずは、支払の名宛人である原告番号6-2の損害額から控除し、さらに残余がある場合は、原告番号6-1の損害賠償の弁済に充てられるべきものとしてその損害から控除するのが相当である。」とし、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

#### **イ 福岡地判令和2年6月24日**

同様に、本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日（乙B第198号証）も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17（原告番号43～46）に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は上記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」ことを理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償金の超過

額（合計 88万3818円）を同44の損害に充当した結果、4名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号5（原告番号13～16）についても、原告番号14について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号13の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払金を弁済充当したものであり、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

#### ウ 千葉地判平成31年3月14日

さらに、本件事故に関する前掲・千葉地判平成31年3月14日（乙B第155号証の1）も、世帯の1人に賠償された額であっても、世帯の構成員全体の損害を填補するものとして、世帯構成員全体の関係で、弁済の充当をする判断をしている。

すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、弁済充当に際し、同一世帯内では、名目上うち1人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全体の損害に填補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯構成員間での弁済充当の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払金を充当した（乙B第155号証の1・371頁）。

具体的には、千葉地裁判決の原告で自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば世帯番号3に対する損害認容額は同判決の別紙25のとおりであり（乙B第155号証の2・437頁）、損害額

を146万0830円と認定した上で、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払控除額として認めしており、認容額は14万8840円と判断をした。

同じく世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払控除額として認めている（乙B第155号証の2・435頁の別紙23、442頁の別紙28）。また、世帯番号2については、原告間における同一世帯内の弁済充当を認めている（乙B第155号証の2・435頁の別紙23、438頁の別紙26）。

このように、千葉地裁判決は、自主的避難等対象区域に居住していた者について、精神的損害と財産的損害の区別を認めずに既払金の控除を行っていることに加えて、各原告世帯について世帯内で既払金を充当したものであり、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

## **エ 交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案に関する東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁**

本件事故以外の事案においても、世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案において、東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁は、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合

には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならぬものともいえない。したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払い分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうるゆえんでもある。さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したときにまで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷にすぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといふに形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本件訴訟においても、世帯の構成員への賠償に訴訟での認定額を超える支払が生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである（丙C131〔早川眞一郎東京大学名誉教授意見書〕・8～9頁）。

したがって、本件訴訟においても世帯構成員間で弁済の充当が認められるべきである。

### 3 少なくとも、明らかに過大な賠償については認定額からの控除が認められるべきであること

#### (1) 裁判例

本件事故に関する福島地判令和5年3月14日（乙A第136号証）は、「原告らの中には、事実に反する申告をするなどして、自主賠償基準で補償する趣旨にも沿わず、過大に賠償金を受領している場合があることも認められ、感謝料を増額すべきか否か、弁済の抗弁を認めることか否かは、各原告に対し訴訟外で支払われた賠償金の趣旨、内容を踏まえ、個別に判断することとする。」（判決57～58頁）と判示し、被告による弁済の抗弁を個別事情に基づいて認めた。

例えば、世帯2に係る説示は次のとおりであり、他の世帯も同様である。

「被告東電による上記8075万2440円の支払は、本来支払う必要のなかった費用を含むといわざるを得ず、少なくとも、工房棟建築工事905万5000円についてその必要性と相当性が認められない。被告東電と原告2-①は、直接請求手続において、本来支払われるべき賠償額を超えた支払があれば賠償金の返還を含め精算することを合意しているところ、請求者は世帯構成員を代表し、世帯構成員の住居を確保するために支出する費用として請求手続を行っており（証拠略）、住居確保費用の支払は同一世帯家族の生活再建を図るものであることを踏まえれば、上記905万5000円の返還について、世帯番号2の原告らが得られる賠償金と相殺する合意が成立していると認められる。よって、世帯番号2の原告らについて、被告東電がさらに賠償すべき損害があるとは認められない」（判決64頁）。

## (2) 明らかに過大な賠償について認定額からの控除が認められるべき例

仮に、何らかの理由で既払額全額に対する弁済の抗弁が認められないとしても、本件事故に起因しない損害について賠償がされた場合や、実態と異なる被害状況の申告がされた場合など、自主賠償基準で補償する趣旨にも沿わず、過大に賠償金を受領している場合には、弁済の抗弁等に基づき認定額からの控除が認められるべきである。

詳細については、別途提出済みの個別準備書面のほか、本書添付の【別紙2】において述べるとおりであるが、事実と異なる申告に基づく賠償がなされている例の一部として以下のものがある。

例えば、原告番号115-1は、本件事故後も小高区の勤務先に失職することなく継続的に勤務していたが、南相馬市内の借り上げ住宅で生活し、小高区の勤務先へ通勤していたにもかかわらず、直接請求手続において、そのことを申告せずに、当初の避難先である仙台市から小高区への通勤交通費385万6500円を受領し、実損害を超える賠償を受けている（甲C115第1号証12頁、原告番号115-1調書27～28頁、乙C115第5号証の2）。少なくとも、上記385万6500円の支払は、本来支払う必要のなかった費用を含むといわざるを得ず、世帯番号115の認定額からの控除が認められるべきである。

また、事故時同居していなかった長男家族が住むための土地・建物取得費用について住居確保費用の賠償を受け、さらには、住居確保費用を原資として取得した居宅を第三者に賃貸しているところ、事実と異なる申告により受けた住居確保費用名目の賠償金合計3503万0973円の支払は、本来支払う必要のなかった費用を含むといわざるを得ず、世帯番号115の認定額からの控除が認められるべきである。

## 第5 結語

以上のことより、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであり、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える個別事情に基づく損害が主張・立証されない限り、中間指針第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

この点、自主賠償基準に基づく賠償として、精神的損害名目での賠償金のみを見ても類型的に把握される損害が十分に填補される水準の賠償金が支払われているが、感謝料名目での賠償のほかにも財産的損害や住居確保費用についても賠償を行っており、避難指示区域については世帯平均で約1億2344万円（多い世帯では4億5409万0532円）、旧緊急時避難準備区域については世帯平均で約1265万円（多い世帯では1938万3960円）にのぼる賠償金を訴訟外で支払済みである。

そして、本件訴訟における原告らの個別事情の主張・立証状況には差異があるが、別途提出済みの個別準備書面のほか、本書添付の【別紙2】において述べるとおり、いずれの原告らについても、原告らの個別事情を踏まえれば、被告の既払金を超える損害は立証されておらず、ましてや原告ら全員に共通する未払いの損害が一律に認定される余地はない。

したがって、いずれの原告らにも被告による既払金を超えて賠償されるべき損害の発生は認められず、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以上

別紙1

世帯番号	枝番	氏名	弁済の抗弁として主張する額																				(内訳) 住居確保費用	(内訳) 弁護士費用											
			世帯合計	過払の可能性・程度 ⇒高			(内訳) ① 精神的損害			(内訳) ② 財産的損害																									
				(内訳) 個人合計 ①+②+③+④	【再掲】最低限の資料に基づき高い水準で賠償	【再掲】損害の発生も確認せず賠償	【再掲】因果関係の立証なく賠償／重複賠償	包括慰謝料	生命・身体の損害 (入通院慰謝料)			追加的費用 (証憑有)	追加的費用 (証憑無)	物品購入費用	包括・簡易請求	就労不能損害		生命・身体の損害 (入通院慰謝料除く)			動産		不動産			事業個別請求分		(内訳) 住居確保費用	(内訳) 弁護士費用						
				因果関係あり	因果関係不明	因果関係なし	因果関係あり		因果関係不明	因果関係なし	特別の努力除く					特別の努力	因果関係あり	因果関係不明	因果関係なし	定額家財	その他	土地	建物	構築物立木	その他	特別の努力除く	特別の努力								
108	1	秋元淳	200,326,372	25,533,871	1,657,062	21,129,700	2,747,109	14,520,000	0	0	0	1,207,062	158,200	2,747,109	291,500	0	0	0	0	0	6,160,000	450,000	0	0	0	0	0	0	2	0					
	2	秋元拓海		16,894,000	0	16,894,000	0	15,000,000	0	0	0	0	0	0	1,894,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	3	秋元雅		15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	4	秋元正年		33,034,839	3,539,250	27,797,539	1,698,050	15,425,000	0	0	0	140,000	55,000	1,692,800	1,307,000	0	0	0	5,250	0	6,660,000	3,389,250	0	0	0	0	0	0							
	5	秋元タ子		92,544,362	41,500	70,417,994	21,884,868	14,520,000	0	123,200	0	31,500	45,000	292,413	947,000	0	0	0	70,500	0	0	0	14,272,687	35,341,027	5,492,280	10,000	0	0	0	0	0				
	6	秋元キワ		17,319,300	526,300	16,412,000	181,000	15,645,000	203,200	0	200,000	20,000	181,000	947,000	0	0	0	123,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
109	1	渡邊幹夫	121,452,817	47,243,801	21,753,228	24,273,671	1,214,902	8,620,000	2,599,800	0	0	0	215,000	645,872	1,147,000	0	4,643,100	0	10,820,328	218,230	0	5,420,000	80,000	1,314,618	6,294,222	1,240,831	10,000	3,600,000	0	0	0	0			
	2	渡邊し子		32,368,341	22,233,310	9,807,000	328,031	8,620,000	5,388,600	0	0	9,100	40,000	328,031	1,147,000	0	3,630,000	0	13,205,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	渡邊義徳		41,840,675	31,737,683	9,947,000	155,992	8,620,000	1,587,600	0	0	40,000	20,000	155,992	1,307,000	0	9,039,477	0	21,070,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
110	1	阿部衛一	105,315,988	38,670,274	12,185,774	23,880,688	2,603,818	8,520,000	0	0	0	941,690	251,960	318,172	1,147,000	0	0	0	35,640	5,100,000	0	5,443,428	2,945,681	472,419	20,000	11,200,473	2,250,000	0	0	0	23,611				
	2	阿部一枝		51,479,415	2,184,787	23,313,602	25,981,226	8,520,000	0	0	0	0	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	3	阿部穂太		15,166,099	1,109,395	9,754,000	4,302,704	8,520,000	0	0	0	0	87,000	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
111	1	小田実	31,385,278	31,385,278	16,718,293	12,712,600	1,954,385	8,520,000	0	0	0	345,493	545,600	316,025	1,197,000	0	16,372,800	0	0	5,400	12,960	2,450,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	1	長澤信哉		6,514,902	125,000	55,533,990	855,912	16,412,000	2,160,000	0	478,800	0	110,000	294,242	1,238,350	0	0	0	0	15,217,00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	2	長澤年子		12,869,058	9,443,116	3,159,350	266,592	2,350,000	2,293,200	113,400	0	440,000	290,000	0	117,000	0	0	0	912,658	110,592	42,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
113	1	閑根恵一	310,110,788	180,970,748	11,513,334	115,828,958	53,428,454	14,540,000	58,800	0	0	130,300	826,896	2,462,152	1,707,000	0	0	0	38,000	0	0	7,070,000	889,560	17,047,297	56,715,295	11,131,426	30,000	10,366,676	0	6,791,044	51,166,302	0			
	2	閑根八重子		15,516,800	29,800	15,487,000	0	14,540,000	16,800	0	0	0	947,000	0	0	0	13,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3	閑根孝子		17,330,300	173,800	17,156,500	0	15,305,000	100,800	0	0	0	947,000	0	0	0	63,000	0	0	0	0	0	0	904,500	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	訴外1	原告: 憲一の長男		50,442,908	10,712,315	25,402,000	14,128,593	16,680,000	4,200	0	68,700	839,000	4,469,294	3,323,000	0	0	9,683,915	9,639,477	18,000	12,070	3,552	6,760,000	937,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訴外2	原告: 憲一の長女の妻		14,856,046																															

## 【別紙 2】

### 第 1 避難指示区域の原告らの損害について

#### 1 自主賠償基準に基づく賠償の十分性

被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、原告らを含む帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域の居住者に対し、各種の財産的損害の賠償、住居確保費用の賠償のほか、精神的損害を賠償している。本件訴訟の原告らもその多くがこうした財産的損害の賠償を累次にわたって請求・受領しており、世帯単位の既払金総額は、避難指示区域については世帯平均で約 1 億 2 3 4 4 万円（多い世帯では 4 億 5 4 0 9 万 0 5 3 2 円）にのぼる。

一般に慰謝料には補完的・調整的機能と呼ばれる機能があることが指摘され、判例上、「他に財産上の請求」があるか否かは慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素とされている（最判平成 6 年 2 月 22 日民集 48 卷 2 号 441 頁）。したがって、財産的損害に対する賠償の実施やその額は、慰謝料の評価・算定に当たって当然に考慮される必要がある。

この点、被告は中間指針等を踏まえ自主賠償基準を策定し、訴訟外における賠償を実施しており、原告らの世帯もいずれも累次にわたり賠償金を受領済みである。そのような賠償金の支払が原告らの精神的苦痛を慰謝しその損害を填補するものとして機能することは疑いを容れない。

したがって、被告が訴訟外において相当規模の賠償金を支払済みであるとの事実は、慰謝料の評価・算定において十分に勘案される必要がある。

また、上記のような財産的損害の賠償に加えて、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準においては、以下のような精神的損害の賠償を実施することとしている。

① 帰還困難区域等

一人 1580万円（第五次追補前公表賠償額 1450万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 850万円、過酷避難慰謝料 30万円、  
生活基盤喪失慰謝料 700万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て帰還困難区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円となり、一人 1610万円となる。

② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

一人 1130万円（第五次追補前公表賠償額 850万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 850万円、過酷避難慰謝料 30万円、  
生活基盤変容慰謝料 250万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円、生活基盤変容慰謝料 250万円、合計 1130万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円、生活基盤変容慰謝料 250万円となり、一人 1160万円となる。

なお、原告らは、「地域コミュニティ」を喪失したとして「故郷喪失・変容による慰謝料」を請求している。原告らのいう地域コミュニティや社会生活環境の変容によって個々人が受けた影響が慰謝料の評価・

算定における要素とされるとしても、そのような要素は上記のように第五次追補が「生活基盤変容による慰謝料」の目安として示す額（帰還困難区域について700万円、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域について250万円）によって評価されることから、「地域コミュニティ」を奪われたとの原告ら主張によっても、類型的に把握することでのきない被害事実が個別事情に基づき立証されない限りは、少なくとも第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える慰謝料が認定される余地はない。

## 2 個別事情

以下に記載する個別事情に照らせば、いずれの原告についても、被告が第五次追補を踏まえた自主賠償基準に基づき支払予定の金銭を超える損害は認められない。

世帯番号 108

原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額
108-1	本人	○	37歳	双葉郡大熊町 帰還困難区域
108-2	長男		9歳	
108-3	長女		6歳	
108-4	父		76歳	双葉郡川内村 緊急時避難準備区 域
108-5	母		76歳	
108-6	祖母		89歳	

特記事項

1. 原告番号 108-4~6 の生活の本拠は訴状記載の住所（双葉郡大熊町、帰還困難区域）ではなく双葉郡川内村（緊急時避難準備区域）にあったにもかかわらず帰還困難区域の居住者として包括慰謝料等の賠償を受領済みであること

- ・原告番号 108-4 は昭和 10 年 2 月から、同 108-5 は昭和 43 年 7 月から、同 108-6 は昭和 44 年 2 月から、43~76 年以上、本件事故当時も双葉郡川内村大字上川内字大根森 75 番地に生活の本拠を置いていたものであり、被告宛て平成 23 年 4 月 25 日付仮払補償金請求書においても、本件事故当時、同所に居住していたと申告している（乙 C 108 第 6 号証）。
- ・原告らは、平成 23 年 4 月 25 日当時の申告内容とは異なり、本件訴訟においては、原告番号 108-4~6 も平成 18 年以降双葉郡大熊町（帰還困難区域）に生活の本拠を置いていた旨主張するものの、何ら客観的に立証されておらず、むしろ原告番号 108-4~6 の住民票上の住所は、本件事故当時も双葉郡川内村大字上川内字大根森 75 番地（緊急時避難準備区域）とされていた（乙 C 108 第 6 号証、なお住民基本台帳法 52 条 2 項）。
- ・被告は仮払補償金に續く直接請求手続において、原告らからの申告・請求に従って、原告番号 108-4~6 についても帰還困難区域の旧居住者として包括慰謝料の賠償を実施したが（原告番号 108-4 につき 1542 万 5000 円、同 108-5 につき 1452 万円、同 108-6 につき 1564 万 5000 円）、これらの賠償は上述の平成 23 年 4 月 25 日当時の申告内容と齟齬があるばかりか住民票の記載とも異なっている。少なくともこれら 3 名について、既払金を超える損害は認められ得ない。
- ・なお、旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の 1 か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、政府の指示により避難を余儀なくされたものではない。また、区域の指定後も立ち入りにはなんらの制限がない。健康被害への懸念を生じさせるような程度の放射性物質の飛来はなく、緊急時避難準備区域の指定も平成 2

3年9月30日をもって解除されている。旧緊急時避難準備区域の一般的状況等については、被告準備書面（392）において詳述したとおりである。

## 2. 遅くとも郡山市うねめ町所在の5LDK（床面積132m<sup>2</sup>）の駐車場及び専用庭付き戸建住宅での生活を開始した平成24年2月以降の生活は精神的苦痛を伴ういわゆる避難生活とは異なること

- ・原告番号108世帯は、平成24年2月、郡山市うねめ町に、5LDK（床面積132m<sup>2</sup>）の駐車場及び専用庭付き戸建住宅に借り上げ住宅として確保し、家賃負担なく同所で生活するようになり、単身赴任中であった原告番号108-1も平成25年1月から同所で生活するようになった（乙C108第10号証の1、甲C108第1号証6頁）。
- ・郡山市うねめ町の駐車場及び専用庭付き戸建住宅は、徒歩圏内にコンビニやスーパー、病院等があり、本件事故当時居住していた場所と比較しても利便性が高い場所に位置している（乙C108第13号証、乙C108第14号証、乙C108第15号証）。
- ・なお、原告番号108-1は、就労不能や減収が生じることなく、本件事故後も勤務を継続しており、郡山市うねめ町の駐車場及び専用庭付き戸建住宅で生活基盤を整えてからは、同所から郡山市内の勤務先に通勤し（甲C108第1号証7頁）、原告番号108-2及び同108-3についても、同戸建住宅を生活基盤として、郡山市内の小学校に通学する中で様々な友人関係等を形成し、学校周辺や自宅等で遊ぶなどして平穏な生活を送っていた（原告ら準備書面（594）4頁参照）。
- ・また、原告番号108-3については、本件事故前からマウンテンバイクを始めていたところ、本件事故後は同戸建住宅から程近い場所にあるパックスサイクルが運営するマウンテンバイクチームである「PAX CYCLE」に所属する競技者として、「DH（ダウンヒル）MEN-1」で初優勝に輝き、「DHの「新星」現る！頼もしさ溢れる16歳ライダー」として特集されるなど、才能を花開かせ、その後もマウンテンバイク世界選手権に出場するなど、活躍の場を広げている（乙C108第2号証、乙C108第3号証、乙C108第16号証の19、乙C108第16号証の18、乙C108第16号証の1、乙C108第16号証の2、乙C108第16号証の3、乙C108第16号証の4、乙C108第16号証の5、乙C108第16号証の6、乙C108第16号証の9、乙C108第16号証の10、乙C108第16号証の11、乙C108第16号証の12、乙C108第16号証の13、乙C108第16号証の14、乙C108第16号証の15、乙C108第16号証の16、乙C108第16号証の17）。

## 3. 原告番号108-6の田村市船引町での生活も精神的苦痛を伴ういわゆる避難生活であったとは認められないこと

- ・原告番号108-6は、平成23年4月9日から、田村市船引町の戸建住宅（床面積106.4m<sup>2</sup>）で生活するようになり、その余の世帯構成員が郡山市うねめ町の借り上げ住宅での生活を開始した後も本人の希望により同所での生活を継続した（乙C108第7号証、甲C108第1号証3頁、6頁）。

- ・原告番号108-6は、双葉郡川内村大字上川内字大根森75番地に転居するまで、田村市船引町に生活の本拠を置いていたものであり、慣れ親しんだ同町には昔からの友人がいること等を踏まえて同町での生活継続を希望したことが窺われる（乙C108第6号証）。
- ・うねめ町の借り上げ住宅で同居することもできる中、少なくとも8年以上、希望どおり、田村市船引町での生活を継続していたことにも照らせば（甲C108第1号証7頁）、原告番号108-6の田村市船引町の戸建住宅での生活についても、精神的苦痛を伴ういわゆる避難生活であったとは認められない。

#### **4. 住居確保費用の賠償金等によりさらに郡山市大槻町川廻に新居を新築し同所で暮らしていること**

- ・その後さらに、原告番号108世帯は、住居確保費用の賠償金等により合計6240万円をかけて令和2年5月24日に郡山市大槻町川廻に5LDK（床面積139.12m<sup>2</sup>）の新居を新築し、現在も同所で暮らしている（甲C108第1号証・7頁、乙C108第17号証の1～2、乙C108第18号証の1・17頁、20頁、26頁、同第18号証の2及び同第18号証の3）。
- ・なお、原告番号108-2については、令和2年4月に大学進学のため仙台市に転居した（甲C108第1号証8頁。令和4年9月時点では大学側の事情（新型コロナウイルスの影響）により郡山市大槻町川廻に居住している。）。

#### **5. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること**

##### **(1) 住居確保費用の賠償について**

- ・原告番号108世帯は、合計6240万円をかけて令和2年5月24日に郡山市大槻町川廻に5LDK（床面積139.12m<sup>2</sup>）の新居を新築しているが、同新築費用に関しては、不動産の財物賠償名目の既払金である5904万0733円のほか、被害者支援という政策的見地から本件事故による財物損害の額を超えて、住居確保費用の賠償名目で2139万8755円が支払われている（乙C0第1号証の2、乙C108第1号証の2、乙C108第24号証の1～3、乙C108第25号証の1～3、乙C108第26号証の1～3、乙C108第18号証の1～3、乙C108第27号証の1～3）。
- ・住居確保費用の賠償名目の既払金は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（2139万8755円）が実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：2139万8755円】**

##### **(2) 原告番号108-4及び同108-5の生命・身体的損害の賠償について**

- ・原告番号108-4については、耳垢栓塞、外耳及び鼓膜湿疹につき本件事故との因果関係が不明とされ、本件事故によってその症状が悪化したとの証拠がないにもかかわらず（乙C108第31号証の1）、被告は、その生命・身体的損害の賠償名目で、通院実費（文書料）相当額である5250円

を支払っている（乙C0第1号証の2、乙C108第1号証の2、乙C108第31号証の2～3）。

- ・原告番号108-5については、高血圧、気管支炎及び腰痛につき本件事故との因果関係が不明とされ、本件事故によってその症状が悪化したとの証拠がないにもかかわらず（乙C108第31号証の1）、被告は、その生命・身体的損害の賠償名目で、入通院慰謝料12万3200円及び通院実費（交通費、文書料）相当額である7万0500円を支払っている（乙C0第1号証の2、乙C108第1号証の2、乙C108第31号証の2～3）。
- ・本件事故との因果関係の立証がない中で支払われた生命・身体的損害の賠償名目の既払金は、以上のものだけでも合計19万8950円となり、その全額が裁判であれば通常認められる額を超えており、【**実損害を超える賠償②（可能性）（因果関係不明の疾病に係る賠償）：19万8950円】**

### 【小括】

- ・以上のように、本件事故当時、原告番号108-4～6の生活の本拠は訴状記載の住所（双葉郡大熊町、帰還困難区域）ではなく双葉郡川内村（緊急時避難準備区域）にあったものであるが、この点を措くとしても、原告番号108世帯については、比較的早期に平穏な生活を回復することができており、遅くとも郡山市うねめ町に5LDK（床面積132m<sup>2</sup>）の駐車場及び専用庭付き戸建住宅を確保した平成24年2月以降の生活はいわゆる避難生活とは異なり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告による既払金（2億0032万6372円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告番号108世帯が請求・受領した賠償金の中には、住居確保費用の賠償名目で支払われた2139万8755円など実損害を超える賠償が含まれております、このような事実に鑑みても、原告番号108世帯について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 109						
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額		
109-1	父	69歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1億2145万2817円		
109-2	母	59歳				
109-3 ○	本人	40歳				
特記事項						
<b>1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと</b>						
<p>・原告番号109世帯は、平成23年4月25日から同年8月5日までの間、「会津芦ノ牧温泉 大川荘」に滞在したが、本施設は自然環境に恵まれた高級温泉旅館であり、館内には温浴施設に加えティーラウンジやビュッフェ等があり、周辺には様々な観光施設がある（乙C109第170号証）。原告番号109-3自身、本施設への滞在中温浴施設を利用できること、食事を旅館が準備してきたこと及び同施設が良い環境だったことを認めている（原告番号109-3本人調書20頁）。</p> <p>・その後、原告番号109世帯は、いわき市桃木沢の応急仮設住宅に移っているが、その間取りは、2DKで、4畳半の部屋が二つに、リビングキッチンが別途あるというものだった（原告番号109-3本人調書21頁）。そして、原告番号109-3は、平成25年11月に結婚しているが、その後は妻とともに同じ応急仮設住宅の別の家に移っており、原告番号109世帯及び原告番号109-3の妻は2DKの住居に二人ずつ住む形になっている。そして、原告番号109世帯は、平成26年4月に住宅確保費用の賠償金を得て転居することも検討したものの（原告番号109-3本人調書22～23頁）、応急仮設住宅から転居することなく、平成30年3月28日に中満南災害公営住宅に転居するまで住み続けたことを考えれば、この応急仮設住宅における生活に大きな不満があったものとは考えがたい。</p> <p>・以上のとおり、原告番号109世帯は上記温泉旅館への滞在及び仮設住宅への居住を通じて徐々に平穏な生活を回復し、遅くとも楓葉町の避難指示が解除された平成27年9月には避難を終了したものと認められる。</p>						
<b>2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること</b>						
(1) 就労不能損害について						
<b>ア 原告番号109-3について</b>						
<p>・原告番号109-3は、被告に対し、本件事故に起因する適応障害により就労不能に陥ったとして就労不能損害の賠償金の支払を請求し、平成23年3月分から令和4年11月分まで、個別のやむを得ない事情により就労が困難な状況にある者として賠償期間の延長を受けた期間を含め、合計2929万</p>						

1395円の賠償金の支払を受けている（乙C109第1号証の1及び乙C109第1号証の2）。

- ・しかし、双葉運輸株式会社から解雇されたとの主張（原告番号109-3本人調書34頁）は、同原告の雇用保険受給資格者証（乙C109第117号証の1・8頁）の記載と矛盾する。
- ・また、原告番号109-3は、就労不能となった理由として適応障害を主張するが、指定診断書（乙C109第42号証の1・16頁）記載の初診日が平成27年1月27日であることは、本件事故直後から精神的ストレスによる体調不良が生じていたという原告番号109-3の主張と整合せず（原告番号109世帯準備書面（562）5頁）、原告番号109-3が適応障害の原因と主張する仮設住宅への入居日とも不自然な時間的間隔がある。加えて、同診断書記載の検査所見は、原告番号109-3の自己申告に基づくものに過ぎず、客観的な検査によるものではない。さらに、原告番号109-3がドクターストップにより退職したとの主張（同）も、上記診断書において「当該傷病による就労支障の有無」について「なし」と診断されていることと矛盾する。
- ・加えて、原告番号109-3は、平成30年3月28日に中満南災害公営住宅に転居したにもかかわらず、転居後も、適応障害が継続している旨主張し（原告番号109-3本人調書38頁）、現在に至るまでこれによる就労不能を主張している。
- ・さらに、原告番号109-3は、車が運転できない旨主張するが（原告番号109-3本人調書13頁）、かかる主張は、原告番号109世帯が世帯構成員と同数の自動車を保有していた事実とも反する（同30頁）。
- ・そして、原告番号109-3は、平成29年6月25日に、少林寺拳法の福島県大会で、男子マスターズ第2位という成績で入賞している。また、福島双葉拳友会に所属しており（原告番号109-3本人調書39頁以下）、少なくとも週1回は本件事故後も継続して練習を行ってきたことを認めている（同42頁以下）。このような原告番号109-3の行動は同原告が主張する心身の状態と大きく矛盾する。
- ・以上のとおり、原告番号109-3は、被告に対して適応障害に基づく就労不能を主張して賠償金の支払を受けながら、実際のところは、自動車の運転並びに少林寺拳法の練習及び福島県大会での入賞等ができる状態にあった。したがって、原告番号109-3に支払われた就労不能損害に係る賠償金のうち少なく見積もっても平成27年3月分以降の2025万1918円（平成27年3月25日付指定診断書（乙C109第42号証の1・16頁）において、「当該傷病による就労支障の有無」について「なし」と記載されている。）については過大に支払われたものであるといえる。
- ・加えて、原告番号109-3は、本件事故後にアルバイトをして月額10万円に満たない程度の収入を得ていたが、これを被告に申告することなく就労不能による賠償金の支払を受けており（原告番号109-3本人調書35頁）、当該収入相当額は実損害を超えた賠償と評価される。

#### **イ 原告番号109-1について**

- ・原告番号109-1は、本件事故当時既に69歳であったが、被告に対して、81歳となる令和4年11月分までの就労不能損害に係る賠償金の支払を請求し、被告から就労不能損害及び個人事業主としての逸失利益を含め1814万8380円の賠償を受けている。
- ・しかし、原告番号109-1が、81歳という高齢まで就労を継続できた事実は明らかにされておらず、上記賠償額は実損害を超える賠償となっている可能性がある。
- ・さらに、原告番号109-1が平成22年分として社団法人南双広域シルバ一人材センターから受領した金額は31万2300円であったが（乙C109第155号証の1・43頁）、同原告は被告の定めた1か月当たりの最低賠償金額を5万円とする基準を利用して（乙C109第155号証の1・38頁参照）、個人事業主としての逸失利益として72か月分合計360万円の支払を受けている。このような賠償金の支払は、原告番号109-1に生じた実損害を超える過大な賠償である可能性が高い。

#### **ウ 原告番号109-2について**

- ・原告番号109-2は、被告に対して、71歳となる令和4年11月分までの就労不能損害に係る賠償金の支払を請求し、被告から就労不能損害として1518万円の賠償を受けている。
- ・しかし、原告番号109-2は、本件事故当時59歳であり、平成23年6月22日に定年退職予定で実際に同日に満60歳で定年退職しており（乙C109第118号証の1・8頁）、71歳まで就労できた事実は明らかにされておらず、上記賠償額は実損害を超える賠償となっている可能性がある。

#### **(2) 生命・身体的損害の賠償について**

- ・原告番号109-1は、高血圧及び脳梗塞等につき診断書上本件事故との因果関係が不明とされているにもかかわらず、被告から入院慰謝料35万2800円及び実費等21万8230円として合計57万1030円の賠償を受けている（乙C109第12号証の1・43頁、同44頁、同22頁、同第15号証の1・42頁、同第17号証の1・18頁、同19頁、第21号証の1・10頁、同11頁、第23号証の1・17頁、同21頁、同第34号証の1・9頁、同43頁、同第37号証の1・10頁、第39号証の1・8頁）。本件事故との因果関係の立証がない中で支払われた生命・身体的損害の賠償名目の既払金は、その全額が裁判であれば通常認められる額を超えた賠償である。**【実損害を超える賠償（可能性）（因果関係不明の疾病に係る賠償）：57万1030円】**

#### **【小括】**

- ・以上のように、原告番号109世帯は、本件事故後に設備の整った高級温泉旅館への滞在及び原告番号109世帯が選択したいわき市の応急仮設住宅での生活を通じて平穏な生活を徐々に回復しており、本件事故に起因して生じ

たと考え得る損害は、少なくとも、一審被告東電の既払金（1億2145万2817円）を超えるものではない。むしろ、原告番号109世帯が請求・受領した賠償金の中には、事実と異なる申告に基づく賠償や本件事故との相当因果関係が存在しない損害に対して実施された実損害を超える賠償が含まれている。このような事実に鑑みれば、原告番号109世帯について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 110							
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額			
110-1	本人	○	55歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1億0531万5988円		
110-2	妻		53歳				
110-3	次男		20歳				
特記事項							
<b>1. 平成23年3月20日以降、徐々に平穏な生活を回復していること</b>							
<p>・原告夫妻は、平成23年3月20日に、原告夫妻が結婚後相当期間にわたり居住したことがあり原告番号110-1のサラリーマン時代の信頼できる友人も多くいる関西圏内で、原告番号110-1の長姉・次姉、原告番号110-2の兄、原告夫妻の長男ら多数の親族が居住する兵庫県内にある、原告番号110-1の長姉の自宅に移動し、長姉らから歓待を受けた（甲C110第1号証・3頁、10頁、乙C110第6号証・4頁、31～32頁、甲C110第2号証・3頁、原告ら準備書面（574）・6頁、訴状別紙2頁）。</p> <p>・原告夫妻は、平成23年4月4日に、兵庫県三木市の住民から、3LDKのペットと共に住める一軒家を無償で借り受けた（甲C110第1号証・10頁）。かかる住宅につき、「私たち夫婦二人にはもったいなくらいだし、マキオ（飼い犬）の遊び場まである」と述べ、また、同時期に「当座の生活資金を貸して」もらえることになったとも述べている（乙C110第6号証・37～38頁）。さらに、世帯番号110は、被告からの仮払金として、平成23年5月17日に100万円、同年7月14日に114万8297円、同年8月17日に90万円をそれぞれ受領している（乙C110第1号証）。そして、同年6月には、原告夫妻とともに三木市にて就労を開始した（甲C110第1号証・14頁、15頁）。</p> <p>・原告番号110-3は、本件事故後もいわき市に友人や交際中の女性が残っていたことから、原告夫妻と離れ単身いわき市にて居住していたが、交際中の女性が水戸に転居したことを機に、平成24年5月頃、兵庫県三木市へと転居し、原告夫妻と合流した（甲C110第2号証・3～4頁、原告ら準備書面（592）・2頁）。</p> <p>・以上より、原告らは平成23年3月20日に原告番号110-1の長姉の元に転居して以降、多くの親族や友人の近隣にて、住居や生活資金、就労先を確保するなどして、徐々に平穏な生活を回復させていった。</p>							
<b>2. 平成24年12月24日には新居を取得し移住を完了していること</b>							
<p>・平成24年12月24日に、原告らは、原告番号110-1において発症した本件事故との因果関係が主張・立証されていない膀胱癌及びこれに伴う2度の手術を原因として、「楓葉への帰還をあきらめて」、三木市に一戸建ての自宅を購入し（甲C110第1号証11頁、乙C110第7号証）、さらに平成27年2月6日には神戸市内のマンション（以下、「神戸市マンション」という。）を購入したうえで（乙C110第8号証）、それぞれの購入</p>							

費用についての住居確保費用のみならず、平成27年4月18日には三木市の戸建住宅を二世帯住宅に改築するとして改築費についての住居確保費用をも請求し、これを受領している（乙C110第9号証の1～3、乙C110第10号証の1～3、乙C110第11号証の1～2）。

- ・以上より、原告らは、平成24年12月24日の時点で、檜葉町に帰還する意思を有さずに三木市に戸建住宅を購入したものであるから、以降は同所を生活の本拠としており、かかる時点をもって避難生活は終了したといえる。

### 3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

#### （1）二重賠償がなされていること

- ・被告は、原告番号110-1に対し、同人が経営していたラーメン店につき合計1345万0473円の休廃業損害の賠償金を支払っているところ、この賠償額には、本件ラーメン店に勤務していた原告番号110-2の青色事業専従者給与として原告番号110-2に支払われるべき人件費相当分が含まれている。一方で、原告番号110-2は、本件ラーメン店についての就労不能損害につき被告に賠償を請求し、719万0826円を受領した（以上、乙C110第1号証）。
- ・以上より、原告番号110-2が、原告番号110-1を介して、青色事業専従者給与相当分の賠償金を得ておきながら、原告番号110-2自身の請求によって就労不能損害分を二重に利得したところ、原告番号110-2は、直接請求手続において二重賠償による過払金が合計719万0826円に及んでいたことを認め（すなわち、返還債務を承認し）、31万6039円の限度で住居確保費用の支払時に精算には応じたものの、未精算分の残額（687万4787円）については、平成27年12月1日の電話連絡時に、被告側のミスで起こった過払いであるから関知しない旨を述べ、最終的には、被告側で誠意を見せて直接来訪するなどしない限り精算に応じる意思はないと態度を転換するに至った（乙C110第10号証の2～3）。よって、かかる未精算分の残額が、実損害を超える過大な賠償にあたることは明らかである。**【実損害を超える賠償①（二重の請求による賠償）：687万4787円】**

#### （2）住居確保費用について

- ・被告は、世帯110に対し、本件事故時点で所有していた宅地・建物等に対する財物賠償としての賠償金に加え、住居確保費用の名目で2128万1226円を賠償済みである（乙C110第1号証の2）。
- ・住居確保費用の賠償名目の既払金は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（2250万8330円）が実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償②（新規資産の取得費用の賠償）：2250万8330円】**

#### （3）事実と異なる事情を申告して住居確保費用の請求がなされていること

- ・上述のように原告らによる2件目の不動産取得である神戸市マンションの取得については、平成27年2月6日を受付日として、同日売買を原因とする、原告番号110-2名義の所有権移転登記がなされていることから（乙C110第8号証）、原告らが同日までに神戸市マンションを取得したこと

は客観的に明らかである。にもかかわらず、原告番号110-1は、直接請求手続において、平成29年8月に原告番号110-1の癌が再発し通院の便宜のため神戸市マンションを購入する必要性が生じたとして平成30年4月18日にこれを取得したとして、あたかも2件目の不動産取得にその必要性があったかのような事実と異なる事情を申告して（乙C110第11号証の1・35～37頁）、神戸市マンション取得費用について住居確保費用を請求し、512万4101円を受領した（乙C110第11号証の1～2）。

- 原告らは、神戸市マンションの住居確保費用を請求するにあたって、証憑として神戸市マンションの売買契約書（以下、「本件売買契約書」という。）、手付金の領収証、仲介手数料の領収証等（以下、3通を合わせて「本件売買契約書等」という。）を提出している。そして上記3通の作成日付はいずれも手書きで「平成30年4月18日」となっている。また、本件売買契約書には、不動文字にて、「本物件に設定されている根抵当権については、売主が買主から受領する残代金を充当して、その債務を完済し抹消することとします。このため、前記根抵当権の抹消登記については、第8条（所有権等の移転登記等）に定める所有権移転登記と同時にその申請手続を行うことを、売主および買主は確認しました。」との特約の記載がある。そして、本件売買契約書には、残代金の支払日が、手書きにて「平成30年6月15日」と記載されている（以上、乙C110第17号証の1～3）。
- 一方で、神戸市マンションの登記簿上、所有権移転登記及び根抵当権の抹消登記はいずれも平成27年2月6日に受付されている。よって、本件売買契約書等の手書き文字は公的な文書である登記簿の記載と矛盾しており、変造された可能性が極めて高い。本件売買契約書の特約に、不動文字にて「本物件に賦課される平成27年度固定資産税および都市計画税（以下「同税」という。）については、残代金支払いの際、平成26年度の同税年税額にもとづき清算を行い、後日確定する平成27年度同税年税額と差異が生じたとしても再清算は行わないこととします。」と記載されていること（乙C110第17号証の1）、仲介手数料の領収証は複写文字が浮き上がるものとなっているところ、同書面右上の作成日における数字の全て及び下部の契約日における「30」については修正が容易な位置にあって、また、契約日における「4」の周りは他と比べ不自然に複写文字が白抜きになっていること（乙C110第17号証の3）等も、原告らが本件売買契約書等を変造したことを裏付ける。
- 以上より、原告らは、神戸市マンションにつき住居確保費用を受領するため、売買契約書等の変造をした可能性が極めて高く、少なくとも明らかに事実と異なる事情を主張して、かかる住居確保費用を請求・受領したものである。**【実損害を超える賠償③（事実と異なる申告に基づく賠償）：512万4101円】**

#### （4）真実を秘して、また、高度に疑義のある事情を申告して住居確保費用の請求がなされていること

- 原告らは、平成27年4月18日、三木市の戸建住宅を二世帯住宅に改築することを理由に、概算によって住居確保費用（以下、「改築住確」という。）を請求し、同年7月1日に631万6039円を受領した（乙C11

0第10号証の1～3）。一方、上述のとおり、現在原告夫妻が居住する神戸市マンションは平成27年2月6日に取得されている。すなわち、神戸市マンションを取得したわずか2か月後に、改築の必要性がなかったにもかかわらず、かかる事実を秘して、二世帯住宅への改築を理由として改築住確を請求したものである。

- ・原告番号110-2は、平成27年4月18日に改築住確を請求する際、「息子の瞭太（原告番号110-3）が今秋（平成27年秋）、結婚することになりました。（中略）息子たちから同居の申出があり、ありがたく思いました。（中略）二世帯住宅としては、非常に使い勝手が悪く息子たち2人の要望もあり、（中略）改装することにしました。」と述べている（括弧書きは被告代理人による。乙C110第10号証の1・25頁）。一方で、原告番号110-3は、自身が「25才の時」に婚姻相手と知り合ったと述べており（甲C110第2号証・5頁）、同人の生年月日に照らせば、同人が25歳であったのは、平成27年10月22日から平成28年10月21日までのことである。よって、原告番号110-3の供述を前提とすれば、原告番号110-2は、原告番号110-3が婚姻相手と知り合う前に、原告番号110-3の婚姻予定を理由として、改築住確を請求したものである。
- ・本訴訟において原告らは、原告番号110-3が平成29年4月に婚姻したのと同時に原告夫妻は神戸市マンションに転居したと述べている（原告ら準備書面（592）・2頁）。これは、改築住確を請求した際の原告らの供述とはその内容が大きく異なり、本訴訟における供述を前提とする限り、原告夫妻は、息子の婚姻の2年前に改築住確を請求し、結局一度たりとも同居をしなかったのであるから、原告らは事実と異なる事情を申告して改築住確を請求・受領したこととなる。
- ・改築住確は概算賠償によるものであり、証憑として提出されたものは注文書・見積書・内金の領収書等に過ぎず（乙C110第10号証の1・27～35頁）、現時点まで原告らにおいて費用確定の申告もなされていないこと、本訴訟において原告らが改築につき一切言及せず三木市自宅は二世帯住宅でないと主張していることなどにも照らせば、実際に三木市自宅が改築されているのかも甚だ疑問である。
- ・以上より、原告らは、本来改築の必要性はなかったにもかかわらず、必要性を作出するために事実と異なる事情を申告した可能性が極めて高く、また、少なくとも必要性を否定する事情を秘して改築住確を請求したものであることは疑いようがない。さらに、改築が実際に行われたかについても高度の疑義がある。**【実損害を超える賠償④（支出の事実やその必要性に高度な疑義のある申告に基づく賠償）：631万6039円】**

### 【小括】

- ・以上のように、原告らが述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、原告らは、原告番号110-1の長姉の自宅に移動した平成23年3月20日から徐々に平穏な生活を回復させ、三木市に戸建を購入して移住を完了させた平成24年12月24日には避難生活を完全に終了させたものであるから、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告による既払金（1億0531万5988円）を超えるものではない。

- ・むしろ、世帯番号 110 が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、世帯番号 110 について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 111					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
111	本人	○	52歳	双葉郡富岡町 夜の森南 帰還困難区域	3138万5278円

#### 特記事項

#### 1. 本件事事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと

- 原告は、平成23年11月には茨城県那珂郡東海村に借上げ住宅を確保している（訴状別紙1頁、乙C111第6号証）。この茨城県の借上げ住宅に居住している際には、平成24年2月頃まで、本件事事故前からの勤務先であった有限会社北須賀工業から休業手当を受給しており、徐々に生活の平穏を取り戻したとみられる。また、下記「2」に述べるとおり同社を任意の意思で自己退職後、平成25年4月からは失業保険を受給し、平成30年8月からはガードマンとして就労しており、本件事事故に起因する過酷な避難生活が継続したものではない。なお、茨城県は原告の出身地であり、18歳まで過ごしたため（甲C111の1・1頁）一定の地縁はあったと思われるほか、借上げ住宅が所在する東海村には原告の妹もおり（乙C111第7号証）、親族との関係性も保てる環境にあったものいえる。
- なお、その後原告は、令和元年に郡山市の復興住宅が抽選で当たり、同年12月に引っ越しをしたとのことであり、復興住宅への当選・入居は、かなりの幸運であった旨述べている（甲C111第1号証・3頁）。そして、原告は、訴外ひろみとの離婚の原因は、些細なことであり、孫に対する愛情が非常に強く、この時に、訴外ひろみと長女の子（訴外ひろみの孫（当時11歳））の3人で暮らしを再開し（甲C111第1号証・3頁）、令和3年2月には、訴外ひろみと再婚するに至った（原告ら準備書面（589）・8頁）。また、令和元年12月に移住した郡山市の復興住宅の間取りは3LDKとのことであり（原告ら準備書面（603）1～2頁）、原告が訴外ひろみとその孫（当時11歳）の3名がそれぞれ自室を確保できるものであり、3名で暮らす分には十分な間取りである。

#### 2. 勤務先からの退職は本件事事故に起因するものではないこと

- 原告番号111（以下、単に「原告」という。）は、震災後も本件事事故時点の勤務先である有限会社北須賀工業に在籍しており、平成23年7月頃から8か月間は同社から休業補償が支給されていたとのことであり（原告ら準備書面（603）2～3頁）、平成24年11月に同社から福島第二原子力発電所のメンテナンス作業をするよう出向の指示が出されたにもかかわらず、敢えて、その指示に従わない旨会社に伝えたところ、自主退職するように言われ、同年12月に自ら退職するに至ったものである（甲C111第1号証・6頁）。なお、訴状別紙4頁によれば、原告は「会社に行く気はない」と勤務先での就労 자체を拒否する発言をしたとのことである。
- 原告の主張によれば、原告の原発での仕事は、67歳位まで働ける専門性のある仕事で、事故当時は班長という地位にあり、5、6人の部下の頂点として将来的な保証もあったにもかかわらず（甲C111第1号証・6～7

頁）、上記のとおり、本件事故発生から1年8か月が経過し、本件原発の状況も安定する中で原告が自らの選択により退職したものである。

### 3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

#### (1) 住居確保費用の賠償について

- 被告は、鈴木氏世帯に対し、借家にかかる住居確保費用として単身世帯分162万円を賠償済みである（乙C111第8号証の1～2）。
- 住居確保費用の賠償名目の既払金は、本件事故発生時点において借家に居住していた方を対象に、移住・帰還先での新たな住居を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（8年分）を定額で支払っているものである。精神的損害名目での賠償に加えてこのような居住先確保のための賠償金についても賠償がなされているとの事実は、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

#### (2) 就労不能損害の賠償について

- 被告は、原告に対し、就労不能損害として合計1637万2800円を賠償している（乙C111第9号証の1～2、乙C111第10号証の1～2、乙C111第11号証の1～2、乙C111第12号証の1～2、乙C111第13号証の1～2、乙C111第14号証の1～2、乙C111第15号証の1～2、乙C111第16号証の1～2、乙C111第17号証の1～2、乙C111第18号証の1～2）
- しかしながら、上記に記載のとおり、原告は、本件事故発生から1年8か月が経過し、本件原発の状況も安定する中で、会社から出向の指示が出されたにもかかわらず、敢えて、その指示に従わない旨会社に伝え、「会社に行く気はない」と勤務先での就労自体を拒否する発言をするなどして、自らの選択により当該会社を自主退職したものであり、原告の失職は本件事故によるものではない。
- このように、被告は、原告が本件事故以外の理由により退職したにもかかわらず、就労不能損害として合計1637万2800円を賠償しているのであって、そのような事実は慰謝料の評価・算定において十分に斟酌される必要がある。

#### (3) 生命・身体的損害の賠償について

ア 原告は、頸椎症性神経根症の発症の原因について、「自分の家に着替えを取りに行った際、余震が来て倒れ掛けたタンスを左手で支えたときに傷害を負った」旨主張しており、本件事故ではなく余震に起因する受傷であることが窺われる上、実際に指定診断書上、避難生活との関連性が「不明」とされているにもかかわらず（乙C111第2号証）、被告は、原告に対して5400円の生命身体的損害の賠償を実施しているところであり（乙C111第3号証）、原告の実損害を超える賠償を実施していると評価できる。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある【**実損害を超える賠償①（因果関係不明の疾病に係る賠償）：5400円**】。

イ 頸椎間板症についても、原告の受傷の経緯が上記同様余震によるものであると考えられることに加え、実際に指定診断書上避難生活との関連性が「なし」とされているにもかかわらず（乙C111第4号証）、被告は、原告に対して、1万2960円の生命身体的損害の賠償を実施しているところであり（乙C111第5号証）、原告の実損害を超える賠償を実施していると評価できる。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【**実損害を超える賠償②（因果関係のない疾病に係る賠償）：1万2960円**】

### 【小括】

- ・以上のように、原告は、平成23年11月に借上げ住宅を確保することによって平穏な生活を徐々に回復しており、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（3138万5278円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 113					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
113-1 ○	本人	○	63歳	双葉郡富岡町 帰還困難区域 3億1011万0788円	
113-2	妻		59歳		
113-3	母		89歳		
訴外1	長男		34歳		
訴外2	長男 の妻		33歳		
訴外3	長男 の子		6歳		
訴外4	長男 の子		4歳		
特記事項					
<b>1. 平成23年9月の借上住宅入居後は徐々に平穏な生活を回復したこと</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年9月1日、原告ら3名は郡山市内の借上住宅（乙C113第56号証）に移転し、同所での生活を開始した。当該借上住宅は、和室が2部屋の3LDKの部屋であり、原告ら3名が居住するに不足のない間取りを備えるものであるといえる。</li> <li>借上住宅への入居から約半年後の平成24年4月には原告番号113-3が特別養護老人ホームで暮らすようになっており、当該時点以降に借上住宅で生活したのは原告憲一及び原告八重子の2名であった。原告番号113-1及び同113-2は、三春町に新築した居宅に転居するまで、当該借上住宅での生活を継続した。</li> <li>なお、原告番号113-3は平成24年4月、郡山市内の特別養護老人ホーム「笑風苑」に入所し、平成27年10月の逝去まで同所での生活を継続した。同所について原告番号113-3は「ここはいいところだ」等と述べていた（原告準備書面（561）・3頁、甲C113第1号証・11～12頁）。</li> </ul>					
<b>2. 平成28年3月には賠償金を原資として新居を取得し移住を完了していること</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>原告番号113-1は平成27年3月18日に三春町鶴蒔田の宅地を取得し、平成28年2月3日に同宅地上に建物を新築し、原告番号113-2とともに同年3月より当該新居における生活を開始した（甲C113第54号証の1及び3、甲C113第1号証・12頁）。当該新居は、床面積77.84m<sup>2</sup>の平家建て居宅である（本人調書・23頁、乙C113第57号証の写真③が当該新築居宅）。</li> <li>また、原告番号113-1は上記の三春町鶴蒔田の宅地上に、平成28年9月23日にも建物を新築した。この新居は、床面積合計133.32m<sup>2</sup>（1階72.87m<sup>2</sup>、2階60.45m<sup>2</sup>）の2階建て居宅であり、附属建物とし</li> </ul>					

て床面積合計 78.40m<sup>2</sup>（1階 39.74m<sup>2</sup>、2階 38.66m<sup>2</sup>）のかわらぶき 2階建て倉庫を備えている（甲C113第54号証の2）。この2階建の新居には、長男家族（訴外1～4）が生活している（本人調書・23頁、甲C113第2号証・2～3頁、乙C113第57号証（写真⑤が長男家族の暮らす2階建の新築居宅、写真④がその附属建物である倉庫））。

- ・以上の土地及び新居2件の取得費用については、被告から賠償金が支払われている（富岡町の居住用不動産に対する財物賠償とは別途に、住居確保費用名目での支払のみで 5116万6302円を賠償済み（乙C113第1号証の2、乙C113第35号証の1～3、乙C0第1号証の2）。
- ・原告番号113-1が三春町鶴蒔田に新居を取得した経緯としては、孫ら（長男家族の子供2名）が通う小学校に近い場所であったことが決め手となつたことであり、長男家族の新居との行き来もなされている（本人調書・22～24頁）。

### 3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

#### （1）住居確保費用の賠償について

- ・被告は原告番号113-1に対し、本件事故時点で同人が所有していた自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）について、同人の申出に従つて専門家の現地評価も実施の上で総額 7481万3043円を賠償済みであるが、これに加え、住居確保費用の名目で 5116万6302円を賠償済みである（財物賠償につき乙C113第1号証の2、乙C113第42号証の1～3、乙C113第48号証の1～3、住居確保費用の賠償につき乙C113第1号証の2、乙C113第35号証の1～3、乙C0第1号証の2）。原告番号113-1はこれらの賠償金を原資として、上記「2」において述べた三春町の土地及び新居2軒（うち1軒について附属建物として2階建ての倉庫）を取得した。住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（5116万6302円）が実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償（新規資産の取得費用の賠償）：5116万6302円】**

#### （2）所有する土地について全損との評価により賠償済みである中でも土地からの収益を得ていること

- ・原告番号113-1及び同113-3は、本件事故以前より田その他の土地を所有しており、それら土地について、いずれも全損との評価により算定された金額の財物賠償を被告から受けた（乙C113第45号証の1～3、乙C113第46号証の1～3、乙C113第47号証の1～3）。
- ・他方、そのうち少なくとも原告番号113-1が所有する田の一部については、環境省に貸して収益を得ている（本人調書・38～39頁）。
- ・すなわち、本件事故から6年（72か月）の経過によって土地がその価値の全てを失ったものとして全損の算定にて財物賠償を行う被告の賠償基準は、その実態に照らしても明らかに被災者有利なものであつて、このような事情についても、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

**【小括】**

- ・以上のように、世帯番号113の原告らが述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、平成23年9月の借上住宅入居後は徐々に平穏な生活を回復しており、また、その後、平成28年3月には賠償金を原資として新居を取得し移住を完了している。本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（3億1011万0788円）を超えるものではない。

世帯番号 114					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
114	本人	○	54歳	双葉郡楓葉町大字 井出 避難指示解除準備 区域	
訴外1	妻		47歳		
訴外2	長女		14歳		
訴外3	長男		10歳		
訴外4	次男		7歳		
訴外5	母		78歳		
特記事項					
<b>1. 平穏な生活の回復</b>					
<b>(1) 原告番号 114 の世帯はいわき市錦町上中田に定住目的でマンションを 賃借したこと</b>					
<p>・原告番号 114 の世帯は、平成 23 年 4 月から同年 7 月までは、いわき市錦町上中田 160-18 の住居にて暮らし、その後、同所から至近距離にあるマンション（パークレジデンス）に転居している（甲 C 114 第 1 号証・5 頁）。</p> <p>・いわき市錦町上中田 160-18 の住居は原告番号 114 の妻の実家であり、原告番号 114 の世帯にとって、いわき市錦町上中田は地縁がある土地である。子供たち 3 人が進学、就職に伴って転居した後も、原告番号 114 及び原告番号 114 の妻は同所に暮らし続け、令和 4 年 4 月に転居する際も同じいわき市錦町上中田にある原告番号 114 の妻の実家に転居することを選択しており、楓葉町の自宅がある地域の避難指示が平成 27 年 9 月 5 日に解除されたこと及び同地域における客観的な復興状況にかかわらず、13 年以上に渡って、現在も一貫していわき市錦町上中田で生活し続けている。なお、「鈴木美保子死亡後、姉妹間での話合の調整ができなかった」との原告番号 114 による求釈明への回答からも（原告ら準備書面（607）4 頁）、原告番号 114 の世帯はいわき市錦町上中田に引き続き定住する目的でパークレジデンスから至近距離にある原告番号 114 の妻の実家を原告番号 114 の妻が相続することを積極的に希望していたことが窺われる。</p> <p>・加えて、原告番号 114 及び原告番号 114 の妻は、子供たち 3 人の教育を特に重視しており、平成 23 年 4 月に茨城県かすみがうら市の原告番号 114 の妻の姉宅からいわき市の原告番号 114 の妻の実家に転居した理由も、かすみがうら市にいては双葉郡ないしいわき市の学校に関する情報が全く入ってこないから、という理由によるものであり（原告ら準備書面（590）・4 頁、甲 C 114 第 1 号証・5 頁）、また、結局、早ければ平成 23 年 4 月から、遅くとも平成 23 年 7 月までには、原告番号 114 の長女はいわき市の錦中学校に、原告番号 114 の長男及び二男はいわき市の錦小学校に、それぞれ転校するに至っていることからすれば（原告ら準備書面（590）・4 頁、甲 C 114 第 1 号証・5 頁）、原告番号 114 及び原告番号 1</p>					

14の妻は、子供らが転校を重ねないようにいわき市内の同じ地域に定住する前提にて、同市錦町上中田に転居してきたものといえる。

- ・パークレジデンスの周辺には、徒歩2分の場所にコンビニエンスストア（セブンイレブンいわき錦町店）、更に徒歩5分の場所にコンビニエンスストア兼酒屋（ヤマザキY SHOP錦・佐々木酒店）、徒歩8分の場所にスーパー・マーケット（マルト錦店）、車で6分の場所に大型家電量販店（ケーズデンキ勿来錦店）、徒歩6分の場所に総合病院（医療法人呉羽会呉羽総合病院）、徒歩3分の場所に歯科医（高瀬歯科クリニック）がある等（乙C114第3号証の1ないし6）、住環境が良好であり、原告番号114の世帯が定住するにあたり客観的な支障がないことが明らかである。
- ・以上の諸事実から、原告らは原告番号114の妻の実家があるいわき市錦町上中田に定住する目的で原告番号114の妻の実家至近で同地区所在のパークレジデンスを賃借したものというべきである。

**(2) 原告らは原告番号114の妻の実家で特段不満・不便なく暮らしながら十分な時間をかけて同地区所在のパークレジデンスを移住先に選択したものであり、同所での暮らしが精神的苦痛を伴うものであったとは認められないこと**

- ・原告番号114の妻の実家があるいわき市錦町上中田160-18の住居は、延べ面積が129.17m<sup>2</sup>と広く（乙C114第6号証）、1階に10畳の洋室が1部屋、8畳の和室が2部屋、2階に6畳の和室が2室という構成であることから（原告ら準備書面（607）・4頁）、原告番号114の世帯6名が暮らしていくのに十分な広さを備えていたといえる。実際に、原告番号114自身も、同所を離れた理由について「何時までも妻…の実家で生活する訳にもいかないので」と、同所での生活そのものに不満・不便があったわけではないことを自認している（原告ら準備書面（590）・4頁、甲C114第1号証・5頁）。
- ・このように、原告番号114の世帯は、十分な広さを有する原告番号114の妻の実家で暮らしており、特に同住居から退去しなければならない状況にもなく、同所に滞在しながら、3か月強をかけて同地区所在のパークレジデンスを確保したものであるから、いわき市錦町上中田に定住する目的で原告番号114の世帯6名が暮らしていくのに適切な転居先を探すことに十分な時間的猶予があつたと認めることが通常の経験則に合致する。
- ・また、求釈明に対する原告番号114の回答を前提にしても、パークレジデンスB103号室の間取りは6畳の洋室1部屋、6畳の和室1部屋、4畳半の洋室1部屋に台所、浴室、トイレ、洗面所、収納、押し入れというものであり、また、パークレジデンスA203号室の間取りは6畳の洋室1部屋、6畳の和室1部屋、4.2畳の洋室1部屋に台所、浴室、トイレ、洗面所、物入、押し入れというものであるから（原告ら準備書面（607）・3頁）、原告番号114の世帯6名が暮らしていくのに十分な広さと間取りであるということができる。

**2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること**  
**(1) 家賃について**

- ・被告は、原告番号114の世帯に対し、家賃に係る賠償金として、合計166万5000円を支払った（乙C114第11号証の1ないし3）。これは、「避難等」にともない発生した家賃であるとの原告番号114の申告に基づき、原告番号114の長女が賃借していた茨城県水戸市袴塚2丁目2番23号所在・エール水戸B棟203号室についての平成27年3月分から平成30年3月分まで、37か月分の賃料及び共益費合計として支払われたものである。
- ・しかし、原告番号114の長女の転居は、本件事故による避難とは全く関連性がない進学によるものであって、上記賃料及び共益費も当然ながら本件事故に起因する損害であるとは認められない。進学による転居を「避難等」であるとする事実と異なる申告に基づき支払われたこの166万5000円の既払金はその全額が本来的には被告による賠償の対象外となるものであり、明らかに本件事故による損害であるとは認められない支出にかかる賠償となっている

**【実損害を超える賠償（本件事故に起因しない進学に伴う家賃の賠償）：166万5000円】**

### 【小括】

- ・以上により、原告番号114の世帯については、本件事故による法益侵害及び被害の状況が限定的なものにとどまっていた上、遅くともいわき市錦町上中田に定住する目的で同地区所在のマンションに転居した平成23年7月以降は平穏生活利益の侵害は生じておらず、既払金を超える精神的損害の発生を基礎付け得るような個別事情は認められない。仮に何らかの損害が認められるとしても被告は原告番号114の世帯に生じたと考え得る損害を大きく上回る賠償を訴訟外において実施済みであって、本訴訟において認容されるべき残額はない。
- ・したがって、原告番号114の世帯の請求には理由がなく、棄却されるべきである。

世帯番号 115						
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額		
115-1	夫	40歳	南相馬市小高区 避難指示解除準備 区域	1億1871万9530円		
115-2	本人	38歳				
115-3	長女	9歳				
115-4	長男	5歳				
特記事項						
<b>1. 生活の平穏を徐々に回復し、平成28年9月には移住先住居を新築していること</b>						
<p>・門馬氏世帯は、小高の自宅に近い安全な場所を求めて、平成23年7月26日に仙台市に転居している。門馬氏世帯が仙台に来て、門馬氏世帯の子どもたちが車から降りての第一声が「小高と同じ匂いがする」であったこと等から、門馬氏世帯においてもここなら住めると思ったとのことであり（本人調書21頁）、門馬氏世帯は、仙台市へ移転した時点から、平穏な生活を取り戻しはじめたと評価できる。</p> <p>・その後、門馬氏世帯は、平成28年6月8日に、仙台市太白区西多賀に新居を新築するための土地を購入し、同年9月28日に自宅を新築した（乙C115第34～35号証）。</p> <p>・購入した仙台市の自宅は、近隣にスーパーや病院、飲食店などの生活に利便な施設が多くある極めて利便性の高い立地である。そして、原告番号115-2は、当該スーパーなどはよく利用するということであり（本人調書23頁）、その利便性を十分に享受していることが認められる。</p> <p>・また、当該新居については、最寄り駅が富沢駅であり、ターミナル駅である仙台駅までも20分くらいの距離であることから、非常に交通利便性がよい立地もある（本人調書22頁）。</p> <p>・なお、門馬氏世帯は、仙台市において三か所に渡って、転居をして、最終的に新居を購入するに至った。これらの仙台市における居住場所は、いずれも最寄り駅が富沢駅で、同一の高速インター（山田インター）であることから、同一生活圏内の転居であったことが認められる（本人調書22頁）。このように、近接した箇所での転居でもあったため、生活環境が変化するような状況ではなかったため、仙台市へ転居してからは同じような利便性の高い生活を享受することができていたといえる。</p> <p>・上記のとおり、仙台市における転居先は、いずれも近接した地点であったことから、原告番号115-3、115-4が通学する学区も同一であった（本人調書22頁）。</p> <p>・原告番号115-3は、仙台の高校に通いながら、部活もしており、転校を望んでおらず、親である原告番号115-2においてもさらなる転校は望まないという状況であった。そして、原告番号115-4も小学校6年生で、中学生になるにあたり、原告番号115-1及び2は、原告番号115-4について仙台で安定した生活を送らせてやりたいという思いを抱いており（乙C115第38号証、本人調書22頁）、原告番号115-2においても、自宅を購入するにあたり、子供たちも仙台での生活に慣れたことから、</p>						

精神的なものを優先させるべく、同一生活圏内での転居を選んだとのことである（本人調書22～23頁、32・37頁）。

- ・そして、実際に、原告門馬氏世帯の子ども達においては、仙台で徐々に暮らしに慣れてきたと述べるに至っている（本人調書22～23頁）。
- ・また、原告番号115-2は、仙台市へ転居後の平成23年10月からは、仙台市太白区の広南病院で勤務を開始したとのことであり（甲C115第1号証12頁、本人調書24頁）、本件事故後早期に従前の職業を再開することができるとともに、平成26年からはフルパートとなり、仕事面でも安定した旨自認しているところである（甲C115第1号証13頁）。その後、平成30年からは正職員となっている（甲C115第1号証14頁）。
- ・そして、仙台市における原告番号115-2の看護師としての収入は、本件事故当時の仕事よりも高い時給で計算され（乙C115第8号証121～126頁と127頁との比較）、仙台での仕事面での待遇が本件事故よりも改善されていることが認められる（本人調書25頁）。
- ・実際に、平成26年2月以降については就労不能損害の賠償も打ち切られており、本件事故前よりも収入が増えるに至っている（本人調書25頁）。
- ・また、原告番号115-1は、車が好きであったことから、仙台市太白区西多賀で購入した現在の自宅において、電動のシャッター付きの車庫を作ったり、敷地内の戸外駐車スペースで車が3台も停まれるスペースを設け、少なくとも4台が敷地内で駐車できる自宅を確保している（本人調書33～34頁、甲C115第6号証・3頁建築工事請負契約書設計図、乙C115第41号証）。
- ・上記のように、原告番号115-1は、利便性が高く、趣味の車を楽しむ設備を十分に備えた自宅を取得したものであり、原告番号115-1については、新居にて、極めて高い利便性を確保するとともに趣味を満喫する空間を取得したものと評価できる。
- ・以上のように、門馬氏世帯が仙台市へ転居した平成23年7月26日の時点から徐々に平穏な生活を取り戻していると評価できる。また、門馬氏世帯が作成した陳述書においても、原告番号115-2に対する尋問においても、遅くとも平成28年10月の仙台市での住宅購入をした後の精神的苦痛については触れられておらず、このような原告らの立証態様からしても、平成28年10月以降、仙台市の現在の新築住居に転居した後は平穏な生活を回復しており、精神的損害が発生する避難生活と評価することができない。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### (1) 住居確保費用の賠償について

- ・被告は、門馬氏世帯に対し、本件事故時点で門馬氏世帯が所有していた宅地・建物等に対する財物賠償としての賠償金（計3102万4528円）に加え、住居確保費用の名目で1744万2984円を賠償済みである（財物賠償につき乙C115第22号証、乙C115第23号証、乙C115第24号証の1～3、乙C115第25号証の1～3、乙C115第26号証の1～2、乙C115第27号証の1～2、乙C115第28号証の1～2、住居確保費用の賠償につき乙C115第19号証の1～3、乙C115第20号証の1～3）。

- ・門馬氏世帯は、これらの賠償金を原資として、本件事故当時の小高区の自宅の住宅ローンを完済するとともに、上記のとおり、平成28年9月28日には仙台市太白区西多賀に戸建て住宅を新築した。
- ・住居確保費用の賠償名目の既払金は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（3102万4528円）が実損害を超える賠償である。【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：3102万4528円】

## （2）特別の努力として就労不能損害から収入を控除されていないことについて

- ・原告番号115-2は、平成23年3月から平成26年2月までの合計950万4797円（なお、内151万6518円については、世帯代表者である原告番号115-1に対してまとめて支払われている。）の就労不能損害の賠償を受けているが（乙C115第5号証、乙C115第8号証、乙C115第14号証、乙C115第18号証）、このうち、本件事故後に原告番号115-2が広南病院で得た収入として本来就労不能損害から控除されるべき480万9600円については就労不能損害の賠償額から控除されていない（乙C115第14号証、乙C115第18号証参照）。
- ・このような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償②（収入を控除せず賠償）：480万9600円】

## （3）通勤交通費について

- ・原告番号115-1は、本件事故後の平成23年8月からすでに本件事故当時に勤務していた本件事故時の住居の近くの職場に復帰していたところ（甲C115第1号証14頁）、本件事故当時に勤務していた小高の職場から仙台までの増額分の交通費を請求し、当該通勤交通費の増額分として、本件事故後から平成29年11月末日分まで120万円の賠償金を直接請求手続において受領し、265万6500円の賠償金をADR手続において受領している（以上合計385万6500円）。・もっとも、原告番号115-1は、本件事故後、南相馬市の借り上げアパート（2K）を確保して居住していたものであり、上記勤務先には南相馬市の借り上げアパートから通ったりしていたとのことである（甲C115第1号証12頁）。そうすると、仙台市からの通勤交通費増加分の請求は仙台から南相馬間の部分について過大なものになる。そして、仙台から小高の勤務先までの交通費の増額分を東京電力に請求する際に、原告番号115-1は、南相馬のアパートを借りていることについては、被告に申告していないかった（本人調書27～28頁）。
- ・このように、原告番号115-1については、南相馬市に借り上げ住宅を保有し、小高の勤務先へ通勤していたにもかかわらず、そのことを申告せずに、仙台から小高への通勤交通費を受領するなどし、実損害を超える賠償金を受領している。
- ・このような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償（可能性）③（事実と異なる申告による賠償）：385万6500円】

#### (4) 小高区の自宅の有効利用について

- ・門馬氏世帯は、本件事故時の小高区の不動産について多額の賠償を受けて、住宅ローンを完済しており、その所有権は引き続き保有している状況にある。門馬氏世帯においては、2020年の台風の影響で天井が落ちてしまい、全て修理して年に2～3回掃除をしに行くという状況とのことであり、建物や敷地などはきれいな状態に整備し、敷地についてはコンクリートにするなどの対応をしている（甲C115第1号証17頁、本人調書34～36頁）。
- ・このように、本件事故時の小高区の不動産について多額の不動産賠償を受けながらも、本件事故時の小高区の土地建物の所有権は未だに保有し（本人調書34頁）、土地を整備するなどして有効活用できる状態として保持している。

#### 【小括】

- ・以上のように、門馬氏世帯が仙台市へ転居した平成23年7月26日の時点から徐々に平穏な生活を取り戻していると評価でき、遅くとも平成28年10月の仙台市の現在の新築住居に転居したことにより避難生活から脱しており、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（1億1871万9530円）を超えるものではない。
- ・むしろ、門馬氏世帯が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、門馬氏世帯について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 116						
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額		
116-1	本人	54歳	双葉郡浪江町大字 田尻 居住制限区域	1億3401万8704円		
116-2	妻 ○	56歳				
116-3	長男	27歳				
116-4	長女	26歳				
116-5	長女 の子	5歳				
<b>特記事項</b>						
<b>1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復され、最終的にはそれぞれが新居を取得し移住を完了していること</b>						
<b>(1) 借上住宅での生活</b>						
<p>・平成23年12月に、原告番号116-2、原告番号116-4及び原告番号116-5の3名は、土浦市内の借上住宅に転居し、同住宅での生活を開始した。平成25年1月には原告番号116-1及び原告番号116-3も同住宅に転居し、原告らは5名での生活を再開させている（甲C116第1号証・18頁、訴状別紙・2頁、原告ら準備書面（567）・12～13頁）。</p> <p>・当該借上住宅は、2階建ての1戸建て、延べ床面積は109.09m<sup>2</sup>、6畳の部屋が3つ、10.5畳の部屋が1つに16畳のリビングダイニングキッチンという4LDKという間取りであって（乙C116第12号証の1・15頁）、原告番号116-2、原告番号116-4及び原告番号116-5の3名で暮らしていた際は当然として（むしろ使わない部屋すらあったと思われる）、原告番号116-1及び原告番号116-3が加わった状態でも居住するに何ら不足のない広さ及び間取りを備えていたものであった。更には、原告番号116-1については、平成25年6月以降は再就職先の借上住宅等に居住していたため（原告ら準備書面（567）・13頁）、同月以降、いわき市に転居する平成26年3月まで、上記土浦市の借上住宅に暮らしていたのは、原告番号116-2、原告番号116-3、原告番号116-4及び原告番号116-5の4名であって、居住するに何ら不足のない状況であったといえる。</p>						
<b>(2) 浪江町の自宅と同規模の居宅をいわき市に新築し、その取得費用について賠償を受け、同新居での生活を開始していること</b>						
<p>・その後、原告らは、平成25年8月19日にいわき市小名浜の宅地を取得し（甲C116第4号証）、平成26年1月15日に同宅地上に建物を新築した上で（甲C116第5号証）、同年3月より当該新居における生活を開始した（甲C116第1号証・19頁）。</p> <p>・当該新居は2階建てであり、床面積は1階が67.51m<sup>2</sup>、2階が65.01m<sup>2</sup>（合計床面積は132.52m<sup>2</sup>）（甲C116第5号証）、間取りは1階に洋間2部屋とキッチン、リビング・ダイニングがあり、2階に洋間4部屋があるという6LDKであって、また、トイレが1階と2階の双方に設置されてい</p>						

る（甲C116第7号証）。当該新居には、平成26年3月当初は、原告番号116-2、原告番号116-3、原告番号116-4及び原告番号116-5の4名が暮らし、その後に訴外原告番号116-4の夫と及び訴外原告番号116-4の長女が加わっているが、4名は当然として、6名でも居住するに全く不自由のない広さ及び間取りである。

- ・原告らが暮らしていた浪江町の居宅は上記新居と同じく2階建てであり、床面積は1階が79.47m<sup>2</sup>、2階が60.46m<sup>2</sup>（合計床面積は139.93m<sup>2</sup>）（甲C116第3号証）と、浪江町の居宅の方がやや広いものの、大幅な床面積の差異があるわけではなく、間取りは双方とも同じ6LDKである（本人調書18頁、甲C116第6号証）。
- ・また、以上の土地及び新居の取得費用については、被告から賠償金が支払われている（浪江町の居住用不動産に対する財物賠償とは別途に、住居確保費用名目での支払のみで2088万5064円を賠償済みである（乙C116第36号証の1~3、乙C116第37号証の1~3、乙C116第38号証の1~3、乙C116第39号証の1~3、乙C116第44号証））。
- ・このように、原告番号116-2、原告番号116-3、原告番号116-4及び原告番号116-5は、平成26年3月からは、その取得費用について賠償を受けている新居における生活を開始しているのであり、少なくとも同月以降の期間については、本件事故により避難生活を余儀なくされた状態が継続したものとは評価しえない。

### （3）原告番号116-1は出身地である川崎市で暮らしていること

- ・原告番号116-1は、平成25年6月に、知人の紹介で福島県白河市の澤田機構に入社し、同年12月以降は同社からの指示で川崎市内の会社に派遣されて同市で暮らし、更に平成27年7月から令和元年7月までは茨城県日立市の岡崎工業に勤務したものの、引き続き川崎市内の会社に派遣されて同市で暮らし、令和元年8月からは川崎市の沼田工業に勤務し、現在に至るまで、やはり同市で暮らししている（原告ら準備書面（567）・13頁）。このとおり、原告番号116-1は、本件事故から2年9か月後以降は、生きてから30歳を過ぎるまで暮らし続けた出身地である川崎市に戻り、同市で暮らし続けている。
- ・福島県や茨城県の会社に入社しながら、2社とも連続して、会社所在地から遠く離れた、しかも原告番号116-1の出身地である川崎市が派遣先に選ばれることなど、偶然であるはずがなく、原告番号116-1は、意図的に、出身地である川崎市に戻って暮らすために、川崎市が派遣先にある会社を選んで入社し、更に最終的には川崎市所在の会社に転職していることは明らかである。
- ・この点、原告番号116-2は、原告番号116-1が福島県の会社に入社しながら、遠く離れた川崎市に派遣された理由について、「仕事場がそこしかないからです」と供述し（本人調書19頁）、また原告番号116-1が川崎市の派遣先がある会社を選んでいたのではないかについては「それは、ありません」と、供述をしている（同20頁）。しかし、同時に、原告番号116-2は、「仕事のことは、夫は話さないので、私には分かりません」と供述しており（同20頁）、原告番号116-1の仕事のことを分からぬという原告番号116-2による、仕事場が川崎市にしかなかったとか、意図的に川崎市が

派遣先にある会社を選んだことはなかった等の供述には信用性がないと言わざるを得ない。

- ・また、原告番号116の世帯は、車の免許を持っていない原告番号116-1が、いわき市で自動車なしで通勤することは事実上困難であった等と主張するが（原告ら準備書面（563）・20頁）、いわき市以上に車社会であったはずの浪江町でも、原告番号116-1は、通勤の際は勤務先による乗り合いのライトバンの送迎により通勤することができていたのであり（原告ら準備書面（567）・15頁）、浪江町以上にバスや電車といった公共交通機関が発達しているいわき市において、原告番号116-1が、自動車の免許を持っていないとの一事をもって就職先を探すことが困難であった等とは、およそ認め難い事実である。
- ・このように、原告番号116-1は、平成25年12月以降は、自らの選択により、出身地である川崎市に戻って、同所での生活を開始しているのであり、少なくとも同月以降の期間については、本件事故により避難生活を余儀なくされた状態が継続したものとは評価し得ない。

#### （4）原告番号116-5について

- ・原告番号116-5は、いわき市に生活の本拠を移した平成26年3月時点では7歳であり、令和5年3月の現時点では16歳であって、既に人生の半分以上をいわき市で暮らしている。原告番号116-5は、いわき市の小学校、中学校及び高等学校に問題なく通い、友達と共に元気に過ごし、クラブ活動に励んでおり（本人調書30～31頁）、平成30年10月には、いわき市民種目別スポーツ大会・いわき地区秋季陸上競技選手権大会の400メートルリレーに、小名浜第三小学校のチームメンバーとして参加するなど（乙C116第47号証）、いわき市に完全に溶け込み、いわき市において生活基盤を確立している様子が見て取れる。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### （1）住居確保費用について

- ・被告は原告番号116-1に対し、本件事故時点で同人が所有していた自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）について、総額2522万0736円を賠償済みであるが、これに加え、住居確保費用の名目で2088万5064円を賠償済みである（乙C116第36号証の1～3、乙C116第37号証の1～3、乙C116第38号証の1～3、乙C116第39号証の1～3、乙C116第44号証）。【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：2088万5064円】

### （2）被告からの賠償金を取得費用に充てたいわき市の新居にて太陽光発電で利益を得ていること

- ・原告番号116の世帯が住居確保費用という被告からの賠償金を原資として取得したいわき市の新居にはソーラーパネルが設置されており、原告番号116の世帯は、当該パネルによって発電された電力を売って利益を得ている（本人調書22頁）。
- ・当該ソーラーパネルの購入、設置に要した費用についても、被告による賠償金が用いられていることからすれば、原告番号116の世帯は、被告からの賠償

金をもって、本件事故前にはなかった経済的利益を得ているのであり、このような事情についても、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

### (3) 生命・身体的損害について

- ・原告番号116-2は、平成23年4月1日から同年6月9日まで合計5回の通院に関し、生命・身体的損害（通院交通費）として1回の通院に定額500円を支払っており、総額2万5000円の賠償金を被告から受領済みである（乙C116第7号証の1・27～34頁、乙C116第7号証の2～3）。
- ・しかしながら、当該通院の理由となった疾病は、具体的病名も不明であり、かつ当該疾病と本件事故と因果関係がある旨の客観的資料は一切存在しないのであるから、当該疾病による通院には本件事故との因果関係が認められない。そうであるにもかかわらず、上記金額による生命・身体的損害の賠償がなされているところ、このような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。**【実損害を超える賠償（可能性）②（因果関係の不明な疾病に係る賠償：2万5000円】**

### (4) 就労不能損害について事故後新たな就労先で得た収入が控除されていないこと

#### ア 原告番号116-1

- ・原告番号116-1は、平成25年1月頃に仕事をしていない状態となつたが、平成25年6月からは就労して収入を得ていた（原告ら準備書面（567）・12～13頁、本人調書19頁）。
- ・にもかかわらず、原告番号116-1は、平成25年6月から平成26年2月まで無収入であったと被告に申告し（乙C116第24号証の1・28頁）、当該期間にかかる就労不能損害として、合計267万0849円（月額29万6761円の9か月分）を受領している（乙C116第24号証2～3）。
- ・このように、原告番号116-1が実際の損害を超えた賠償を受けている事実は、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。**【実損害を超える賠償（可能性）③（収入を控除せず賠償）：267万0849円】**

#### イ 原告番号116-3

- ・原告番号116-3は、平成23年8月に、当時勤務していた有限会社サンコーグループから静岡に所在する会社に派遣され、平成24年12月まで、有限会社サンコーグループに勤務していた（原告ら準備書面（563）・5頁、原告ら準備書面（567）・13頁、甲C116第1号証・3頁、本人調書25頁）にもかかわらず、原告番号116-3は、平成23年9月から平成24年5月まで無収入であったと被告に申告し（乙C116第17号証の1・38頁）、当該期間にかかる就労不能損害として、合計206万8488円（月額22万9832円の9か月分）を受領している（乙C116第17号証2～3）。
- ・このように、原告番号116-3が実際の損害を超えた賠償を受けている事実は、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。**【実損害を超える賠償（可能性）④（収入を控除せず賠償）：206万8488円】**

## ウ 原告里美

- ・原告番号116-4は、平成23年12月から平成26年3月まで、土浦市の借上住宅近くのコンビニエンスストア・ローソンにてアルバイトをして収入を得ていた（原告ら準備書面（567）・17頁）にもかかわらず、原告番号116-4は、平成24年1月から平成26年3月までの無収入であったと被告に申告し（乙C116第13号証の1・21頁、乙C116第15号証の1・21頁、乙C116第18号証の1・5頁、乙C116第28号証の1・12頁）、当該期間にかかる就労不能損害として、合計463万7828円（月額17万8378円の26か月分）を受領している（乙C116第13号証の2～3、乙C116第15号証の2～3頁、乙C116第18号証の2～3、乙C116第28号証の2～3頁）。【実損害を超える賠償（可能性）⑤（収入を控除せず賠償）：463万7828円】
- ・加えて、原告番号116-4は、出産および育児という、本件事故とは何ら関連性がない事情を理由として、平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害を被告に請求し（乙C116第27号証の1・8頁）、当該期間にかかる就労不能損害として、合計214万0536円（月額17万8378円の12か月分）を受領している（乙C116第27号証の2～3）。このような事情も、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

### 【小括】

- ・以上のとおり、原告番号116の世帯は、短期間の避難所生活を経て平成23年4月10日以降は民宿やホテルに滞在し、これにより過酷な避難生活自体は脱したほか、その約5か月後の平成23年8月からは、原告番号116-2、原告番号116-4及び原告番号116-5の3名は、二本松市の仮設住宅での生活を開始し、更に同年12月からは土浦市の借上住宅に移転して、生活の平穀を徐々に回復したものと認められる。同時期において、原告番号116-1及び原告番号116-3に関しては、勤務先の指示によりそれぞれ新潟県や静岡県で就業して同所で暮らしていたのであり、この2名についても、生活の平穀を徐々に回復したといえる。そして、原告番号116-2、原告番号116-3、原告番号116-4及び原告番号116-5の4名は、最終的には、被告からの賠償金を原資として、浪江町の自宅とほぼ同じ大きさの注文住宅を取得して、現在に至るまで生活を営むに至っている。
- ・原告番号116-1に関しては、平成25年12月以降は、自らの意思により、出身地である川崎市に戻って、以降は同所で暮らし続けている。原告番号116の世帯はこのように、本件事故後それに平穀な生活を回復している。
- ・被告は原告番号116の世帯に生じたと考え得る損害を大きく上回る賠償を訴訟外において実施済みであって、本訴訟において認容されるべき残額はない。
- ・したがって、原告番号116の世帯の請求には理由がなく、棄却されるべきである。

世帯番号 117				
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額
117-1	本人	○	67歳	南相馬市小高区 避難指示解除準備 区域  4億5409万0532円
117-2	妻		61歳	
117-3	二女		36歳	
117-4	長男		33歳	
117-5	長男 の妻		36歳	
117-6	孫		6歳	
117-7	孫		4歳	
117-8	孫		2歳	

**特記事項**

**1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復され、最終的にはそれぞれが新居を取得し移住を完了していること**

- 原告らは、避難所及び埼玉県三郷市の長女宅での滞在を経て平成23年3月28日には埼玉県三郷市所在の借上住宅に移転した。その後、原告番号117-1、原告番号117-2(以下合せて「原告番号117-1夫妻」)及び原告番号117-3は、平成23年9月1日に、同じく埼玉県三郷市所在の借上住宅に移転した。原告番号117-3は、直後の平成24年1月16日に、東京都台東区松が谷のアパートを借りて一人暮らしを開始した。加えて、原告番号117-4、原告番号117-5、原告番号117-6、原告番号117-7及び原告番号117-8(以下合せて「原告番号117-4ら」)については、原告番号117-4が平成25年4月にいわき市中央台のアパートで単身赴任を開始し、残り4名も平成25年5月6日からいわき市中央台のアパートに移住した。
- 原告番号117-1夫婦は、平成27年12月、長女と同じ埼玉県三郷市で生活すべく、被告からの賠償金を充てて、三郷市に所在する土地を取得の上、当該土地上に戸建て2階建てを新築し居住するに至った(乙C117第3号証の1、2)。
- 原告番号117-4らも、平成26年8月、被告からの賠償金を充てて、いわき市中央台に土地建物を購入して生活している(乙C117第4号証の1、2)。
- 原告番号117-3は、本件事故当時、就業していなかったが、移転先である「三郷市周辺には優子が希望する求人がな」かったことから、就職のために(原告ら準備書面(595)・4頁)、平成24年1月から東京都台東区松が谷でアパートを借りて一人暮らしをしていたものの、平成31年1月17日にもなってから、東京都台東区北上野に被告からの賠償金を充ててマンシ

ョンを購入し、令和2年1月から同所において生活している（乙C117第5号証）。

- 被告からの賠償金を充てて原告番号117-1夫妻は平成27年12月に埼玉県三郷市に住宅を新築し、原告番号117-4らは平成26年8月にいわき市に戸建て住宅を購入し、原告番号117-3は平成24年1月に東京都で一人暮らしを開始したのであり、これにより移住を完了したものと評価される。

## 2. 原告番号117-1、同117-2がすでに事故前の居住場所に生活の本拠地を移していること

- 原告番号117-1は、自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）の賠償とは別に住居確保費用名目での賠償を受けて、平成28年から令和3年にかけて本件事故当時の居住場所及びその庭の修繕ないしリフォームを行っている（甲C117号証の1・30頁、乙C117第6号証～12号証）。
- 本件事故当時の居住場所について、原告番号117-1は、放射線量が高く、医療環境や生活環境にも不安を持っているため、同所に戻りたいという希望は持ちつつも同所には戻れていない旨主張する（原告ら準備書面（595）・3頁）。
- しかしながら、原告番号117-1はすでに年の3分の2も小高区に所在する本件事故当時の居住場所で生活している（甲C117号証の2・3頁）のであるから、放射線量は気にしていないものと考えられる。また、小高区ではすでにダイユーエイトが再開しているため食料品の入手には不自由しない。家具類、ねじや部品などの大工仕事に必要な物品の品ぞろえは十分とは言えないとのことだが、そのような物品は日常的に使用するものではないため、必要になればまとめて買いに出ることで対応が可能である。また、小高区には眼科がないとも主張しているが、眼科は頻繁に通う必要があるものではないほか、仮に必要が生じた場合には公共機関ないしタクシーを用いて通院すれば足りる。頻繁に通うものではないのでタクシ一代等もさしたる負担にならないはずである。加えて、原告らは、「昭久夫婦が小高区に帰還することを決心できていない理由は医療機関や買い物の点で不便があることである。原町まで行くには自動車で行くことが便利であるが、年齢的にずっと自動車を運転できるとは限らない。」（原告ら準備書面（595）・4頁）旨を主張するが、逆に言えば現時点では自動車を運転できているということであり、小高区で問題なく生活を送れているということである。
- 原告番号117-1が、本件事故当時の居住場所をリフォームした上で、すでに年の3分の2も小高区に所在する本件事故当時の居住場所で生活し、小高区のコミュニティに積極的に参加しており、小高区において問題なく生活を送ることができている。そうである以上、同117-2も同様に問題なく小高区で生活を送ることができるということであるから、原告番号117-1だけでなく、同117-2も既に小高区を生活の本拠地としていると考えられる。原告らが主張する将来的に自動車を運転できなくなる可能性について

ては抽象的な可能性である上、仮に自動車を運転できなくなつたとしても上述のように小高区で生活することは十分に可能である。また、仮に、将来的に自動車が運転できなくなることを見越して、将来再度三郷市での生活に戻る可能性も考慮して、年に3分の1程度とはいえた郷市の建物での生活を続けているのであれば、自動車の運転をしなくとも生活ができるという利便性の高さを三郷市の建物に見いだしているからにほかならず、自己の判断によって三郷市に戻っているにすぎないと考えざるを得ない。いずれにしても原告番号117-1及び同117-2が小高区に生活の本拠地を有していることは明らかである。

### 3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

#### (1) 住居確保費用の賠償について

##### ア 住居確保費用の賠償が実損害を超えるものであること

- ・被告は原告番号117-1に対し、本件事故時点で同人が所有していた自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）について、同人の申出に従って専門家の現地評価も実施の上で総額1億6334万2387円を賠償済みであるが、これに加え、住居確保費用の名目で1億4588万8007円を賠償済みである（乙C117第1号証の2、乙C0第1号証の2）。原告らはこれらの賠償金を充てて、上記1において述べたとおり、原告番号117-1において埼玉県三郷市の土地及び新居を取得し、原告番号117-4においていわき市の土地及び新居を取得し、原告番号117-3において東京都台東区のマンションを取得した。のみならず、原告番号117-1は、事故前の自宅のリフォームについても住居確保費用を充てて行った。
- ・住居確保費用の賠償名目の既払金は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額が実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：1億4588万8007円】**

##### イ 原告番号117-3は新居を購入する必要性がなかったこと

- ・原告番号117-3は、自らの意思で平成24年1月に東京都にてアパートを賃借して一人暮らしを開始し、以後約8年間も同所で生活していたのであるから、平成24年1月時点で移住が完了したと評価できる。しかし、原告番号117-3は、被告から支払われた住居確保費用を充てて平成31年1月に東京都台東区北上野でマンションを購入している。マンションの前の所有者である株式会社未来都市開発（乙C117第5号証）に少なくとも2332万7864円支払っていることから（C117第9号証・4頁）、少なくとも同額はマンション購入に充てられたと評価できる。
- ・原告らの主張によれば、東京都台東区松が谷のアパートは、周辺に中国人が多く、「避難者は出でていけ」というチラシが入るなどの嫌がらせがあり実際は当該アパートで8年間も暮らしているにも関わらず、引っ越しざるを得なくなったとのことであるが、そのような事情が仮に生じていたとしても、本

件事故当時の事象であって時間の経過とともにそのような嫌がらせ等は減少し平穏な生活が回復した可能性も高く、最終的に引っ越しざるを得ないまでの事情があったとの主張には疑義がある。

#### **ウ 原告番号117-1は本件事故前の自宅のリフォーム代についても賠償を受けていること**

- ・原告番号117-1は、自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）の賠償とは別に住居確保損害を受けて、平成28年から令和3年にかけて事故前の居住場所及びその庭の修繕ないしリフォームを行っている。
- ・原告らからの住居確保費用の請求は平成28年から令和3年までの間に10回ほど行われており、どの部分が自宅のリフォームにあてられたかは必ずしも判然としないが、少なくとも、原告番号117-3がマンションの購入費用についての住居確保費用の請求を行った令和元年5月28日以降になされた、被告への住居確保費用の請求は全額自宅のリフォームにあてられたと考えられる。したがって、合計3043万6859円が少なくとも、自宅のリフォームにあてられている（C117第10号証の1～乙C117第12号証の3、乙C117第27号証の1～3、乙C117第32号証の1～3）。
- ・そして、上記のように、自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）についてはすでに賠償を支払っている上、原告番号117-1は平成27年12月18日に埼玉県三郷市の宅地を取得し、平成27年3月12日に同宅地上に建物を新築した上で、当該新居における生活を開始しており、同日時点で住居を確保できている。
- ・以上からすれば、原告番号117-1はすでに住居を確保した状態、かつ、自宅の土地・建物（構築物・庭木等を含む）についてはすでに賠償を受けている状態で、自宅のリフォーム費用の支払も受けているのであるから、このような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

#### **（2）本件事故との因果関係がない又は不明な生命・身体的損害の賠償を受けていること**

- ・原告番号117-3は、生命・身体的損害に対する賠償として、48万4500円の賠償金を受領している（乙C117第1号証の2）。しかしながら、上記賠償のうち、肝障害、急性膀胱炎、中毒症、急性副鼻腔炎、歯髄炎等については、本件事故との因果関係が不明である旨の診断がなされている（乙C117第28号証の1～3）。したがって、上記疾病にかかる通院交通費等の賠償金である6万3150円については、実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償②（可能性）（因果関係の不明な疾病に係る賠償）：6万3150円】**

### 【小括】

- ・以上のように、原告らが述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、本件事故後に埼玉県三郷市の借上げ住宅に避難する等して平穏な生活を徐々に回復し、原告番号117-1夫妻は平成27年12月に、原告番号117-4らは平成26年8月に新居を購入し、原告優子は平成24年1月16日に東京で一人暮らしを開始して避難生活を終了したものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（4億5409万0532円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告らが請求・受領した賠償金について、住居確保費用はあきらかに実損害を超えて支払われている上、他の損害項目についても原告らの実損害を超えて賠償金が支払われていることは明らかである。このような事実に鑑みれば、原告らについて既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 146					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
146○	本人	○	68歳	双葉郡浪江町 避難指示解除準備 区域	
訴外1	夫 (H26.7 .7死亡)		67歳		7489万2944円
特記事項					
<b>1. 生活の平穏が徐々に回復されたこと</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>原告門馬は、平成23年3月11日の震災の後1か月も経過しない平成23年4月9日には、訴外洋と二人で居住するには十分な広さである1LDK S（約58m<sup>2</sup>）（甲C146第1号証・5頁）の東京都北区にあるUR都市機構の賃貸マンションであるアーベイン神谷に住居を移転し、その後、平成25年11月から平成26年4月までの半年間ほど東京都港区南麻布のマンションに住んだ後、また東京都北区に戻って、現在に至るまでUR都市機構の賃貸マンションであるフレーシェル王子神谷に居住している（本人調書・32頁）。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>原告門馬は、下記で述べるとおり、フレーシェル王子神谷にて、訴外長女一家と同居したりして訴外孫と楽しい生活を送っており、アーベイン神谷に移転した後も、二人で住む分には十分な広さのマンションで2年半にわたり居住し、本件事故前より訴外長女一家との交流を増やしている（本人調書・19～20頁）。その後、半年ほど一時的に南麻布のマンションに転居したものの、再度北区のフレーシェル王子神谷に居住するに至り（その間取りは、1LDK（約58m<sup>2</sup>）であり、アーベイン神谷と比較して遜色がないマンションである。）、原告門馬自身も自認するとおり、近隣にはスーパーやコンビニもあり、地下鉄の南北線まで6分程度と非常に便利な場所で生活していることが認められる（本人調書・21頁）。そして、北区において多数の友人ができ、趣味を堪能し（本人調書・21～22頁）、浪江町の自宅を別荘のような空間にしたいとした上で、今後も北区に住み続ける意向があるとのことである（本人調書・32頁）。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>原告門馬は、本件事故前はわずか1か月に1回程度しか訴外長女一家との交流がなかったところ（本人調書・6頁）、平成23年3月11日の震災の後、同年3月19日には東京都北区のフレーシェル王子神谷に居住していた訴外長女宅で訴外長女一家と一緒に住み、当時2歳であったかわいい盛りの訴外孫が原告門馬に大変懐き、うまく世話ができたとのことであり、その後、原告門馬が訴外長女宅の近くのアーベイン神谷を賃借した際にも、保育園の送り迎えなど毎日訴外孫と交流し、夕食まで遊んで遊んであげるなど（本人調書・19～20頁）、訴外長女一家と頻繁に会えるようになったところである。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>このように、原告門馬は、本件事故後、本件事故前よりも大幅に訴外長女一家との密な交流が図られており、震災後の方が訴外長女一家と同居したり、訴外長女一家との交流が増え、訴外孫と楽しい生活を送ったりすることができるに至った。</li> </ul>					

- ・原告門馬が居住していた北区豊島のフレーシェル王子神谷の近隣には、新日本婦人の会の支部委員など20人程度にわたる多数の友人がいたことがある（本人調書・21頁）。
- ・そして、原告門馬は、お年寄りたちの食事会の伴奏をしたり、ボランティア活動をするなどしており、北区のお年寄りの方からはいろいろと原告門馬のことを非常によく思われ、ボランティアの仲間も積極的にいろいろなことを手伝ってくれたり、面倒をみててくれるボランティアの方に支えられていたとのことである（本人調書・21頁）。
- ・また、原告門馬によれば、趣味のサークル活動として、英会話や新婦人のミュージックベルなどに励んでいるとのことであり（本人調書・22頁）、さらに、原告門馬自身も自認するとおり、北区のフレーシェル王子神谷の周囲には、スーパーやコンビニもあり、地下鉄の南北線までも6分程度と、非常に便利な場所で生活していたことが認められる（本人調書・21頁）。そして、原告門馬が東京都北区へ移動後も、浪江町の友人と交流が継続しており、訴外洋も含めて、5人で旅行に行ったり、浪江町の友人と同窓会を開いたり、北区の浪江っこびのび支援プロジェクトという組織において、浪江の子ども達も含めて25人ぐらいで、3泊4日の保養キャンプを2年間継続して行ったりするなど、東京都北区に生活の本拠を置きながらも浪江町の知人等との間では、交流を維持していたことが認められる（本人調書・22～23頁）。
- ・その他、原告門馬が、ホールボディカウンタ検査を受けた結果、問題なかったとのことであり（甲C146第1号証12頁・本人調書・32～33頁）、原告門馬には、本件事故以降、顕著に健康状態が悪くなったという事情も一切存在しない（本人調書・33頁）。
- ・このように、原告門馬が北区のアーベイン神谷の居住後に多数の友人とボランティアや趣味を共にして過ごすなどしていることや、実際に北区に定住する意向を示していること、さらにはアーベイン神谷で2年半にわたり訴外長女一家や訴外孫との円滑な交流を実現させていることなどに鑑みると、門馬氏世帯においては、遅くとも、震災の約1か月後に入居したアーベイン神谷において生活し、東京都港区南麻布のマンションに転居する直前の平成25年11月の時点で平穏な生活を回復しており、平成25年11月以降の生活は、精神的損害が発生する避難生活と評価することができない。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### (1) 本件事故と関連のない訴外洋の死亡についての死亡慰謝料の賠償について

- ・被告は、訴外洋の死亡慰謝料として金320万円を支払っており、その他、訴外洋に対して金281万5731円の生命・身体的損害の賠償金を支払っている（乙C146第1号証、乙C146第6号証の1～3、乙C146第11号証の1～3、乙C146第12号証の1～3）。
- ・しかしながら、訴外洋の死亡については、本件事故との間に相当因果関係が認められないことは、死亡診断書（乙C146第29号証）、訴外洋が生前に通院していた医療機関の医療照会状（乙C146第24号証）、診断書・通院証明書（乙C146第6号証の1・32～34頁・乙C146第28号

証) 及び原告門馬自身の本人尋問の結果等の各種証拠資料からも明らかである。

- ・以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償(可能性)①(因果関係「無」の死亡に係る死亡慰謝料の賠償) : 320万円】

### (2) 訴外洋の死亡後の避難慰謝料の賠償について

- ・訴外洋は、平成26年7月7日に死亡しており、避難慰謝料の請求主体とはなりえない。それにもかかわらず、原告門馬は、訴外洋の死亡後についての訴外洋分の避難慰謝料440万円を受領している(乙C146第1号証)。訴外洋が死亡した後においては、同人については精神的苦痛が発生しないところ、このような避難慰謝料については、法律上の認められる賠償額以上のものを受領しているものといえ、門馬氏世帯の精神的苦痛を慰謝するものと評価ができるものであり、以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償②(死亡後の避難慰謝料の賠償) : 320万円】

### (3) 生命・身体的損害の賠償について

- ・本件訴訟において、訴外洋が本件事故に関連してうつ病になったとの診断書は原告門馬から提出されておらず、本件事故との間に相当因果関係は認められず、また、陳述書(甲C146第1号証)によれば、平成23年8月に、訴外洋において物忘れはうつ病から来ていると思われるという診断を受けたことがあるとのことであるが、和解仲介手続申立書一式(乙C146第27号証・4頁)によれば、平成24年4月時点で訴外洋は、「孫子供のお子守をすることで、うつ病にならないで済んでいる」旨の記載があり、そもそも訴外洋自身がうつ病ではないことを自認しており、少なくとも平成24年4月以前にうつ病であったことの裏付けを欠くものである。
- ・訴外洋の胃潰瘍についても、本件事故後、胃潰瘍が本件事故と関連がある旨の診断書は一切提出されておらず、本件事故との間に相当因果関係が認められるものではないというべきである。
- ・訴外洋の認知症についても、原告門馬は本件訴訟において認知症が本件事故と関連がある旨の診断書は一切提出しておらず、本件事故との間に相当因果関係が認められるものではないというべきである。実際に、訴外洋の通院先の病院の通院証明書においても、認知症については、本件事故との因果関係が不明である旨の記載がなされている(乙C146第6号証の1・34頁。本人調書・29頁)。
- ・訴外洋の関節リウマチについても、原告門馬自身が本件事故前からの訴外洋の既往症であることを自認しており(本人調書・23頁)、通院証明書においても、「関節リウマチ」と本件事故との因果関係は「無」とされている(乙C146第6号証の30頁)。
- ・このような中で、被告は、訴外洋に対して、生命・身体的損害として合計金281万5731円を支払っているものであるが(乙C146第1号証、乙C146第6号証の1~3、乙C146第11号証の1~3、乙C146第12号証の1~3)、当該生命・身体的損害については、本件事故との間の相当因果関係が認められないため、法律上の認められる賠償額以上のものを

受領しているものといえ、訴外洋への実損害を超える賠償を通じて、原告門馬世帯の精神的苦痛を慰謝するものと評価ができるものであり、以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償（可能性）③（因果関係「無」ないし「不明」の疾病に係る賠償）：281万5731円】

#### （4）家賃賠償について

- 被告は、門馬氏世帯に対して、避難に係る家賃賠償として、合計1002万6060円に及ぶ家賃賠償の支払をしている（乙C146第1号証、乙C146第4号証の1～3、乙C146第15号証の1～3参照）。
- しかしながら、原告門馬は、平成23年3月19日、北区豊島に所在する訴外長女一家の自宅（フレーシェル王子神谷）に移り、本件事故後1か月もしない同年4月9日には、訴外洋と二人だけで居住できる北区のマンションであるアーベイン神谷に居住するに至っているが、アーベイン神谷は1LDK S（約58m<sup>2</sup>）であり（甲C146第1号証・5頁）、訴外洋と二人で住むには十分な広さでもあり、本件事故前よりも訴外長女一家やかわいい盛りの訴外孫と密接な交流を行うことができた（本人調書・19～20頁）。その後、一時的に半年ほど、訴外長女一家が東京都港区南麻布にマンションを購入することになり、原告門馬が訴外孫の面倒を見る必要があったことから、訴外長女一家の引っ越しに合わせて東京都港区南麻布のマンションに移り住んだ後、東京都北区のUR都市機構の賃貸マンションであり、居住経験のあるフレーシェル王子神谷に現在まで居住し続けており、今後も北区に住み続ける意向があるとのことである（本人調書・32頁）。
- このフレーシェル王子神谷の間取りは、1LDK（約58m<sup>2</sup>）とされており、アーベイン神谷とも広さにおいて遜色がないマンションであり、フレーシェル王子神谷の周りには、スーパーやコンビニもあり、地下鉄の南北線までも6分程度と原告門馬自身も自認するとおり、非常に便利な場所で生活していることが認められる（本人調書・21頁）。そして、原告門馬は、北区において多数の友人ができ、友人とボランティアや趣味を共にして過ごすなどの生活をして平穀な生活を取り戻していることや上記のとおり実際に北区に定住する意向を示していること（本人調書・21～22頁）、アーベイン神谷で2年半にわたり、訴外長女一家や訴外孫と密な交流をしていること、訴外孫の世話というおよそ本件事故とは関連性のない事情により引越しを行っていることなどに鑑みても、門馬氏世帯においては、遅くともアーベイン神谷で生活していた最終段階である平成25年11月の時点では平穀な生活を回復したといえる状況の中で、本件事故後北区のアーベイン神谷に引っ越ししてから平成30年3月31日に至るまで合計1002万6060円に及ぶ家賃賠償を受領し続けている実態があることに留意されるべきである。
- 以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

#### （5）不動産賠償について

- 被告は、門馬氏世帯に対して、土地に係る賠償金として901万3282円、建物に係る賠償金として1612万4929円、構築物・立木に係る賠償金として313万4770円の賠償金を支払っており、合計2827万2

981円の不動産賠償を実施している（乙C146第1号証、乙C146第21号証の1～3、乙C146第22号証の1～3、乙C146第23号証の1～2）。

- ・しかしながら、原告門馬が所有している浪江町の土地の震災前の固定資産税評価額は約630万円、浪江町の建物が約367万円と合計約997万円程度であるところ（甲146第5・6号証）、当該賠償額は固定資産税評価額の3倍以上に当たるものであり、土地建物について高額な賠償を受けている。
- ・以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

#### （6）浪江町の自宅の有効利用について

- ・原告門馬は、上記のとおり固定資産税評価額の3倍弱に及ぶ賠償を受けながら、もともと浪江町の自宅に敷設されていた太陽光発電で得た電力についても、東北電力に売電して収入を得るとともに（本人調書・32頁）、引き続き浪江町の自宅の所有権を保持し（本人調書・32頁）、浪江町の自宅は記念館のように利用し、将来は、親戚や友人を連れていき、あるいは里山や田んぼが恋しくなった時に自然を楽しんで、宿泊する別荘のように利用する予定があるとのことである（甲C146第1号証）。
- ・このように、原告門馬は、浪江町の土地建物が全損したことを前提に固定資産税評価額の3倍弱の賠償を受けた上で、さらに、土地建物を有効利用しているという実態についても、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

#### 【小括】

- ・以上のように、原告門馬は、東京都港区南麻布のマンションに転居する直前の平成25年11月の時点で平穏な生活を回復しており、平成25年11月以降の生活は、精神的損害が発生する避難生活と評価することができず、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（7489万2944円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告門馬が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告門馬について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 147					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
147 ○	本人	○	56歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1276万3797円
訴外1	母 (H26.7 .7死亡)		91歳		

#### 特記事項

### 1. 平成23年8月にはいわき市内の仮設住宅に入居し徐々に平穏な生活を取り戻していること

- ・原告番号147は、本件事故当時は無職であり、楓葉町の町営住宅に単身で居住していたところ、避難所での滞在を経て平成23年8月（日付不明）には福島県いわき市内の仮設住宅での生活を開始した。
- ・いわき市内の仮設住宅の居住環境について、原告番号147は「一人暮らしなので特に狭いとは思いませんでした」と述べる（甲C147第1号証・3～4頁）。また、原告番号147は、50歳の頃に勤務先会社が倒産したことから失業し、その後は、約6年間にわたり「仕事が見つから」ない状態であったが、いわき市での生活においては、月曜日から金曜日まで毎日、午前10時から午後1時半まで、障害者のための就労支援施設で部品の検査の仕事をするなど（原告「準備書面（587）」2頁、4頁、甲C147第1号証・1～3頁）、充実した社会生活を送っていたことが窺われる。
- ・このように、原告番号147は、平成23年8月にはいわき市内の仮設住宅に入居し、徐々に平穏な生活を取り戻していったことが窺われる。

### 2. 平成30年3月には楓葉町の元の住所地での生活を再開していること

- ・原告番号147は、平成30年3月（日付不明）には楓葉町に帰還して町営住宅に入居し、現在も同所で暮らしている。帰還先の町営住宅は、「事故前と全く同じ場所の町営住宅」である（原告準備書面（609）・3頁）。楓葉町に帰還後も、週5日、楓葉町内にある就労継続支援事業所において自動車部品の組み立てや草刈り等の仕事をしているほか、避難先で知り合ったボランティアの人々との交流も続いている。原告宅に遊びに来ることもあるなど、充実した社会生活を送っていることが窺われる。楓葉町への帰還後の生活については「町営住宅に住み、ヘルパーさんに来てもらって買い物の支援を受けたり、『ふたばの里』で仕事をするなど落ち着いた生活ができるようになっている」とされ、また、「買い物などは、週1回ヘルパーさんに来てもらい、食事は、弁当を買って食べることが多いが、休みの日には自分で作ることもある。」とするなど、生活上必要な支援を受けながら安定した生活を送っていることが窺われる（以上につき、原告準備書面（587）・5～6頁、8頁、甲C147第1号証・5～6頁）。

### 3. 障害を有していることによる避難生活上の精神的苦痛等については賠償済みであること

- ・原告番号147は、「金銭管理や人とのコミュニケーションがうまくでき」ず、「知的障害のB等級（中度ないし軽度の知的障害）」に認定されている

ことと等を理由に、避難生活による精神的苦痛は「健常者の苦痛を上回る」ものであった等と主張する（原告準備書面（587）・2頁、7頁、原告準備書面（609）・2頁ほか）。しかしながら、原告番号147に対しては、精神的損害の名目のみでも合計911万5000円の賠償金がすでに支払われており、その中には「要介護者さま等への増額」分として支払われた合計49万5000円（平成23年3月から平成25年11月まで、月額1万5000円の増額）が含まれている（乙C147第2号証の1及び2）。

#### 4. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

##### （1）「実費」名目で明らかに過大な賠償がなされていること

- 被告は原告番号147に対し、「実費」名目にて、総額114万7000円を賠償済みである（乙C147第1号証の2）（平成26年6月20日支払分15万5000円、平成27年4月21日支払分18万5000円、平成27年6月24日支払分4万5000円、平成28年2月18日支払分37万円、平成26年4月9日支払分39万2000円）。
- この「実費」名目での支払は、「帰宅・転居費用」「一時立入費用」「同一世帯内の移動費用」「検査費用（物）」「検査費用（人）にかかる交通費」等が一般的に発生し得ることを念頭に支払われているところ、このうち「帰宅・転居費用」に関しては、本件事故時住所からいわき市内の小学校への避難及びその後の会津美里町への移動について、「一人で家にいたところを役場の職員に見つけられ、職員によって避難先のいわき市中央台南小学校に避難用のバスで連れていかれた」（原告準備書面（587）・2頁）、「本件事故後、一人で家にいたところを役場の職員に見つけられ、職員によって避難先の小学校に車で連れていかれた。そして、その1週間後に会津美里町の避難所に移動することになった」（訴状添付の「別紙（第10 原告らの損害）原告番号30大和田二郎」・2頁）とされるように、いずれも「帰宅・転居費用」は発生していない。「帰宅・転居費用」が発生した可能性があるのは、会津美里町からいわき市の仮設住宅への移動（平成23年8月頃）と、いわき市の仮設住宅から檜葉町の町営住宅への帰還時の移動（平成30年3月）に限られるが、これらの移動は「希望の杜福祉社会」の援助のもとで行われた可能性が高く、原告番号147自身に費用負担が生じたことには疑義がある。
- さらに、仮に原告番号147がこれらの移動費用を自ら負担したと仮定した場合であっても、①会津美里町の農村環境改善センター（乙C147第4号証）からいわき市平下山口字大沢1の7所在の仮設住宅（訴状添付の「別紙（第10 原告らの損害）原告番号30大和田二郎」1頁、原告準備書面（587）・1頁）までのタクシーでの移動費用（タクシー料金）は5万4400円、②いわき市平下山口字大沢1の7所在の仮設住宅から檜葉町大字井出字淨光東7-1所在の町営住宅までのタクシーでの移動費用（タクシー料金）は1万4080円程度にそれぞれとどまる（乙C147第5号証の1～2、乙C147第6号証の1～2）。
- また、原告番号147は本件事故時点において単身で居住しており、「同一世帯内の移動費用」は生じず、また、検査の実施に伴う費用の発生についても、原告番号147は、「ホールボディ・カウンター等による内部被ばく検査は受けていない」（原告準備書面（609）・3頁）。さらに、被告から

の「原告による本件事故後の楓葉町への一時立ち入りの有無（仮に一時立ち入りを実施したことがある場合には、その時期及び一時立ち入り先）を明らかにされたい。」との求釈明（被告準備書面（421）・5頁）に対し、原告らは「原告大和田は、楓葉町に一時立ち入りをしたことはない。」と述べるとおり（原告準備書面（609）・3頁）、「一時立入費用」は全く発生していない。

- 以上によると、被告から「実費」（避難・帰宅等にかかる費用相当額）として賠償された総額114万7000円の賠償金のうち、原告番号147において実際に避難・帰宅等費用として生じたと考え得るのは最大で6万8480円程度であって（上述の5万4400円と1万4080円の合計額）、その差額である107万8520円については明らかに過大な支払となっている。**【実損害を超える賠償（発生していない費用に対する賠償）：107万8520円】**

### 【小括】

- 以上のように、世帯番号147の原告が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、平成23年8月にはいわき市内の仮設住宅に入居し徐々に平穏な生活を取り戻し、平成30年3月には楓葉町の元の住所地での生活を再開していることに加え、上記のように107万8520円もの実損害を超える賠償がなされているのであって、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（1276万3797円）を超えるものではない。

世帯番号 148					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所 の避難区分等	世帯の既払賠償額	
148○	本人	○	75歳	双葉郡葛尾村 避難指示解除準備区域	1億9779万0889円
特記事項					
1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと					
<p>・原告番号148は、本件事故当時、双葉郡葛尾村の自宅に単身で居住していたところ、本件事故後、平成23年3月14日からは福島市に所在する原告番号148の妹宅及び同妹宅の近傍に所在するふくしま自治研修センターを経て、同年7月18日以降、三春町に所在する応急仮設住居に避難する等して、平穏な生活を徐々に回復していった。</p> <p>・その後、原告番号148は、平成24年11月27日、農家になろうと考えて、被告による住居確保費用に係る賠償金を原資として、那須烏山市に500万円で新居（土地建物）を取得し（以下「那須烏山市の住居」という。）、同所に移住した（甲C148第1号証・8頁、乙C148第64号証の1及び同第64号証の2、乙C148第22号証の1・19頁、同第22号証の2及び同第22号証の3）。</p> <p>・原告番号148は、那須烏山市の住居を取得した理由につき、「避難生活というよりも、私の家族（中略）が東京といわき市において、（中略）放射能になったところには来ないっていうことがありまして、（那須）烏山つていうところに中古住居を見付けて、それを買うっていうことにし」たと述べております（原告番号148本人調書6頁）、那須烏山市の住居は、本件事故後の避難生活として強いられたものではなく、原告番号148の長男及び長女が来るための生活拠点として、自らの意思により取得したものであることは明らかである。また、原告番号148が那須烏山市の住居に転居した後、原告番号148の長男及び長女は、正月及び夏休みに原告番号148の下を訪れている（原告番号148本人調書6頁）。そして、原告番号148は、那須烏山市の住居において、平成24年11月27日からいわき市小名浜の土地上に建物を新築し居住する平成29年1月23日に至るまで、約4年強の期間を過ごしております、那須烏山市の住居に移転して以降、本件事故に起因する生活上の不便等、避難生活による精神的損害を基礎付ける事実につき何ら主張立証していないことから、原告番号148は、那須烏山市の住居に移住した平成24年11月27日の時点で、同所を生活の拠点とし、避難生活を終了したと認められる。</p>					
2. 住居確保費用について実損害を超える賠償を受けていること					
(1) 住居確保費用の賠償について					
<p>・被告は、原告番号148に対し、元居住地の自宅の土地建物に関する財産的賠償（合計7402万9999円（乙C0第1号証の2、乙C148第24号証～同第51号証の3）に加え、一審原告らが居住用住宅を新築するための土地購入費用に関し、住居確保費用として合計1億0680万9119円を支払っている（乙C148第1号証の2、乙C148第16号証の1～</p>					

3、乙C148第17号証の1~3、乙C148第18号証の1~3、乙C148第19号証の1~3、乙C148第20号証の1~3、乙C148第21号証の1~3、乙C148第22号証の1~3）。住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（1億0680万9119円）が実損害を超える賠償である。

**【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：1億0680万9119円】**

**（2）賠償金で取得した那須烏山市の土地・建物の売却益を得たこと**

- 上記1において述べたとおり、原告番号148は住居確保費用の賠償金を原資として500万円で平成24年11月27日に那須烏山市の住居を取得した。その後、原告番号148は、令和2年1月24日、那須烏山市内の住居を第三者に200万円程度で売却して売却益を自身の生活資金としていた（乙C148第64号証の1~2、同第65号証、原告番号148尋問調書18~19頁）。

**（3）いわき市小名浜の土地・建物について**

**ア いわき市小名浜相子島1番12、18番、26番及び4番2（土地②）並びにいわき市小名浜相子島1番13、19番及び4番20（土地①α）について**

- 原告番号148は、平成28年4月28日、住居確保費用の賠償金を原資として、いわき市小名浜相子島1番12、18番、26番及び4番2（合計299.3m<sup>2</sup>）の土地（以下「土地②」という。）を取得した（乙C148第17号証の1・19頁、同24頁、同27頁、乙C148第17号証の2及び同第17号証の3、乙C148第54号証の1、同第57号証、同第60号証、同第61号証、同第67号証の1）。
- また原告番号148は、平成28年4月28日、住居確保費用の賠償金を原資として、いわき市小名浜相子島1番13、19番及び4番20（合計240.33m<sup>2</sup>）の土地（以下「土地①α」という。）を取得した（乙C148第17号証の1・19頁、同24頁、同27頁、乙C148第17号証の2及び同第17号証の3、乙C148第55号証、同第58号証及び同第62号証乙C148第67号証の1）。また、原告番号148は、平成29年1月23日、住居確保費用の賠償金を原資として、土地②及び土地①αの上に、2階建ての居住用建物（面積130.29m<sup>2</sup>）を、2249万4322円で新築した（乙C148第18号証の1・28頁、同30頁、同第18号証の2及び同第18号証の3、乙C148第54号証の2）。
- 原告番号148は、土地②及び土地①α並びにこれらの土地上に建築された新築建物について、原告番号148が単身で居住するために購入したと述べている（原告番号148本人調書21頁）。その後、原告番号148は、当該土地建物に、平成29年3月末頃まで居住し、同年4月に葛尾村所在の事故当時の自宅に帰還している。
- そして、原告番号148は、令和元年7月26日、土地②を訴外の第三者に対し3000万円以上で売却し（乙C148第54号証の1、同第57号証、同第60号証及び同第61号証、原告番号148本人調書23~24

頁)、当該売却資金は原告番号148の自己の生活費に充てられた(同本人調書・24頁)。

#### **イ いわき市小名浜相子島1番14、20番及び4番21(土地①β)について**

- 原告番号148は、平成28年4月28日、住居確保費用の賠償金を原資として、いわき市小名浜相子島1番14、20番及び4番21(合計240.33m<sup>2</sup>)の土地(以下「土地①β」という。)を取得した(乙C148第17号証の1・22頁、同30頁、乙C148第17号証の2及び同第17号証の3、乙C148第56号証、同第59号証、同第63号証の1、同第67号証の1。)。また、原告番号148は、平成29年1月23日、住居確保費用の賠償金を原資として、土地①β上に、居住用建物(面積91.09m<sup>2</sup>)を、2021万9033円で新築し、外構工事を実施した(乙C148第18号証の1・20頁、同22頁、同第18号証の2及び同第18号証の3、乙C148第19号証の1・41頁、同第19号証の2及び3、乙C148第63号証の2)。
- 原告番号148は、実際には当該建物には居住しなかった旨、原告番号148の長男の家族のために土地建物を取得した旨供述している(原告番号148本人調書25~27頁)。そして、原告番号148は、遅くとも令和2年10月頃から、当該建物を、子供1~2名を含む3~4人家族である訴外の第三者に対して、月額6万円の賃料で貸しており、家賃収入を得ている旨述べている(原告番号148本人調書25~26頁)。住居確保費用の賠償制度は、自宅住居に係る財物賠償に加えて、移住先住居の購入費用(帰還の場合には本件事故前に居住していた住居の修正・建替えのための費用)と自宅住居の財物損害賠償額との差額を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のための支出を填補するものであり、本件事故当時に同居していない自身以外の者の住居を確保するための支出を填補するものではない。したがって、原告番号148は、土地①β及び同土地上の建物について受領した住居確保費用名目の賠償金合計3503万0973円(土地につき1156万円、建物につき2347万0973円)は、実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償②(事実と異なる申告による賠償) : 3503万0937円】**

#### **3. 本件事故との因果関係がない又は不明な生命・身体的損害の賠償を受けていること**

- 原告番号148は、生命・身体的損害に対する賠償として、合計9万1950円の賠償金を受領している(乙C148第1号証の2)。しかしながら、上記賠償のうち、腰部脊柱管狭窄症及び変形性腰椎症については、本件事故との因果関係が不明である旨の診断がなされている(乙C148第4号証の1・35頁、乙C148第8号証の1・9頁)。したがって、腰部脊柱管狭窄症及び変形性腰椎症に係る賠償金である通院慰謝料2万5200円及び通院実費(通院交通費、文書代、医療費)2万3400円の合計4万8600円の賠償金は、実損害を超える賠償である(乙C148第1号証の2、乙C148第4号証の1・31~36頁、同2~3、乙C第148第5号証の1・19~22頁、同2~3、乙C第148第8号証の1~3)。**【実損害】**

**を超える賠償③（可能性）（因果関係の不明な疾病に係る賠償）：4万8600円】**

**【小括】**

- ・以上のように、原告番号148が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、本件事故後に三春町の応急仮設住宅に避難する等して平穏な生活を徐々に回復し、平成24年11月27日には栃木県那須烏山市内の住居に移住して避難生活を終了したものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（1億9779万0889円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告番号148が請求・受領した賠償金の中には、事実と異なる申告に基づき、あるいは、因果関係が不明である中で支払われた実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号148について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 149					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
149	本人	○	68歳	双葉郡富岡町大字 本岡 居住制限区域	2463万7384円
特記事項					
<b>1. 遅くとも下神白団地に移住した平成27年2月6日以降の生活について、精神的損害が発生する避難生活と評価することができないこと</b>					
<p>・原告番号149は、平成27年2月6日に、下神白団地2号棟503号室に移住した。</p> <p>・下神白団地は、福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰9-1に所在する復興公営住宅であるが、隣接してスーパーマーケット「マルト神白店」があり、近くに神白川が流れ、海も近く（乙C149第10号証の2）、車で5分程度移動すれば、釣り専用の埠頭、潮干狩りや磯遊び・シャワー室のある海水浴場などがあり、釣り文化振興モデル港として国土交通省から指定を受けたいわき小名浜みなとオアシスも存在し（乙C149第11号証）、近隣にゴルフ場も複数存在し、原告番号149がプレーしたと考えられる塩屋崎カントリークラブ（乙C149第9号証）まで車で12分程度で行くことができ、それより近くに小名浜カントリー倶楽部も存在している（乙C149第10号証の1）。そして、原告番号149は、本件事故後、平成27年2月6日に、下神白団地2号棟503号室の2LDKの部屋に移住している。なお、原告番号149は、当初2DKと主張していたが、被告の求釈明に応じて2LDKであることを認めている（原告ら準備書面（612）2頁）。</p> <p>・この移住に関して、原告番号149は、被告に対して、「新たな生活の本拠に移住する」と申告して、住居確保費用（借家）の支払いを請求し、被告は、これに応じて162万円の支払を行っているが（乙C149第12号証の1・11頁）、このような申告内容からして、原告番号149に生活の本拠を移して移住する意思があったことは明らかである。</p> <p>・すなわち、原告番号149は、自らの趣味である釣りやゴルフのためにも利便性が高く、生活にも便利で、自然に溢れた下神白団地の、単身世帯としては十分な広さを有する2LDKの部屋を定住先として選定して、移住しているのであって、その後の生活をもって精神的損害が発生する避難生活と評価することはできない。</p>					
<b>2. 原告番号149の職業生活に大きな影響が生じなかったこと</b>					
<p>・原告番号149は、本件事故前、トーホク装美株式会社に所属する警備員として、富岡合同庁舎で勤務していた。なお、原告らは、当初勤務先を「富岡合同公社」と主張していたが、被告の求釈明に応じてトーホク装美株式会社が勤務先だったことを認めている（原告ら準備書面（612）2頁）。</p>					

- ・トーホク装美株式会社は、福島県いわき市に本社のある会社であり、社員168名、パート213名を擁し、総合ビル管理事業等を営む中堅企業である（乙C149第6号証）。そのため、本件事故によって富岡合同庁舎での勤務はできなくなったとしても、仮に、原告番号149が希望すれば、中央台アパート及び下神白団地の所在するいわき市内の別のビルで警備員として働くことも可能だったものと考えられる。このような被告の主張に対して、原告らは争うものとしているが、具体的な反論はなされていない（原告ら準備書面（612）2頁以下）。
- ・また、被告は、原告番号149からの本件事故によって収入が得られなくなったとの申告に基づいて、原告番号149に対して、就労不能損害に係る賠償金として、平成23年3月分から平成27年2月分までの4年間、月額9万9060円、総額475万4880円の支払を行っている（乙C149第1号証の2）。この賠償金の支払と年金の受給によって、原告番号149は、就業しなくても本件事故前と同等以上の収入を確保しており、収入面での不安はなく、本件事故当時、既に68歳と高齢であったことから、年齢や体力を理由として就業しなかった可能性も否定できない。

### **3. 原告番号149と富岡町との結びつきは必ずしも強いものではなかったこと**

- ・原告番号149が、23歳から59歳までの35年以上の長期間生活をし、妻と結婚して3人の子どもを育てた横浜市から、平成13年に富岡町に転居した理由について、同原告の陳述書（甲C149第1号証）では、「年々会社の業績が悪化して経営が苦しくなって行き、会社の負債が6000万円～7000万円ほどに膨らんでしまいました。私は会社の代表者でしたから、会社の債務について個人保証もしていました。」（同陳述書2頁）、「結局、会社の業績が好転しなかったため、私は59歳の時に会社を友人に譲り、経営から手を引く決心をしました。」（同陳述書2頁）、「会社の経営からは手を引いたものの、個人保証など私の個人的な借金が残っていたという事情もあり、しばらくほとぼりが冷めるまで一時的に田舎に帰ろうと思い、59歳の時に生まれ故郷の富岡町に帰ることにしました。」（同陳述書2～3頁）、「富岡に帰った当初は、あくまで一時的に帰るだけで、ほとぼりが冷めたらまた横浜に戻る予定でした。」（同陳述書3頁）等と説明されている。なお、元妻は横浜市に住んでおり、「私が横浜に行くときには子ども達と一緒に元妻とも会っています。」（同陳述書3頁）とされている。
- ・長期間横浜市で生活をしてきたこと、元妻や子が横浜市に住んでいること、富岡町に転居した理由が上記のとおりであることなどを踏まえれば、原告番号149と富岡町との結びつきについては、必ずしも強いものとはいえない。そして、本件事故当時は、本件事故前自宅で同居していた両親及び弟も逝去し、広い自宅に「本件原発事故当時は、私は自宅で1人で暮らしていました」（同陳述書4頁）とたった一人で住み、また本件事故後、原告番号149が登記簿を調べたところ原告番号149の母が原告番号149の甥に

対して本件事故前に本件事故前自宅を遺贈していたことが判明して、本件事故前自宅の所有者である甥との関係が悪化したため（同陳述書8頁以下）、本件事故前自宅に戻ることも困難になったという状況も踏まえれば、本件事故時には、もはや原告番号149にとって、富岡町に戻る意義はなくなっていたものと評価せざるを得ず、原告番号149と富岡町との関係は更に希薄になっていたものといわざるを得ない。

#### 4. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

##### (1) 住居確保費用に係る賠償

- 被告は、原告番号149に対し、住居確保費用（借家）に係る賠償金として、162万円を支払った（乙C0第1号証の2、乙C149第1号証の2、乙C149第12号証の1～3）。
- 家賃にかかる住居確保費用の賠償は、避難したことにより、帰還又は移住される先での新たな住居を確保するための費用（家賃、礼金等の一時金等）の負担を余儀なくされた方に世帯の人数に応じた定額（対象区域外を新たな生活の本拠とする単身世帯の場合は162万円）を賠償するものであり（乙C149第12号証の1・9頁）、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金として支払われているものである。
- このような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

##### 【小括】

- 以上により、原告番号149については精神的苦痛の程度は高くなく、遅くとも下神白団地に移住した平成27年2月6日以降は平穏生活利益の侵害は生じておらず、仮に何らかの損害が認められるとしても被告は原告番号149に生じたと考え得る損害を大きく上回る賠償を訴訟外において実施済みであって、本訴訟において認容されるべき残額はない。したがって、原告番号149の請求には理由がなく、棄却されるべきである。

世帯番号 150					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
150○	本人 ○	64歳	双葉郡富岡町 帰還困難区域	6338万8186円	
特記事項					
<p><b>1. 遅くとも平成28年5月の復興公営住宅への入居後は平穏な生活を回復してお り、以降の生活について精神的損害が発生する避難生活と評価するこ とができないこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原告番号150は、本件事故後、避難所等での避難を経て平成23年6月27日からは郡山市に所在する仮設住宅に入居し、富岡町からの入居者も多くいる同仮設住宅ではもともとの知り合いのほか新たな知り合いも増え、住民間での連帯感もあり、以後、同仮設住宅における生活を5年弱の期間送った。</li> <li>その後、平成28年5月1日からは同じく郡山市内の復興公営住宅に入居した。復興公営住宅での生活に関しては生活上の苦痛等は特段主張されていない。同復興公営住宅は6階建てのいわゆるマンションであり（その外観につき乙C150第24号証の別紙3）、原告番号150は同復興公営住宅の3LDKの居室において単身で居住をしていた。居室のベランダは南向き、徒歩圏内に大型スーパーがあるなど、快適性・利便性の高い住環境であったことが窺われる（本人調書27～28頁）。なお、同復興公営住宅での居住に関して生じた家賃及び共益費について、被告は、総額88万2000円を賠償済みである（乙C150第9号証の1～4）。</li> </ul>					
<p><b>2. 賠償金を原資として新居を取得し平穏に生活していること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原告番号150は令和元年5月13日に郡山市内の宅地を取得し、同年8月23日には同宅地上に建物を新築し（甲C150第3号証、甲C150第4号証）、同年12月1日より当該新居における生活を開始した（甲C150第1号証・7頁）。土地及び新居の取得費用については、被告から賠償金が支払われている（住居確保費用名目で2129万9969円を賠償済み（乙C150第1号証））。</li> <li>当該新居は、上述の復興公営住宅と同じく郡山駅西側の市街地に所在し、原告番号150によると「駅とか病院に近い」ことが同所に新居を取得する理由の一つとなったとのことであり、徒歩8～10分の場所にヨークベニマル（スーパー）や百貨店、家電量販店、コンビニエンスストア、病院等が所在するなど（本人調書28～29頁）、極めて利便性の高い住環境にある。また、当該新居は床面積84.97m<sup>2</sup>の平家建て、間取りとしては3部屋を有するとのことであり（甲C150第4号証、本人調書31頁）、原告番号150が単身で居住するに十分な住宅環境を備えるものといえる。</li> <li>当該新居での生活について、原告番号150本人は「郡山から徒歩15分ほどの新居は、閑静な住宅街にあり商店街も近いことから住環境としては大変住みやすい場所です。商店街の人たちも原発避難者である私を分け隔てなく受け入れてくれているので、その点も安心して住める街です。」と述べている（甲C150第1号証・7～8頁）。</li> </ul>					

### **3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること**

#### **(1) 住居確保費用の賠償について**

- ・被告は原告番号150に対し、本件事故時点で同人が所有していた宅地・建物等に対する財物賠償としての賠償金（計2152万7629円）に加え、住居確保費用の名目で2129万9969円を賠償済みである（財物賠償につき乙C150第21号証の1～3、住居確保費用の賠償につき乙C150第16号証の1～3、乙C150第17号証の1～3、乙C150第18号証の1～3、乙C150第19号証の1～3）。原告番号150はこれらの賠償金を原資として、上記「第2」において述べた郡山市の土地及び新居を取得した。住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（2129万9969円）が実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償（新規資産の取得費用の賠償）：2129万9969円】**

#### **【小括】**

- ・以上のように、原告番号150が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、遅くとも平成28年5月の復興公営住宅への入居後は平穏な生活を回復しており、また、その後、郡山市内の利便性の高い立地に賠償金を原資として住居を取得している。本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（6338万8186円）を超えるものではない。

世帯番号 151					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
151	本人	○	64歳	双葉郡富岡町 居住制限区域	3043万1197円
特記事項					
<p><b>1. 平成23年3月20日には訴外実母宅において訴外実母との2人暮らしを開始しており、以降の生活について精神的損害が発生する避難生活と評価することができないこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原告番号151は、本件事事故当時は富岡町の自宅に単身で居住していたところ、平成23年3月20日には福島県相馬市中村字桜ヶ丘17所在の訴外実母宅での生活を開始した。</li> <li>訴外実母宅（現在の原告番号151の自宅）は、登記情報によると、床面積合計215.19m<sup>2</sup>（1階部分130.99m<sup>2</sup>、2階部分84.20m<sup>2</sup>）の2階建ての居宅であり（乙C151第8号証の1）、1階には台所を含めて4つの部屋、2階には5つの部屋があるとされる（原告ら準備書面（604）・2頁）。同居宅の敷地面積は257.65m<sup>2</sup>である（乙C151第8号証の2）。原告番号151の本件事事故時点の住居の床面積は54.65m<sup>2</sup>であったこと（乙C151第2号証）と比較しても、訴外実母宅の建物床面積は大幅に広く、また、敷地面積（本件事事故時の自宅敷地は275.53m<sup>2</sup>（乙C151第3号証）、訴外実母宅の敷地面積は257.65m<sup>2</sup>）についても遜色ない広さを有する。また、訴外実母宅はJR相馬駅から西に伸びる大通り沿いに徒歩5分の市街地に所在し、生活上の利便性は高いとみられる（乙C151第4号証の1及び2）。相馬市は、原告番号151が生まれ育った土地でもある（甲C151第1号証・2頁）。</li> <li>平成23年3月20日以後、原告番号151は上記のような訴外実母宅において、訴外実母が亡くなった平成27年8月8日まで二人暮らしをし、訴外実母の死去後は現在まで同所において単身で暮らしているとのことである（以上につき原告ら準備書面（604）・2～3頁）。</li> <li>このように、訴外実母宅での生活は、居住環境の点でも周辺住環境の点でも原告番号151が平穏な生活を送るに支障のないものであって、平成23年3月20日以降の原告番号151の生活について、精神的損害が発生する避難生活と評価することはできない。</li> </ul>					

### 【小括】

- 以上のように、世帯番号151の原告らが述べる本件事事故後の生活状況を踏まえても、平成23年3月20日には訴外実母宅において訴外実母との2人暮らしを開始しており、以降の生活について精神的損害が発生する避難生活と評価することができない。そのような中でも被告は原告番号151に対し、総額3043万1197円の賠償金を支払済であるが、本件事事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、既払金を超えるものではない。

**世帯番号 152**

原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所 の避難区分等	世帯の既払賠償額
152-1	本人	○	52歳	双葉郡双葉町 帰還困難区域
152-2	妻		52歳	
訴外1	長男		26歳	
訴外2	三男		21歳	

**特記事項**

**1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復され、平成25年5月に埼玉県春日部市の移住先住居に転居し避難生活を終了したこと**

- ・原告番号152-1及び同152-2は、本件事故当時、双葉郡双葉町の自宅に原告ら夫婦及び長男及び三男の4名で居住していたところ、本件事故後、平成23年3月以降避難し、茨城県つくば市内の国家公務員宿舎に転居する等して、平穏な生活を徐々に回復していった。
- ・その後、原告番号152-1は、平成25年5月14日、被告による住居確保費用に係る賠償金を原資として（乙C152第41号証の1・54頁、56頁ほか）、埼玉県春日部市の土地及び建物を取得して引き渡しを受け（残代金の支払及び所有権移転登記の依頼につき乙C152第41号証の1・56頁、68頁）、原告番号152-1及び同152-2は、同月、同所に移住した。
- ・当該住宅は2階建て、土地の地積が241.34m<sup>2</sup>、建物の床面積が合計128.06m<sup>2</sup>（1階部分が62.24m<sup>2</sup>、2階部分が65.82m<sup>2</sup>）であり（乙C152第49号証の1、乙C152第49号証の2）、原告番号152-1及び原告番号152-2が2名で居住するにあたって十分な広さであった。原告らも当該移住先が「悪くない住宅」として購入していたものである（甲C152第1号証・12頁）。その上、原告番号152-1が同住宅につき、テラス屋根を設置するなど合計700万円以上のリフォーム工事を行い（乙C152第41号証・71頁、74頁及び77頁）、生活を充実させるための設備を追加するなど、当該「悪くない住宅」を更に自ら好みに合うように、さらに住環境を向上する行動をとっていた。
- ・また、埼玉県春日部市には、原告番号152-1の姉が春日部市で居住し、同市に移ってきた友人もいる（甲C152第1号証・12頁）。
- ・さらに、当該移住先の周辺には、コンビニエンスストア（セブンイレブン庄和西金野井店）が徒歩3分の距離に（乙C152第50号証）、ドラッグストア（カワチ薬品南桜井店）が徒歩5分の距離に（乙C152第51号証）、スーパーマーケット（ヤオコー南桜井店）及び東武鉄道野田線南桜井駅がいずれも徒歩12分の距離にある等（乙C152第52号証及び乙C152第53号証）、住環境が向上しており、少なくとも原告番号152-1及び原告番号152-2が当該住宅に定住するにあたり客観的な支障がないことが明らかである。
- ・このように、埼玉県春日部市の住宅に移転して以降、原告番号152世帯は、自らの意思により相当期間準備をしたうえで、定住可能な住宅における

生活を確保したといえ、原告番号152世帯は、埼玉県春日部市の住宅を取得した平成25年5月の時点で、同所を生活の拠点とし、平穏な生活を回復していったと認められる。したがって、平成25年5月以降の原告番号152世帯の生活について、精神的損害が発生する避難生活と評価することはできず、法的に保護された利益の侵害もその時点では終了するのであり、したがって精神的損害の発生も終了する。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### (1) 住居確保費用

- 被告は、被告は、原告番号152世帯に対し、元居住地の自宅の土地建物に対する財産的賠償（合計3029万1857円）に加え、原告らが居住用住宅を取得するための費用に関し、住居確保費用として2566万6724円を支払った（乙C0第1号証の2、乙C152第41号証の1～3、乙C152第42号証の1～3）。住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（2566万6724円）が実損害を超える賠償である。**【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：2566万6724円】**

### (2) 家賃

- 被告は、原告番号152世帯に対し、家賃に係る賠償金として、合計270万6370円を支払った（乙C152第47号証の2、乙C152第14号証の1～3、乙C152第15号証の1～3）。
- 特に、原告番号152-1は、原告番号152-1及び原告番号152-2の2名で居住する目的で茨城県つくば市の移住先住居である新築住宅を平成26年9月26日に取得しながら（甲C152第1号証・13頁、乙C152第54号証の1及び同第54号証の2、乙C152第54号証の1及び同第54号証の2）、別途、平成26年5月12日付で、原告番号152-1及び原告番号152-2を居住者として、契約期間を平成26年5月27日から平成28年5月26日、賃料を月額5万5000円とする、茨城県つくば市稲荷前所在のアパートに係る賃貸借契約を締結しており（乙C152第14号証の1・9頁）、当該アパートの平成26年5月分から平成28年5月分の期間の家賃に係る賠償金として132万8870円の支払を受けている（乙C152第47号証の2、乙C152第14号証の1～3）。
- しかしながら、原告番号152-1及び原告番号152-2は、平成26年9月26日以降現在に至るまで茨城県つくば市高野の移住先住宅に居住していることから、原告番号152-1及び原告番号152-2が居住するために、茨城県つくば市稲荷前所在のアパートにつき、少なくとも平成26年10月以降は、別途賃貸借契約を締結する必要はない。この点について、被告より当該アパートに係る賃貸借契約の締結経緯や生活状況等の釈明を求めたところ（被告準備書面（412）・2頁～3頁）、原告番号152世帯は、本件事故後の生活状況に係る事情であるにもかかわらず、合理的な理由なく回答を拒否し、当該アパートの契約締結の必要性等に関する説明を何らしていない（原告準備書面（593）・3頁）。
- したがって、原告番号152世帯は、平成26年10月以降は、茨城県つくば市稲荷前所在のアパートにつき賃貸借契約を締結する理由が全くない以

上、少なくとも平成26年10月分から平成28年5月分の20か月間に係る家賃月額5万5000円に係る賠償金合計110万円を過剰に受領している。【実損害を超える賠償②（住居確保後の家賃賠償）：110万円】

### （3）生命・身体的損害

- 原告番号152-2は、生命・身体的損害に対する賠償金として合計32万6200円を受領した（乙C0第1号証の2、乙C152第4号証の2・3頁、乙C152第47号証の2）。しかしながら、原告番号152-2は、本件事故後、糖尿病、便秘症及び気管支喘息の傷病により通院しているところ、これらの傷病と本件事故との間の因果関係については“不明”とされ（乙C152第4号証の1・58頁～60頁）、また、糖尿病については、原告番号152-2は、本件事故が発生した時点において、自身のバッグの中に糖尿病の薬を常備していたことを自認しており（乙C152第4号証の1・64頁）、糖尿病につき本件事故前から患っていたことがうかがえるところである。したがって、原告番号152-2は本件事故と因果関係が不明な生命・身体的損害の賠償を受けているから、32万6200円は実損害を超える賠償である。【実損害を超える賠償③（可能性）（因果関係の不明な疾病に係る賠償）：32万6200円】

### 【小括】

- 以上のように、原告番号152-1が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、原告番号152の世帯の原告らは、本件事故後につくば市内の国家公務員住宅に転居する等して平穏な生活を徐々に回復し、平成25年5月には埼玉県春日部市内の住居に移住して避難生活を終了したものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（1億6776万3886円）を超えるものではない。
- むしろ、原告番号152の世帯の原告らが請求・受領した賠償金の中には、住居確保費用以外にも、住居確保後の家賃賠償や、因果関係が不明である中で支払われた生命身体的損害の賠償など、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号152の世帯の原告らについて既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 181					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
181○	本人	○	51歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1017万7000円
特記事項					
<p><b>1. 本件事故直後からグループホームでの生活を開始し、以後も引き続き社会福祉法人の支援のもとで暮らしていること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原告番号181は、本件事故当時、楓葉町の社会福祉協議会（「希望の杜福祉会」）の施設（グループホーム）に単身で入居し、障がい者のための就労施設「ふたばの里」で週に何度か豆腐やドーナツを作る時の手伝いの仕事をする生活を送っていたところ、本件事故後、平成23年3月14日には福島県いわき市内で「希望の杜福祉会」が運営するグループホームに移動し、同年4月1日には同市内にあるグループホームでの生活を開始した（原告準備書面（588）・2～3頁、原告準備書面（610）・2～3頁）。その後も平成24年3月頃まで、「希望の杜福祉会」が運営するいわき市内のグループホームにおいて、「希望の杜福祉会」の支援のもとで安定した生活を継続していたといえる。</li> <li>さらに、平成24年3月頃からは、同じくいわき市内に所在し「希望の杜福祉会」が運営する「憩いの家」での生活を開始し、同所において約2年9か月程度を過ごしている（原告準備書面（610）・3頁）。同所について原告番号181は、「それまでの環境よりはずいぶん良くなり、一人部屋で、食事や風呂などの環境も整いました。」と述べている（甲C181第1号証・4頁）。約2年9か月にわたって同施設での生活を継続しているとの事実等も勘案すると、原告番号181は平成24年3月頃の「憩いの家」への入居により本件事故による避難生活を脱したといえる。</li> </ul> <p><b>2. 平成26年11月には仮設住宅に移転していること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原告番号181は、平成26年11月には、当時入居していたグループホームと同じ敷地内にある仮設住宅に移った。</li> <li>原告番号181は、仮設住宅に移ってからの生活につき、「週1回ほどですが、いわき市内に臨時で開設された『ふたばの里』へ仕事をしに行くことができ、体調も良くなってきました。」「ヘルパーさんが来てくれたり、友人と将棋をしたりするなど、自由な気持ちで生活することもできるようになりました。」等と述べており（甲C181第1号証・4頁）、そのころには社会生活の面でも精神的にも、より安定した生活を送るようになっていた。</li> </ul> <p><b>3. 平成29年3月には楓葉町での生活を再開していること</b></p>					

- ・その後、原告番号181は、平成29年3月には楢葉町の町営住宅に入居し、楢葉町への帰還を果たしている（原告準備書面（610）・3頁）。
- ・楢葉町への帰還後は、「食事の支度や掃除はヘルパーさんに来て支援をしてもらい、買い物などの移動支援も受けています。また、以前のように、楢葉町の『ふたばの里』で仕事もできるようになり、週5日、小物の縫い物や古紙回収などの仕事をしています。」「私はようやく静かな生活に戻ることができました」と述べるなど（甲C181第1号証・5頁）、必要な支援を受けながら平穏な生活を送っている。

#### **4. 障害を有していることによる避難生活上の精神的苦痛等については賠償済みであること**

- ・原告番号181は、訴訟提起時点において精神障害2級に認定されているとし、本件事故後平成23年3月中ころまでにおける統合失調症のための薬の入手の苦労や、「人がたくさんいる場所が苦手なため、避難所など、多数の人が常に周囲にいるという環境下では、特に精神的に不安定になることが多い」「何度も人間関係のトラブルに悩まされた」等として、避難生活による精神的苦痛は「健常者の苦痛を上回る」ものであった等と主張する（原告準備書面（588）・5～6頁ほか）。
- ・しかしながら、原告番号181に対しては、精神的損害の名目のみでも合計901万5000円の賠償金がすでに支払われており、その中には「要介護者さま等への増額」分として支払われた合計49万5000円（平成23年3月から平成25年11月まで、月額1万5000円の増額）が含まれている（乙C181第2号証の1及び2）。
- ・また、本件事故直後の時期における統合失調症のための薬の入手の苦労に関しては、「（平成23年）3月下旬になると、福島大学の精神科の医師が薬を持って被災地に来てくれ、かなり助けられた。その薬がなくなるころ、ようやく精神科のクリニックに行くことができ、原告木村は、やっと専門の先生に診てもらうことができたと安心した。」との主張を踏まえれば（原告準備書面（588）・5頁、甲C181第1号証・5～6頁）、上記のような苦労が生じたとしても平成23年3月下旬までの期間に限られている（当該期間に関しては「要介護者さま等への増額」分を賠償済みである。）。

#### **5. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること**

##### **(1) 「実費」名目で明らかに過大な賠償がなされていること**

- ・被告は原告番号181に対し、「実費」名目にて、総額114万7000円を賠償済みである（乙C181第1号証の2）（平成25年9月2日支払分25万2000円、平成25年10月18日支払分9万5000円、平成25年12月19日支払分4万5000円、平成26年3月20日支払分4万5000円、平成26年6月20日支払分15万5000円、平成27年4月21日支払分18万5000円、平成28年4月18日支払分37万円）。

- ・この「実費」名目での支払は、「帰宅・転居費用」「一時立入費用」「同一世帯内の移動費用」「検査費用（物）」「検査費用（人）にかかる交通費」等が一般的に発生し得ることを念頭に支払われているところ、原告番号181については、本件事故当初の避難実施も含め、「希望の杜福祉会」の援助を受けながら避難・移転をしており「帰宅・転居費用」が原告番号181本人による出捐として生じていないとみられること、本件事故時点において単身でグループホームに入居しており「同一世帯内の移動費用」は生じないと、検査の実施に伴う費用の発生についても（直接請求手続及び本件訴訟手続のいずれにおいても）具体的な主張・疎明はまったくくなされていない。
- ・さらに、被告からの「原告木村による本件事故後の楓葉町への一時立ち入りの有無（仮に一時立ち入りを実施したことがある場合には、その時期及び一時立ち入り先）を明らかにされたい。」との求釈明（被告準備書面（423）・5頁）に対し、原告らは「原告木村は、平成29年以降に1度、楓葉町に立ち入りしている。」と述べるとおり、実際に一時立ち入りを実施したのは平成29年以降に1回のみであったとの事実が明らかになっている（原告準備書面（610）・3頁）。
- ・原告番号181が一時立ち入りを実施した時期とする「平成29年以降」の時点における同人の居住地は、原告らの主張によるといわき市の仮設住宅（平成26年11月頃から平成29年3月）または「町営住宅（楓葉町）」であるところ（原告準備書面（610）・3頁）、後者（楓葉町の町営住宅）であるとすれば楓葉町への立ち入りのために費用が生じたことはない。また、仮に前者（いわき市の仮設住宅）であるとしても一時立ち入りは「希望の杜福祉会」の援助のもとで行われた可能性が高く、原告番号181自身に費用負担が生じたことには疑義がある。さらに、仮に原告番号181がいわき市の仮設住宅から楓葉町のグループホームに立ち入りを実施し、かつその費用を自ら負担したと仮定した場合であっても、たとえばタクシーで移動した場合の費用としては片道1万6150円程度にとどまる（乙C181第4号証）。
- ・以上によると、被告から「実費」（避難・帰宅等にかかる費用相当額）として賠償された総額114万7000円の賠償金のうち、原告番号181において実際に避難・帰宅等費用として生じたと考え得るのは最大で3万2300円（タクシー代利用の場合の片道1万6150円の往復分）程度であって、その差額である111万4700円については明らかに過大な支払となっている。**【実損害を超える賠償（発生していない費用に対する賠償）：11万4700円】**

### 【小括】

- ・以上のように、世帯番号181の原告が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、本件事故直後から「希望の杜福祉会」の支援を受けつつグループホーム等で生活することにより徐々に平穀な生活を取り戻し、平成29年3月には楓葉町の町営住宅に入居し、楓葉町への帰還を果たしている。加えて、

上記のように111万4700円もの実損害を超える賠償がなされているのであって、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（1017万7000円）を超えるものではない。

世帯番号 182					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
182	本人 <input checked="" type="radio"/> (※)	57歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1090万7000円	

#### 特記事項

※ 弁護士山崎真一郎が原告番号182及び社会福祉法人希望の杜楓葉町事業所所長早川千枝子から聴き取った内容を報告したものとされる聴取報告書(甲C182第1号証)を指す。

#### 1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと

- 亡原告番号182は、本件事故当時、楓葉町に単身居住していたが、統合失調症に罹患しているため、月に10日ほど社会福祉法人「希望の杜福祉会」に通い、食事などの生活支援を受けつつ生活していた(甲C182第1号証・1頁、原告ら準備書面(617)・1頁~2頁)。
- 亡原告番号182は、平成24年9月5日以降、「希望の杜福祉会」のいわき市のグループホームに転居しているところ、当該いわき市のグループホームでは1人部屋で生活しており、かつ、本件事故前と同様に(あるいはそれ以上に)希望の杜福祉会による生活支援を受けながら、平成28年又は平成29年頃に入院するまでの約4年又は5年間にわたって生活しており、生活状況が改善された。また、いわき市のグループホームの周辺には多数の商業施設や医療施設があり、本件事故前に比べ生活の利便性は上がり、住環境は良好になったといえる(乙C182第3~7号証)。
- よって、いわき市のグループホームに転居した平成24年9月5日の時点で、亡原告番号182は同所を生活の拠点とし、平穏な生活を回復していくと認められる。

#### 2. 直接請求手続において「実費」名目で実損害を超える賠償を受けていること

- 被告は、亡原告番号182に対し、「実費」名目にて、総額114万7000円を賠償済みである(乙C182第1号証の2)(平成29年10月3日支払分)。この「実費」名目での支払は、直接請求手続において、包括請求方式により「避難・帰宅等にかかる費用相当額」として、帰宅・転居費用」「一時立入費用」「同一世帯内の移動費用」「検査費用(物)」「検査費用(人)にかかる交通費」等が一般的に発生し得ることを念頭に、避難指示区分に基づいて一律の額を支払ったものである。
- 亡原告番号182は、本件事故当初の避難実施も含め、「希望の杜福祉会」の援助を受けながら避難・移転をしており「帰宅・転居費用」が亡原告番号182本人による出捐として生じていないとみられる。また、本件事故時点において単身で居住していたため「同一世帯内の移動費用」は生じ得ず、検査の実施に伴う費用の発生についても(直接請求手続及び本件訴訟手続のいずれにおいても)具体的な主張立証はまったくなされず、被告による求釈明への回答においても「不知」と述べるのみで具体的な主張はなされていない

から（原告ら準備書面（617）・2頁）、検査の実施に伴う費用も生じていないものと考えられる。さらに、亡原告番号182は、被告からの「本件事故後の檜葉町への一時立ち入りの有無（仮に一時立ち入りを実施したことがある場合には、その時期及び一時立ち入り先）を明らかにされたい。」との求釈明（被告準備書面（427）・7頁）に対し、「不知」と述べるのみであり、実際に一時立ち入りを実施した事実も確認されていない（原告準備書面（617）・2頁）。

- ・よって、被告から「実費」（避難・帰宅等にかかる費用相当額）として賠償された総額114万7000円の賠償金は、明らかに過大な支払となっている。**【実損害を超える賠償（発生していない費用に対する賠償）：114万7000円】**

### 【小括】

- ・以上のように、希望の杜檜葉町事業所所長早川千枝子が述べる、亡原告番号182についての本件事故後の生活状況を踏まえても、平成24年9月5日には「希望の杜福祉社会」のいわき市のグループホームに転居して避難生活を終了したものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（1090万7000円）を超えるものではない。
- ・むしろ、亡原告番号182が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、亡原告番号182について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 183

原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述書 作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額
183-1	母	79歳		
183-2	本人	○ 53歳		
183-3	配偶者	○ 50歳		
183-4	長男	28歳		
183-5	長女	23歳		
183-6	孫	2歳		
訴外1	父 (H24.1. 23死亡)	79歳	福島県富岡町 居住制限区域	1億9601万8755円

特記事項

1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと

- 原告番号 183-1 が住居確保費用の賠償金を受領しながらも新居を取得しなかった理由に関する求釈明の回答によれば、原告番号 183-1 は、亡清の死後、平成 26 年になって、原告ら家族 6 名が同居することを前提に、須賀川市内の分譲地に自宅を建築する計画を立て、ハウスメーカーに見積もりを依頼し、被告に対し住居確保費用の支払いを請求し、平成 26 年 1 月 17 日に住居確保費用として 3253 万 8438 円の支払いを受けたが、福田氏世帯内の感情的ないさかいが生じ、家族 6 名で同居することが叶わなくなつたことから、須賀川の分譲地を入手し、自宅を新築することを断念し、原告番号 183-1 は、原告番号 183-2 とともに郡山市名倉の借家に転居したことである（原告ら準備書面（596）・2 頁）。
- このように、福田氏世帯は、本来的に平成 26 年 1 月には新居を建築することが客観的に可能であったにもかかわらず、福田氏世帯内の感情的ないさかいという本件事故とは異なる理由によって新居の購入を断念したものである。
- また、受領した住居確保費用の利用使途に関する求釈明の回答によれば、受領した住居確保費用は住居確保に至らなかつたため住居取得のために支出していないとのことであるが（原告ら準備書面（596）・2 頁）、別途、被告は、原告番号 183-2 に対して、平成 30 年 3 月に至るまで郡山市名倉 261 番 1 号の借家の家賃の賠償を実施しているところであり（乙 C 183 第 2 号証の 1 ~ 2 、乙 C 183 第 3 号証の 1 ~ 2 、乙 C 183 第 4 号証の 1 ~ 2 ）、住居に関する賠償を二重に受領している状況にある。
- なお、上記のとおり、原告番号 183-1 は、実際に新居を購入するとして、被告に住居確保費用の賠償金を請求し、これを受領しながらも、實際には購入せず、被告に連絡も返却対応も取らず使途不明のままにしている。
- そして、平成 28 年 2 月に転居したとされる郡山市名倉の借家の建物の間取りについては、求釈明の回答によれば、2DK 平屋建てであるとのことであ

り（原告ら準備書面（596）・2頁）、原告番号183-1及び原告番号183-2の二名が居住する分には十分な間取りというべきである。

- ・そして、平成28年2月から居住していると主張する郡山市名倉は、新幹線の停車駅であるJR郡山駅からも車で10分以内のところに所在しており、交通の便がよく、医療機関やスーパーなどの生活に必要な施設も多く所在する他、飲食店や大型のショッピングモールも複数揃うエリアでもあるため、生活利便性が至極良好な立地と言える。
- ・このような状況に鑑みれば、上記のように、本件事故と異なる要因である世帯内のいさかいという原因によって福田氏世帯全員が同一の新居に居住するよりも、郡山市名倉の住居の方が快適であるために、原告番号183-1及び原告番号183-2は新居を購入せず、郡山市名倉に居住することを選択したといえるものであり、原告番号183-1及び原告番号183-2については、遅くとも平成28年2月には、既に平穏な生活を回復しているとみるべきであり、それ以降の生活は、精神的損害が発生する避難生活と評価することができない。
- ・原告番号183-5は、平成29年に郡山市安積町笹川の復興住宅に当選し、現在も同所で生活しており、原告番号183-3と原告番号183-6は、平成31年に郡山市安積町笹川の復興住宅に当選し、現在も同所で生活しており、さらに、原告番号183-4は、郡山市安積町笹川に自宅を取得し、現在も同所で生活している（原告ら準備書面（570）・5頁、甲C183第2号証・5頁）。
- ・福田氏世帯が、同じ郡山市内に居住しながら、福田氏世帯が4か所に別れて居住している経緯に関する求釈明の回答によれば、家族内での感情的な対立が生まれた結果、同居しての生活を断念したとのことである（原告ら準備書面（596）・4頁）。
- ・したがって、福田氏世帯は、本来的に平成26年12月には新居を建築することができたにもかかわらず、福田氏世帯内の感情的な対立が生まれた結果、本件事故とは異なる理由によって新居の購入を断念したものに過ぎず、郡山市への転居後に家族が別離していることは本件事故によるものではない。
- ・このような状況の中で、原告番号183-3が平成31年に当選したとされる郡山市安積町笹川の復興住宅は新築の復興住宅であり、求釈明の回答によれば、同復興住宅の間取りは3LDKとのことであり（原告ら準備書面（596）・5頁）、原告番号183-3及び原告番号183-6が同居する分には十分な間取りというべきである。
- ・また、原告番号183-5が平成29年に当選したとされる郡山市安積町笹川における復興住宅についても新築の復興住宅であり、求釈明の回答によれば、同復興住宅の間取りは2LDKとのことであり（原告ら準備書面（596）・5～6頁）、原告番号183-5が一人で居住する分には十分な間取りというべきである。
- ・さらに、原告番号183-4については、求釈明の回答によれば、本件訴訟提起後、結婚し、子どもも生まれたことから、郡山市内に自宅を購入したところであるとのことである原告ら準備書面（596）・5頁）。
- ・そして、福田氏世帯において、世帯内で同居していないことは、あくまで家族間の感情的な対立によるものに過ぎず、本件事故が原因ではないことに加

- えて、同居はしていないものの、福田氏世帯は同じ郡山市内という至近距離に居住し、家族間の交流には事欠かない距離に居住するに至っている。
- ・そして、上記のとおり、福田氏世帯は、本件事故後に被告の賠償金により郡山市に自らの新居を取得することを前提に、実際に平成26年12月には住居確保費用の賠償金を受領しているにもかかわらず、4軒もの住宅を確保し、原告番号183-2は、平成26年4月から平成30年3月に至るまで郡山市名倉261番1号の借家の家賃の賠償を受け（乙C183第2号証の1~2、乙C183第3号証の1~2、乙C183第4号証の1~2）、原告番号183-4は、平成28年1月から平成30年3月に至るまで、郡山市安積町長久保の借家での家賃賠償を受領し（乙C183第5号証の1~2、乙C183第6号証の1~2）、原告番号183-3については、平成27年5月から平成30年3月に至るまで郡山市安積町荒井での借家での家賃賠償を受領するなど（乙C183第7号証の1~2、乙C183第8号証の1~2、乙C183第9号証の1~2）、三つの借家分について月額にして合計19万円超の家賃賠償を受けており、住居に関する賠償は二重に受領するなどの状況にある。
  - ・さらに、そのうち原告番号183-5については新築の復興住宅での生活を送っているなど、福田氏世帯はそれぞれ自己の判断で郡山市に居住することを選択し、快適な生活を送っている状況であることが窺えることに鑑みれば、既に、原告番号183-3及び原告番号183-6は、平成27年5月に郡山市安積町荒井での借家で生活するに至って以降は平穏な生活を回復し、遅くとも避難指示が解除された平成29年4月1日時点では避難を終了している。原告番号183-4については、平成28年1月から郡山市安積町長久保の借家に居住して以降は平穏な生活を回復し、遅くとも避難指示が解除された平成29年4月1日時点で避難を終了している。原告番号183-5については、平成29年に当選したとされる郡山市安積町笛川における復興住宅に入居して以降には平穏な生活を回復し、遅くとも避難指示が解除された平成29年4月1日時点には避難を終了していることが認められる。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### (1) 住居確保費用の賠償について

- ・被告は、福田氏世帯に対し、本件事故時点で福田氏世帯が所有していた宅地・建物等に対する財物賠償としての賠償金（計3091万2514円）に加え、住居確保費用の名目で3253万8438円を賠償済みである（財物賠償につき乙C183第11号証の1~2、乙C183第12号証、住居確保費用の賠償につき乙C183第10号証の1~3）。住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額が実損害を超える賠償である。
- ・郡山市において平穏な生活を取り戻しながらも、原告番号183-1は、実際に新居を購入するとして、被告に住居確保費用の賠償金を請求し、これを受領しながらも、実際には購入せず、被告に連絡も返却対応も取らず使途不明のままにしており、明らかな過払いとなっている。**【実損害を超える賠償①（事実と異なる申告）：3253万8438円】**

### (2) 生命・身体的損害の賠償について

ア 被告は、亡清に対して、僧帽弁形成術後・三尖弁形成術後・ペースメーカー植え込み術後・慢性心不全について本件事故との因果関係が不明な中で、55万4400円の入通院慰謝料・2万7050円の医療費・通院交通費等の実費を賠償している（乙C183第18号証の1～3）。【実損害を超える賠償（可能性）②（因果関係不明の疾病に係る賠償）：58万1450円】

また、被告は、亡清に対して、加齢黄斑変性症に関して、本件事故との因果関係は無い中で、1回につき定額5000円として、3万5000円の通院交通費を賠償している（乙C183第18号証の1～3）。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償③（因果関係の無い疾病に係る賠償）：3万5000円】

イ 被告は、原告番号183-1に対して、発症時期が不明な左加齢性白内障、右加齢性白内障等について、避難生活と因果関係がないと診断されているにもかかわらず、8万0230円の生命身体的損害の賠償を実施している（乙C183第19号証の1～3）。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償④（因果関係の無い疾病に係る賠償）：8万0230円】

ウ 被告は、原告番号183-2に対して、コスモ調剤薬局の薬代金1970円について、詳細については明らかではなく、本件事故との相当因果関係が不明な中で生命身体的損害の賠償を実施している（乙C183第19号証の1～3）。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償（可能性）⑤（因果関係不明の疾病に係る賠償）：1970円】

エ 原告番号183-3は、不慣れな避難生活において、不意にドアノブへ右手をぶつけてけがをしたとして、右母指側副靭帯損傷の傷病名で通院証明書を提出しているが（乙C183第20号証の1）、これは本件事故との間の相当因果関係が不明と診断されているところ、被告は、原告番号183-3に対して、8万円の通院交通費・診断書取得費用などの実費、13万4400円の入通院慰謝料の賠償を実施している（乙C183第20号証の1～3）。【実損害を超える賠償⑥（因果関係不明の疾病に係る賠償）：21万4400円】

また、原告番号183-3は、左肩関節周囲炎、左変形性肘関節症についても、本件事故との間の相当因果関係が不明と診断されているところ、被告は、原告番号183-3に対して、当該傷病にかかる診断書取得費用4200円について賠償を実施している（乙C183第21号証の1～3）。【実損害を超える賠償（可能性）⑦（因果関係不明の疾病に係る賠償）：4200円】

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

## 【小括】

- ・以上のように、福田氏世帯については精神的苦痛の程度は高くなく、福田氏世帯の構成員がそれぞれ郡山市へ転居した以降は平穏な生活を回復しており、それ以降の福田氏世帯の構成員の生活は、精神的損害が発生する避難生活と評価することができないものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（1億9601万8755円）を超えるものではない。
- ・むしろ、福田氏世帯が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、福田氏世帯について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 184

原告番号 (○ : 尋問 実施)	続柄 (○ : 陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額
184-1 ○	本人	○	69歳	双葉郡楓葉町大字 大谷字堂ノ内 避難指示解除準備 区域
訴外1	長男		45歳	
訴外2	長男 の妻		42歳	
訴外3	長男 の子		9歳	
訴外4	長男 の子		5歳	

特記事項

1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと

- 原告番号 184 は、訴外長男家族が移住した県職員のアパートが 5 名で居住するには手狭であったことから、単身で、平成 23 年 9 月 10 日に、会津農業改良改善センターから上荒川の仮設住宅に移住した（原告ら準備書面（582）・3 頁）。
- 上荒川の仮設住宅の広さは不明であるが、原告番号 184 単身での生活であったことからすれば、十分な広さや間取りがあったことは疑いを容れず、原告番号 184 自身も、広さや間取りに不便を感じた等の主張は一切していない。
- 訴外長男家族が暮らしていた県職員のアパートも、上荒川の仮設住宅と同じいわき市内にあり（いわき市内郷高坂町大平 11-5）、両者の距離は、車で 13 分程度と、近しい位置関係にある（乙 C 184 第 2 号証の 1）。原告番号 184 自身も、訴外長男家族が「平成 24 年 5 月に県の職員公舎に移ることになった」（訴状別紙・2 頁）後にも「息子の妻に頼んで車で買い物に連れて行ってもらっていた」（原告ら準備書面（582）・4 頁）と主張しており、原告番号 184 と訴外長男家族がいわき市内で別々の場所に暮らすことになった後も交流があったことが認められる。
- 原告番号 184 は、上荒川の仮設住宅では、日常のちょっとした買い物でも誰かに頼んで車に乗せてもらわないとどうにもできなかつた等と主張するが（原告ら準備書面（582）・4 頁）、上荒川の仮設住宅から最寄りのコンビニエンスストア（ファミリーマート平上荒川店）までは徒歩で 10 分程度であり（乙 C 184 第 2 号証の 2）、また最寄りのスーパーマーケット（ヨークベニマル上荒川店）についても、徒歩で 13 分程度であつて（乙 C 184 第 2 号証の 3）、車がなければなにもできないような場所では全くない。むしろ、楓葉町の自宅の方が、最寄りのスーパーマーケット（ブイチューンネモト）まで徒歩で 27 分程度を要する等（乙 C 184 第 2 号証の 4）、日常的な移動に車を必要とする場所であったのであり、原告番号 184 の住環境が向上していることが明白であつて、生活するに客観的な支障がないことが明らかである。

- ・また、「上荒川の仮設住宅にいた時は、周りに住んでいた人たちも檜葉の顔見知りの人が多かった」（原告ら準備書面（582）・3頁）と原告番号184が述べているように、上荒川の仮設住宅には原告番号184の顔見知りが多数居住しており、本件事故前からの交流が維持されていたものと思料される。さらに、上荒川の仮設住宅では、平成24年12月9日に「元気茶屋」を開催するなど仮設住宅入居者間での交流の機会も用意されていたようであり（乙B第338号証 「元気茶屋 開店」と題するカラーチラシ）、原告番号184は本件事故前と比べて遜色のない水準で近隣住民との交流をしていた上、本件事故前には有していなかった新たな交流関係を構築していたと推認される。そして、実際にも、原告番号184は、上荒川の仮設住宅が閉鎖された後に、訴外長男がいわき市小島町に新築した訴外長男家族の自宅にて一緒に暮らすことを選択しなかった理由として、「同居するとなると原告…がこの10年で築いた友人関係等をまた失うことになる」と述べており（原告ら準備書面611）・5頁）、原告番号184が上荒川の仮設住宅での生活で、新たに良好な人間関係を構築していたことは明白な事実である。
- ・加えて、原告番号184の本件事故時の居住地が常磐自動車道よりも山側にある集落であって決して利便性の高い場所ではなかったのに対し（最寄りのスーパー・マーケットまで徒歩で27分程度を要したことは上記のとおり）、上荒川の仮設住宅はJR常磐線いわき駅を中心とするいわき市中心部から直線距離で1～2キロメートルの場所にあり、交通の便が良く、日常の買い物や通院等の観点からも利便性の高い場所であった。
- ・そもそも、原告番号184は、檜葉町に対する避難指示が解除された平成27年9月5日より後にも檜葉町の自宅に帰還しておらず、それどころか上荒川の仮設住宅が平成31年春頃に閉鎖されるまで合計約7年6か月（平成23年9月から平成31年3月まで）にわたって同所で生活し続けたことからしても、上荒川の仮設住宅での生活が原告番号184にとって平穏かつ便利なものであったことは疑いを容れない。
- ・以上の諸事実から、上荒川の仮設住宅の住環境等には問題はなく、同所での暮らしで原告番号184は平穏な生活を取り戻したのであり、同所に移住した平成23年9月10日以降の生活については、精神的損害が発生する避難生活と評価することができない。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### （1）住居確保費用の賠償

- ・被告は、原告番号184の世帯に対し、住居確保費用に係る賠償金として、住居の取得費用合計3693万5772円を支払った（乙C184第1号証の3）。住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額が実損害を超える賠償である。

**【実損害を超える賠償①（新規資産の取得費用の賠償）：3693万5772円】**

### 【小括】

- ・以上のように、原告番号184が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、原告番号184は、平成23年9月10日に、上荒川の仮設住宅に転居

して以降、平穏な生活を徐々に回復したものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（1億5272万3001円）を超えるものではない。

- ・むしろ、原告番号184の世帯が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号184について、既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 185					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
185	本人	○	63歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	769万7000円
特記事項					
<b>1. 本件事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと</b>					
<p>・原告番号185は、昭和43年又は昭和44年頃に統合失調症を発症し、平成22年9月頃以降は楓葉町のグループホームの1人部屋にて単身で居住して、社会福祉法人「希望の杜福祉会」から食事、買い物、掃除などの生活支援を受けつつ生活していた（甲C185第1号証・1頁～2頁、原告ら準備書面（615）・2頁）。</p> <p>・原告番号185は、平成24年2月25日以降、「希望の杜福祉会」のいわき市のグループホームに転居しているところ、当該いわき市のグループホームでは、本件事故前と同様に1人部屋での生活を再開し、生活状況が改善された（実際に、原告番号185自身も、1人一部屋になり、友人もできる等、住居の環境は改善された旨述べている。（甲C185第1号証・5頁～6頁）。また、いわき市のグループホームの周辺には多数の商業施設や医療施設があり、本件事故前に比べ生活の利便性は上がり、住環境は良好になったといえる（乙C185第2～6号証）。</p> <p>・よって、いわき市のグループホームに転居した平成24年2月25日の時点で、原告番号185は同所を生活の拠点とし、平穏な生活を回復していくと認められる。</p> <p>・原告番号185は、グループホームの職員に勧められたことをきっかけに、平成25年12月1日、自らの意思でいわき市平下荒川のアパートに転居して1人暮らしを始めた（甲C185第1号証・6頁～7頁）。原告番号185は、当該アパートに友人を呼んで泊める等しており、また、本件事故前で大学を退学していたところ、平成26年4月には創価大学通信教育学部の2年に入学し、「大学の勉強を再開したい」との希望を叶え学生生活を再開させているなどしていた（甲C185第1号証・6頁）。また、当該アパート周辺においても商業施設や医療施設は充実しており、本件事故前に比べ生活の利便性は上がり、住環境は良好になったといえる（乙C185第7～9号証）。原告番号185が約5年間にわたって同所に住み続けていることもこれを裏付けている（甲C185第1号証・6頁～7頁）。これらのことからすれば、本件事故前と比べても充実した生活を送っていたことがうかがわれ、泊まりに来るほどの仲の良い友人ととの交流や、大学の友人等との交流もあったのであり、いわき市平下荒川アパートにおける生活が、本件事故による避難生活によるものと評価することはできない。よって、遅くとも同所に移転した平成25年12月1日の時点で、同所を生活の拠点とし、平穏な生活を回復したと認められる。</p>					
<b>2. 直接請求手続において「実費」名目で実損害を超える賠償を受けていること</b>					

- ・被告は、原告番号185に対し、「実費」名目にて、総額77万7000円を賠償済みである（乙C185第1号証の2）（平成26年8月29日支払分59万2000円、平成27年4月21日支払分18万5000円）。この「実費」名目での支払は、直接請求手続において、包括請求方式により「避難・帰宅等にかかる費用相当額」として、「帰宅・転居費用」「一時立ち入り費用」「同一世帯内の移動費用」「検査費用（物）」「検査費用（人）にかかる交通費」等が一般的に発生し得ることを念頭に、避難指示区分に基づいて一律の額を支払ったものである。
- ・原告番号185は、本件事故当初の避難実施も含め、「希望の杜福祉会」の援助を受けながら避難・移転をしており「帰宅・転居費用」が原告番号185本人による出捐として生じていないとみられる。また、本件事故時点において単身で居住していたため「同一世帯内の移動費用」は生じ得ない。さらに、検査の実施に伴う費用の発生についても（直接請求手続及び本件訴訟手続のいずれにおいても）具体的な主張立証はまったくなされていないから、検査の実施に伴う費用も生じていないものと考えられる。加えて、原告番号185は、「本件事故後の檜葉町への一時立ち入りの有無（仮に一時立ち入りを実施したことがある場合には、その時期及び一時立ち入り先）を明らかにされたい。」との求釈明（被告準備書面（424）・8頁）に対し、「2011（平成23）年6月29日に、生活に必要なものを取りに行くために、本件事故前に居住していた檜葉町のグループホームに一時帰宅した。」と述べており、実際に一時立ち入りを実施したのは平成23年6月29日の1回のみであったとの事実が明らかになっている（原告準備書面（615）・3頁）。
- ・原告番号185が一時立ち入りを実施した時期とする平成23年6月29日の時点における同人の居住地は、原告らの主張によるといわき市のアパートであるところ（原告準備書面（581）・2頁）、一時立ち入りは「希望の杜福祉会」の援助のもとで行われた可能性が高く、原告番号185自身に費用負担が生じたことには疑義がある。また、仮に原告番号185がいわき市のアパートから檜葉町のグループホームに立ち入りを実施し、かつその費用を自ら負担したと仮定した場合であっても、たとえば自家用車での道のりは37.1キロメートル、費用としては片道合計1143円程度（常磐自動車道の高速道路料金680円及びガソリン代463円）、タクシーを用いるとしても片道1万3630円程度にとどまる（乙C185第10号証の1～3）。
- ・以上によると、被告から「実費」（避難・帰宅等にかかる費用相当額）として賠償された総額77万7000円の賠償金のうち、原告番号185において実際に避難・帰宅等費用として生じたと考え得るのは最大で2万7260円（タクシ一代利用の場合の片道1万3630円の往復分）程度であって、その差額である74万9740円については明らかに過大な支払となっている。【実損害を超える賠償（発生していない費用に対する賠償）①：74万9740円】

### 【小括】

- ・以上のように、原告番号185が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、遅くともいわき市のグループホームに転居し、本件事故前と同様に1人

部屋でのグループホームでの生活を得た平成24年2月25日以降は平穏な生活を回復しており、いわき市平下荒川のアパートに転居し、1人暮らしをして友人を部屋に招く等していた平成25年12月1日以降にはなおさら平穏な生活を回復し避難生活を終了したものであるから、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（769万7000円）を超えるものではない。

- ・むしろ、原告番号185が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号185について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 186					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
186○	本人	○	62歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1027万2000円
特記事項					
<b>1. 本件事故から5日後には本件事故前から支援を受けていた社会福祉法人が 借り上げたアパートでの生活を開始し、以後も引き続き同社会福祉法人の支 援のもとで暮らしていること</b>					
<p>・原告番号186は、平成22年9月から本件事故当時まで、「希望の杜福祉会」が双葉郡楓葉町において運営する本件グループホームに単身で入居し、匂い袋などの小物を作って作業費用をもらうなどしながら生活を送っていたところ、本件事故の翌日である平成23年3月12日には同市内にある「希望の杜福祉会」の本部事務室に移動し、さらにその4日後の同年同月16日には「希望の杜福祉会」が借り上げた同市内のアパート（「ミズノハイツ」）での生活を開始し、同所において平成24年2月25日まで滞在した（原告準備書面（580）・3頁、原告準備書面（616）・2頁、訴状添付の「別紙（第10原告らの損害）原告番号34 猪狩ヨウ子」4～5頁）。</p> <p>・「ミズノハイツ」は「希望の杜福祉会」が借り上げたいわき市内のアパートであり、原告番号186は原告番号185（原告青木久恵）と共に「希望の杜福祉会の職員に導かれて集団で避難をしていたのであるから、原告青木と同様の避難経路を取っている」とされており、当該アパートには原告番号186や原告番号185以外にも「希望の杜福祉会」から支援を受ける施設利用者が入居していたことが窺われる（原告準備書面（580）・3頁、原告準備書面（616）・2頁）。</p>					
<b>2. 平成24年2月からは本件事故当時と同じく「希望の杜福祉会」が運営す るグループホームでの生活を開始し、避難生活を脱していること</b>					
<p>・原告番号186は、本件事故から1年足らずの平成24年2月からは、「希望の杜福祉会がいわき市に建てた仮設のグループホーム」での生活を開始した（原告準備書面（580）・3頁）。</p> <p>・仮設のグループホームに入居した後の生活について、「このグループホームに移転してからは、1人1部屋になり、住居の環境は改善された。」と述べるほか、仮設のグループホームが所在するいわき市内の「作業所」に通うことができるようになった（原告準備書面（580）・3頁、甲C186第1号証・4～5頁）。</p>					

### **3. 障害を有していることによる避難生活上の精神的苦痛等については賠償済みであること**

- ・原告番号186は、本件事故前から統合失調症を患っていたとし（ただし本件訴訟においてそのような事実を裏付ける客観的資料の提出はなされておらず、また、障害等級等についての具体的な主張もなされていない。）、本件事故当初の時期における統合失調症の薬の入手に関する苦労・不安や、「対人関係の構築が健常者に比べて困難」であることによる避難生活上の苦労等を主張する（原告準備書面（588）・2～3頁、訴状添付の「別紙（第10原告らの損害）原告番号34猪狩ヨウ子」・5頁）。
- ・しかしながら、原告番号186に対しては、精神的損害の名目のみでも合計910万5000円の賠償金がすでに支払われており、その中には「要介護者さま等への増額」分として支払われた合計58万5000円（平成23年3月から平成26年5月まで、月額1万5000円の増額）が含まれている（乙C186第1号証の2）。

### **4. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること（「実費」名目で明らかに過大な賠償がなされていること）**

- ・被告は原告番号186に対し、「実費」名目にて、総額114万7000円を賠償済みである（乙C186第1号証の2）（平成26年8月7日支払分59万2000円、平成27年4月21日支払分18万5000円、平成29年3月3日支払分37万円）。
- ・この「実費」名目での支払は、「帰宅・転居費用」「一時立入費用」「同一世帯内の移動費用」「検査費用（物）」「検査費用（人）にかかる交通費」等が一般的に発生し得ることを念頭に支払われているところ、原告番号186については、本件事故当初の避難実施も含め、「希望の杜福祉会」の援助を受けながら避難・移転をしており「帰宅・転居費用」が原告番号186本人による出捐として生じていないとみられ、また、本件事故時点において単身でグループホームに入居しており「同一世帯内の移動費用」は生じず、検査の実施に伴う費用の発生についても検査を受けたのは平成23年6月29日の一時帰宅の際のみであるとされ（原告準備書面（616）・3頁）、後述する一時立入のための費用と別途の費用は生じていない。
- ・この点、被告からの「原告猪狩による本件事故後の檜葉町への一時立ち入りの有無（仮に一時立ち入りを実施したことがある場合には、その時期及び一時立ち入り先）を明らかにされたい。」との求釈明（被告準備書面（425）・5頁）に対し、原告番号186は「本件事故前に居住していた檜葉町のグループホームに一時帰宅するために檜葉町に一時立ち入りをしたのは、2011（平成23）年6月29日の一時帰宅で生活に必要なものを取りに行った際と、2018（平成30）年3月にいわきの仮のグループホームが閉鎖されるにあたり、荷物の整理に帰宅した際の2回である」と述べる（原告準備書面（616）・2頁）。1回目の立ち入りを行ったとされる平成23年6月29日時点における原告番号186の居住地は「希望の杜福祉会」

が借り上げた同市内のアパート（「ミズノハイツ」）、2度目の立ち入りを行ったとされる平成30年3月時点での（檜葉町の町営住宅入居前の）原告番号186の居住地は「希望の杜福祉会」が運営するいわき市内のグループホームであり、一時立ち入りは「希望の杜福祉会」の援助のもとで行われた可能性が高く、原告番号186自身に費用負担が生じたことには疑義がある。さらに、仮に原告番号186が上記の2度の一時立ち入りに際しその費用を自ら負担した場合であっても、たとえばタクシーで移動した場合の費用としては、往復で合計6万0100円程度にとどまる（乙C186第4～7号証の2）。

- ・以上によると、被告から「実費」（避難・帰宅等にかかる費用相当額）として賠償された総額114万7000円の賠償金のうち、原告番号186において実際に避難・帰宅等費用として生じたと考え得るのは最大で6万0100円（タクシー利用の場合）程度であって、その差額である108万6900円については明らかに過大な支払となっている。**【実損害を超える賠償①（発生していない費用に対する賠償）：108万6900円】**

### 【小括】

- ・以上のように、世帯番号186の原告が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、本件事故直後から「希望の杜福祉会」の支援を受けつつグループホーム等で生活することにより平穀な生活を取り戻していることに加え、上記のように108万6900円もの実損害を超える賠償がなされているのであって、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（1027万2000円）を超えるものではない。

世帯番号 187						
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額		
187-1	夫	29歳	南相馬市小高区 避難指示解除準備 区域	2億5280万6472円		
187-2	本人	○ 26歳				
187-3	子	1歳				
187-4	子	(未出生)				
訴外1	夫の父	62歳				
訴外2	夫の母	60歳				
訴外3	夫の祖母 (H27.6.1死亡)	83歳				
特記事項						
<b>1. 平成28年3月12日には賠償金を原資として新居を取得し移住を完了していること</b>						
<p>・原告番号187-1ないし原告番号187-4は、被告が支払った住居確保費用に係る5956万0529円の賠償金を原資として（乙C0第1号証の2、乙C187第1号証の2、乙C187第21号証の1~3、乙C187第22号証の1~3）、平成28年3月12日、茨城県ひたちなか市はしかべの土地（地積276.88m<sup>2</sup>）を取得して住宅を新築したうえで同所に移住した（原告ら準備書面（586）・7頁、乙C187第19号証の1、乙C187第20号証の1、乙C187第20号証の2）。</p> <p>・茨城県ひたちなか市はしかべの住宅は2階建ての戸建で、床面積127.13m<sup>2</sup>であり（乙C187第20号証の2、建物の外観につき乙C187第28号証）、原告番号187世帯が4名で居住するにあたって十分な広さであったといえ（そうであるからこそ、原告番号187世帯は当該住宅に、現在まで約7年もの間居住している）、その他、原告番号187-1が外構工事を実施する等、生活を充実させるための設備が追加されている（乙C187第19号証の1・7頁、同29頁）。</p> <p>・茨城県ひたちなか市はしかべの住宅の周辺には、徒歩圏内にコンビニエンスストア、食料品店、歯科医院、耳鼻科医院が、車で10分圏内にスーパーマーケット、JR常磐線・ひたちなか海浜鉄道勝田駅（乙C187第29~34号証）があり、原告番号187世帯が本件事故当時居住していた住居と比較して、利便性が高く、住環境が向上している。</p> <p>・茨城県ひたちなか市はしかべの住宅に転居して以降、現在に至るまで、約7年強の期間を過ごしている中で、原告番号187-3及び原告番号187-4については、通常通りの学校生活を送り、学校の友人と公園で遊んだり、家でゲームやおもちゃなどで遊んだりする等、通常の小学生と同様の交流をする社会生活を送っている（原告ら準備書面（600）・3頁）。</p>						

- ・以上より、原告らは、茨城県ひたちなか市はしかべの住宅に移転して以降、本件事故当時の住宅より利便性の高い立地にある十分な床面積を有する住宅において、通常の生活を送り、本件訴訟においても本件事故に起因する生活上の不便等、避難生活による精神的損害を基礎付ける事実につき客観的には何ら具体的に主張立証していないことから、同所に移転した平成28年3月12日の時点で、移住を完了し、避難生活を終了させたとみるべきである。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること（住居確保費用の賠償）

- ・被告は、世帯番号187に対し、不動産の財物損害に対する賠償として、8310万0187円（土地3479万8461円、建物3739万2670円、構築物・立木等874万8240円）を支払った（乙C0第1号証の2、乙C187第1号証の2、乙C187第2号証～乙C187第18号証）。これに加え、住居確保費用に係る賠償金として、移住先住居の取得費用5956万0529円を支払った（乙C0第1号証の2、乙C187第1号証の2、乙C187第21号証の1～3、乙C187第22号証の1～3）。世帯番号187はこれらの賠償金を原資として、上記「1」において述べた茨城県ひたちなか市はしかべの住宅を取得した。
- ・住居確保費用は、財産的損害の額を超えて、新規の資産取得のための費用を支払うものであるから、その全額（5956万0529円）が実損害を超える賠償である。【実損害を超える賠償（新規資産の取得費用の賠償）：5956万0529円】

### 【小括】

- ・以上のように、原告番号187－2が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、原告らは、茨城県ひたちなか市はしかべの住宅に移転した平成28年3月12日の時点で移住を完了し、避難生活を終了したものであるから、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告による既払金（2億5280万6372円）を超えるものではない。
- ・むしろ、世帯番号187が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、世帯番号187について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 189

原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額
189-1 ○	本人	○ 48歳	南相馬市小高区 避難指示解除準備 区域	2億3159万9467円
189-2	母	71歳		
189-3	弟	46歳		
訴外1	祖父 (H25.1 .9死亡)	75歳		

特記事項

1. 既払金を超えた損害が発生していないこと

(1) ふるさと喪失慰謝料について

- 原告らは、原告ら準備書面（554）において、「原告由里子らは、小高スーパーを中心に築いてきた濃密で豊かな地域との関係を全て失った」（第4・3（5の誤記と思われる）（2）、10）などと主張している。
- しかしながら、原告番号189-1は、南相馬市地域協議会の小高区の委員として地域の復興についての議論に参加し（乙B第249号証）、小高商工会女性部に参加して、「小高浮舟ふれあい広場」で開設されている「交流カフェ」の運営に携わり（乙B第251号証）、平成27年8月1日の時点で既に地元の方や全国から来た方の交流の場になっていた「交流カフェ」（ひまわりカフェ）に関して、「最近とみに居場所の大切さを感じています。・・そうした時に話しができる仲間がいるカフェの存在は大きいです。カフェは、お客様だけでなく私たちスタッフの心の拠り所にもなっています」と語り、女性部約70名のうちの「動けるメンバー」として運営に携わっている（乙B250号証・3頁）。
- このように、原告番号189-1は、自らの活躍の場を見つけて地域振興のために貢献し、地元の仲間との交流を回復し、心の拠り所も見つけているのであって、「原告由里子らは、小高スーパーを中心に築いてきた濃密で豊かな地域との関係を全て失った」などという主張が認められる余地はない。
- また、少なくとも原告番号189-1が上記のような状況である以上、原告本人尋問が行われておらず、陳述書も提出されていない原告番号189-2及び原告番号189-3についても、「小高スーパーを中心に築いてきた濃密で豊かな地域との関係を全て失った」などという主張が認められる余地はない。
- なお、原告らが「ふるさと喪失」に関する事情の一つとして主張する相馬野馬追の野馬懸については、田中由里子（原告番号189-1）が本人尋問で認めたとおり（原告番号189-1の尋問調書15頁）、既に再開されている。

(2) 避難生活に係る慰謝料について

- ・原告らは、原告ら準備書面（554）において、「家族が離れ離れに生活せざるをえなかつた精神的苦痛」（第3・6）を主張していたが、求釈明に対する回答によれば、離れ離れになったのは、平成23年3月16日から同月26日という東日本大震災直後の11日間のみとのことである。
- ・また、原告番号189-2が自転車で一人での外出ができなくなつたという点についても、求釈明に対する回答によれば、「生活費の不安があり、自転車1つ購入することについてもためらわれた」とのことであるが、原告番号189の世帯は総額2億2377万3307円の賠償金を受領済みである。なお、被告は、原告番号189の世帯に対して、平成23年8月までに220万円の仮払を行っているほか（乙C189第1号証）、家財については、定額490万円に高額家財としてピアノ分20万円を加えた合計510万円の賠償を行っている（乙C189第29号証）。
- ・さらに、訴外亡田中利治の透析の時間が本来は4時間必要であるところ3時間で終了されたという主張についても、それまで通院してきた医療機関（小野田病院）やその後通院をした茨城県水戸市の医療機関（城南病院附属クリニック）の判断について、被告に帰責する理由が不明である。また、訴外1は、通院証明書（乙C189第13号証の1・21頁以下）によれば、平成23年3月28日から平成25年1月9日までの654日間（93週と2日）に304回、週3回を超えるペースで城南病院附属クリニックへの通院をしており、同クリニックが茨城県水戸市に所在することからも、医療資源の逼迫が原因で4時間の透析ができなかつたという点には疑義が残る（少なくとも本件事故との関連性は不明である。）ほか、頻繁に通院を行い医学的判断のもとに透析治療が行われている以上、治療自体に不足や問題があつたとも認め難い。なお、訴外亡田中利治は本件事故前から透析を受けていたが、本件事故によって悪化した旨の主張を受けて、当時の原告番号189の世帯の避難先の住所と城南病院附属クリニックとの間は、道のりで1.5キロメートル（徒歩18分、自動車4分）程度の距離にあつたものの、被告は1回の通院当たり5000円の交通費と4200円の慰謝料（平成24年6月以降の交通費は実費相当額）を支払っている（乙C189第13号証）。
- ・このように、原告らが原告ら準備書面（554）で主張した避難生活に係る慰謝料に関する事情は、いずれも実態と乖離した主張か、本件事故との関連性が認められない事情と言わざるを得ず、あるいは中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準によって既に勘案済みの事情であつて、既に一人当たり850万円以上、総額3500万円近い精神的損害に対する慰謝料を受領し、さらに家財への補償・通院慰謝料等を受領済の原告番号189の世帯に追加の賠償金を支払う根拠にはなり得ない。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### (1) 小高スーパーへの賠償額が実損害を超えるものであること ア 保有資産に対する賠償

- ・被告は、小高スーパーに対して、車両、償却資産、建物、建物附属設備等の資産に対する賠償金として、2373万2524円の賠償金を支払っている（乙C189第45～47号証の各1～3、乙C189第48号証）。
- ・これに対して、第36期決算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）（乙C189第38号証の1・70頁）によれば、平成23年3月31

日時点の小高スーパーの総資産は2047万4904円に過ぎず、ここから現預金、出資保証金及び保険積立金という本件事故による影響を受けない資産を除けば、小高スーパーが同時点で保有していた資産は、簿価1808万6334円であった。そして、建物、建物附属設備、器具・備品等の資産価値（時価）が、取得原価から減価償却をして得られた簿価を下回るのが通例であることを踏まえれば、時価は簿価である1808万6334円をさらに下回る額だったことも明らかである。

- したがって、被告は、小高スーパーに対して、保有していた資産の時価を大幅に上回る賠償を行ったことになる。

#### イ 逸失利益の賠償

- 被告は、小高スーパーに対して、逸失利益に対する賠償として、1357万7166円の賠償金を支払っている（乙C189第38～44号証の各1～3）。
- しかしながら、小高スーパーは、第34期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）、第35期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）、第36期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）において、毎期約340万円から約600万円の当期赤字を継続的に計上しており（第34期につき乙C189第38号証の1・93頁、第35期につき乙C189第38号証の1・88頁、第36期につき乙C189第38号証の1・70頁）、このような支払は、事業収益として期待できる額を明らかに超えたものである。
- しかも、このような賠償は、原告番号189の世帯に対する報酬・給与等に係る月額60万8334円相当の賠償金の支払とは別に行われたものであり、その意味でも実損害を超える額の賠償が行われている。

#### （2）原告番号189の世帯等に対する賠償額が実損害を超えるものであること

##### ア 地震による被害がないものとして賠償が行われたこと

- 原告番号189-2は、直接請求手続において建物の財物賠償を受けるに当たり、請求書類の「賠償金ご請求書①（所有資産確認用）」（乙C189第49号証・32頁）で、本件自宅の地震・津波の損害状況について、「損害なし」にチェックを入れて申告しており、この申告に基づいて、被告は、実査等を行うことなく、当該建物の時価評価額として、避難指示の期間に応じ72分の65相当の賠償金3083万3162円を、地震・津波の損害に基づく減価をすることなく、支払っている。
- ところが、本件自宅は、「東日本大震災のため（地震）」被災しており、被害の程度は「半壊」とされていた（乙C189第17号証の1・21頁）。この点について、原告番号189-1は、原告本人尋問において、東日本大震災によって本件自宅がかなり揺れたことを認めた上で、「御自宅は、この震災で全壊になったり半壊になったりとかはしましたか。」という質問に対して「半壊でした。」と答えており、本件自宅が東日本大震災によって、半壊になっていたことを明確に認めている（原告番号189-1の尋問調書16頁）。なお、原告番号189-1、同189-2及び訴外1は、本件地震により、本件事故当時居住していた本件自宅がかなり揺れ、「半壊」となる

被害を受けており（乙C189第17号証の1・21頁、原告番号189-1の尋問調書16頁）、本件地震によって相当程度平穏な生活を害されていた状態であったと考えられる。

- したがって、本件自宅に関して原告番号189の世帯に支払われた賠償金合計3083万3162円のうち20パーセント相当額である616万6632円について、本件事故に起因する損害であるとは本来認められない賠償金が支払われたことは明らかである上、原告番号189-2が所有するその他の建物についても、同様に本件事故に起因する損害と認め得る額を超えた賠償金が支払われた可能性が高い。【実損害を超える賠償①（事実と異なる申告）：616万6632円】

#### イ 給与の増額がなされていたものとして賠償が行われたこと

- 平成22年において、小高スーパーから原告番号189の世帯が得ていた報酬・給与等は総額で月額35万円に過ぎず（原告番号189-1につき乙C189第14号証の1・52頁以下、原告番号189-2につき乙C189第22号証の1・48頁以下、原告番号189-3につき乙C189第4号証の1・23頁）、被告が総額で月額60万8334円の就労不能損害に係る賠償金を支払ってきたことは（原告番号189-1につき乙C189第14号証の1~3、乙C189号証第27号証の1~3、原告番号189-2につき乙C189第22号証の1~3、乙C189第26号証の1~3、原告番号189-3につき乙C189第4号証~第7号証の各1~3、乙C189第16号証の1~3、乙C189第24号証の1~3、乙C189第28号証の1~3、訴外1につき乙C189第15号証の1~3）、それ自体、実損害を超える賠償金が支払われたことになる。
- 被告が、このような支払に応じたのは、原告番号189-1については小高スーパーから平成22年3月から平成22年12月分まで月額15万円、平成23年1月及び2月分については月額20万円の基本給を得ていた旨の申告がなされ（乙C189第14号証の1・54頁）、かかる申告によれば当該期間の平均基本給が月額15万8334円となったためであり、また、原告番号189-2については平成22年3月から平成22年12月分までの給与額は月額5万円であったものの、平成23年1月及び2月分についてはこれが月額15万円に増額されていた旨の申告がなされ、その申告に合致する資料が提出され（乙C189第22号証の1・51頁）、さらに、訴外1についても、逝去後、原告番号189-2から、事故がなければ月額15万円の収入が得られたはずであるとして請求されたためである（乙C189第15号証の1・13~14頁）。
- しかしながら、本件事故前、現実には訴外1に対する報酬・給与等の支払はなされておらず、原告番号189-1及び原告番号189-2の平成23年1月分及び2月分の給与の増額もなされていなかったことが明らかであることは、被告準備書面（400）・第5の2（21~23頁）において詳述したとおりである。
- したがって、被告から原告番号189-2に支払われた総額720万0600円の就労不能損害に係る賠償金のうち480万円（（15万円-5万円）×48か月）、原告番号189-1に支払われた総額760万32円の就労不能損害に係る賠償金のうち40万0032円（（15万円8334円-1

5万円) × 48か月)、訴外1に支払われた総額345万円の就労不能損害に係る賠償金の全額(以上、3名分合計865万0032円)について、原告番号189の世帯による事実と異なる申告によって、本来認められるべき損害額を超える賠償金が支払われたことが明らかであるが、このうち、原告番号189-1及び同189-2の計520万0032円(480万円+40万0032円)については、所得証明書(原告番号189-1につき乙C189第14号証の1・55~56頁、原告番号189-2につき乙C189第22号証の1・54頁)に記載された所得金額との関係から実損害を超えることが特に明白である。【実損害を超える賠償②(事実と異なる申告) : 520万0032円】

#### ウ 小高スーパーから原告番号189-2に賃料が支払われていたものとして賠償が行われたこと

- 被告は、小高スーパーが原告番号189-2に対して月額10万円の賃料を現実に支払ったという同社からの申告を前提として、少なくとも平成23年9月分から平成27年2月分までの間、月額10万円の賃料相当の賠償金を小高スーパーに対して支払ってきた(乙C189第39号証の1・38頁、乙C189第43号証の1・36頁等)。また、将来分として24か月分相当額の支払も行っており(乙C189第44号証)、総額は少なくとも660万円となる。
- しかしながら、被告準備書面(400)・第5の3(23~25頁)において詳述したとおり、小高スーパーが原告番号189-2に対して賃料を支払ってきたとの事実の根拠として小高スーパーから直接請求手続において提出された賃貸借契約書(乙C189第39号証の1・72~73頁)は、平成25年1月9日に訴外1が逝去した後に、被告への賠償金の請求に当たり、平成22年4月1日にバックデートした形で本件賃貸借契約書が作成され、その際に賃貸人及び賃借人の記載をバックデート時点の事実に基づいて記載してしまったと考えざるを得ない。
- したがって、被告から小高スーパーを通じて田中祐子(原告番号189-2)に支払われた総額660万円以上の賃料相当の賠償金から、小高スーパーの第35期決算書(平成21年4月1日~平成22年3月31日)に記載された賃料9万2000円(乙C189第38号証の1・88~89頁)を基準にした場合の賃料50万6000円(9万2000円÷12×(42か月+2年相当))を控除した609万4000円について、小高スーパー及び原告番号189の世帯が事実と異なる申告を行うことで、実損害を超える賠償金が支払われたことは明らかである。【実損害を超える賠償③(事実と異なる申告) : 609万4000円】

#### エ 訴外1の死亡後も精神的損害に対する賠償が行われていること

- 被告は、原告番号189の世帯に対し、訴外1に係る平成30年3月まで分精神的損害として合計898万円を賠償している(乙C189第1号証の2)。
- しかしながら、訴外1は、平成25年1月9日に逝去している(原告ら準備書面(554)・1頁)。

- ・平成25年1月に死亡している以上、死亡後においては精神的苦痛が発生しないところ、このような避難慰謝料については、法律上の認められる賠償額以上のものを受領しているものといえる。【実損害を超える賠償④（死亡後の避難慰謝料の賠償）：620万円】

#### 【小括】

- ・以上のように、原告番号189らが述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（2億3159万9467円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告番号189の世帯が請求・受領した賠償金の中には、事実と異なる申告に基づく実損害を超える賠償等が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号189らについて、既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 190				
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額
190-1	夫	38歳	双葉郡楓葉町 避難指示解除準備 区域	1億1343万8959円
190-2	本人	○ 35歳		
190-3	長男	4歳		

**特記事項**

**1. 本件事事故後の生活の平穏が徐々に回復されたこと**

- 原告番号190-1は、昭和47年8月13日に東京で生まれ、東京で育ち、平成16年4月に原告番号190-2と婚姻して婿養子となり、楓葉町に居住するようになったものであり、楓葉町での居住期間（7年弱）より東京都での居住期間（31年）の方が長く、本件事事故当時も里帰りする実家は東京都武藏野市にあったものである。
- 遠藤氏世帯においては、原告番号190-1及び原告番号190-3が平成23年3月12日に原告番号190-2が避難していたいわき市の原告番号190-2の実妹の自宅に合流して生活するようになったものの、同月26日以降、少なくとも平成30年1月まで、原告番号190-1及び同190-3は、原告番号190-2と別離して東京都内（原告番号190-1の実家やその近くのアパート）での生活を継続することになった（準備書面（583）・3～5頁）。
- しかし、いわき市は、避難指示対象区域にも指定されておらず、むしろ、避難指示区域からの避難者らを受け入れるなどしており、本件事事故後、早期に復興していた客観的状況からすると、いわき市で原告番号190-2が原告番号190-3及び原告番号190-1と生活することについて本件事事故を理由に断念せざるを得なかったと評価することはできない。
- また、原告番号190-2は、平成23年5月頃に借り上げ住宅と認定してもらった上で家賃の負担のない形でいわき市に居住ができたことから、原告番号190-3及び原告番号190-1も同様の手段を利用して家賃負担のない形でいわき市に居住が可能であったというべきである。実際、遠藤氏世帯は周囲から「いわき市で一緒に暮らせばよいのではないか」と言われていたことも認めている（訴状別紙）。
- そのような中でも、原告番号190-3及び原告番号190-1が同人の実家がある東京都武藏野市での生活を継続したのは、同市において、同190-3が「野球好きで、泥だらけになる服の洗濯に追われる日々だった」（乙C190第13号証）「避難先の学校が楽しくて仕方ない。仲の良い友達がたくさんきて『武藏野の学校を転校したくない』」（乙C190第7号証）と述べるほど充実した生活を送ることができていたことを踏まえたものであったことが明らかとなっている。原告番号190-1及び同190-3が平成24年10月に転居する際、同190-2が生活するいわき市ではなく、同じ東京都武藏野市内で転居することを希望したこと、同月頃のいわき市の客観的状況に鑑みれば、東京都での生活継続が本件事事故により余儀なくされたものとは認められず、また、東京都での生活がいわゆる避難生活と

は異なる実情にあったことを窺わせる事情の一つである。なお、こうした実情にある中でも、被告は、遠藤氏世帯に対して、平成24年10月分から平成30年3月分までの東京都内のアパートの家賃相当額である468万4620円を賠償しており（乙C190第8～12号証の1、2）、遠藤氏世帯は本件事故による実損害を超える過剰な賠償を受領しているものである。

- ・原告番号190-3は、檜葉町に戻ってからも野球を通じて自己肯定感を充足させ、野球の技術を向上する機会を得ていた様子は、以下の事情からも窺われる。

すなわち、原告番号190-3は、平成30年6月23日に、檜葉町の「S O S O . R ならはスタジアム」で開催されたプロ野球独立リーグ・B C リーグの公式戦をバックネット裏で家族と観戦している。この際に、原告番号190-3は、「野球が好きなので、檜葉の球場で見られてうれしい。プレーも迫力があってすごかった」と喜んでいた。」と述べている（乙C190第14号証）。

- ・また、原告番号190-3は、平成30年12月17日に檜葉町出身のプロ野球選手赤間謙選手（横浜D e N A ベイスターズ所属）の講演会が行われ、赤間選手とキャッチボールをしてもらい、「キャッチボールの時緊張したけど、よい思い出になりました。」などと感想を発表するなどしている（乙C190第15号証）。
- ・なお、原告番号190-1は、当初原告番号190-1の就業状況について原告番号190-1の両親が東京都武蔵野市で蕎麦屋を営業しているのを手伝っていたものの食事の現物支給のみの無給で、他に仕事をするのも困難であった旨主張していたが（原告ら準備書面（583）5頁）、被告が、原告番号190-1が東京都での生活中に回転ずし店で勤務していたことを示す乙C190第13号証を証拠提出したところ、原告らは、原告番号190-1は、東京都で生活していた際、確かに実家の手伝い以外にアルバイトを行っていたことを認めるに至った（原告ら準備書面（608）3頁）。もっとも、原告番号190-1が給与収入を受領していた時期については、就労不能損害の賠償期間（平成26年3月～平成27年2月）は就労しておらず、平成29年1月～同年12月のみである上、給与明細等については破棄してしまって現存していない旨を主張している（同3頁）。
- ・しかしながら、給与収入を受領していた時期は平成29年1月～同年12月のみであるとする点については、就労不能損害の賠償期間が「2014年3月～2015年2月までの1年間」であることを前提として、同賠償期間は就労していなかったなどと主張するが、実際の同賠償期間は平成23年3月分から平成27年2月分までの合計978万5124円であるから（乙C190第1号証の1、乙C190第4号証の1参照、乙C190第16号証の1～2、乙C190第4号証の1～2、乙C190第17号証の1～2、乙C190第18号証、乙C190第19号証の1～2、乙C190第20号証の1～2、乙C190第21号証の1～2、乙C190第22号証の1～2、乙C190第23号証の1～2）、そもそもの前提に誤りがある。

この点を描いても、原告番号190-1が東京都での生活中に給与収入を得ていたのは平成29年1月～同年12月のみであるとする原告らの主張は、原告番号190-1が当時朝日新聞の取材に対して応えた内容（乙C190第12号証）と明らかに異なる。すなわち、同記事には「調理師の遠藤さん

は回転すし店で働きながら、1人で長男を育ててきた。7年が過ぎ、長男は小学生に。」とあり、原告番号190-3が小学校に入学した平成25年4月を含む東京都での生活中、原告番号190-1は回転すし店で働きながら、同190-3を育ててきたことが記載されている。平成28年12月まで働いていなかつたとすれば、およそあり得ない内容の記事となっている。同記事は、本件訴訟とは何ら関係のない機会において、業務として反復継続的に新聞記事を執筆掲載する朝日新聞社の記者等が、原告番号190-1に取材した内容をまとめ、事実（取材内容）に誤りがないか校閲した上で、全国紙である同社の記事として報道されたものであることがその内容から自明であることからも、原告番号190-1が東京都での生活中に給与収入を得ていたのは平成29年1月～同年12月のみであるとする原告らの主張内容は、取材当時の原告番号190-1の供述内容と明らかに矛盾しており、信用性に欠けるものと言わざるを得ない。

- ・原告らは上記のとおり信用性に欠ける内容を主張するのみで、就労不能損害の賠償の受領当時の非課税証明書すら提出しない。原告番号190-1の就労不能損害の賠償名目で支払われた上記978万5124円については、実損害を超える過剰な賠償となっていることが推認されるというべきである。
- ・一方で、原告番号190-2については、職業生活を喪失することなく、一貫して本件事故前と同じいわき市内にある職場での勤労を継続しており、平成23年5月以降については、同じいわき市内には原告番号190-2の実妹が居住しているなど親族関係の交流も確保できる環境で、上記のとおりいわき市内で家賃負担のない生活を送っていたことが認められる（甲C190第1号証・3～6頁）。
- ・これらの遠藤氏世帯にかかる個別事情等に鑑みれば、平成23年5月時点のいわき市における借り上げ住宅への転居後には遠藤氏世帯において平穏な生活を回復できる状況にあったのであり、遅くとも楓葉町の自宅がある地域の避難指示が解除された平成27年9月5日以降における生活については精神的損害が発生する避難生活と評価することができない。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### （1）家賃相当額の賠償について

- ・被告は、遠藤氏世帯に対して、平成24年10月分から平成30年3月分までの東京都内のアパートの家賃相当額である468万4620円を賠償している（乙C190第8～12号証の1、2）。
- ・平成24年10月頃のいわき市の客観的状況に照らしても、同月以降、原告番号190-1及び同190-3が東京都での生活を継続する必要性が主張立証されているものとは認められず、かえって、本件事故以外の事情により東京都での生活継続を希望していたことが明らかになっていることからすれば、遠藤氏世帯は、本件事故による実損害を超えて、被告による上記家賃相当額である468万4620円の賠償金を過剰に受領しているといえる。
- ・このような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。

### （2）生命・身体的損害の賠償について

ア 原告番号190-3は、本件事故後、マイコプラズマ肺炎・急性気管支炎・急性咽喉頭炎と診断され、これらの疾病の原因について「現集団（保育園）の中でマイコプラズマ感染症の流行あり。感染されたと思われます。」との指摘を受けている（乙C190第2号証）。そして、実際に、これらの疾病は通院証明書上も避難との因果関係が「不明」とされており（乙C190第3号証）、本件事故との相当因果関係は認められないにもかかわらず、被告は、原告番号190-3のかかる疾病的慰謝料及び通院交通費に対して18万7600円の生命・身体的損害の賠償を実施しており（乙C190第4号証の1、乙C190第4号証の2）、これはその全額が本件事故による実損害を超える賠償となっている。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償（可能性）①（因果関係不明の疾病に係る賠償）：18万7600円】

イ 原告番号190-3は、急性扁桃腺炎及びアレルギー性鼻炎についても、通院証明書上、避難との因果関係が「不明」とされており（乙C190第5号証）、本件事故との相当因果関係は認められないにもかかわらず、被告は、この疾病にかかる慰謝料及び通院交通費に対しても、1万9440円の生命身体的損害の賠償を実施しており（乙C190第6号証の1、乙C190第6号証の2）これはその全額が本件事故による実損害を超える賠償となっている。

以上のような支払がなされていることは、精神的損害の評価・算定において十分に考慮される必要がある。【実損害を超える賠償（可能性）②（因果関係不明の疾病に係る賠償）：1万9440円】

### 【小括】

- 以上のように、平成23年5月時点のいわき市における借り上げ住宅への転居後には遠藤氏世帯において平穏な生活を回復できる状況にあったのであり、遅くとも檜葉町の自宅がある地域の避難指示が解除された平成27年9月5日以降における生活については精神的損害が発生する避難生活と評価することができず、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（1億1343万8959円）を超えるものではない。
- むしろ、原告番号190が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号190について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

## 第2 旧緊急時避難準備区域の原告らの損害について

### 1 総論

#### (1) 侵害の内容・程度

「被告準備書面（392）」等において述べたとおり、旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の1か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域（緊急時避難準備区域）であって、そのような指示のもとで生活をすることにより日常生活上の行動に事実上一定の制約が生じたとみられるものの、従前の居住地における生活基盤からの隔絶を強制されたものではなく、居住や立入についても制約が課されておらず、また、健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来はない。区域の指定がなされた期間 자체も平成23年9月30日までと、本件事故後約6か月半の期間にとどまっており、政府により避難指示がなされた区域のように長期化したものではない。

#### (2) 利益侵害が継続したと考え得る期間

旧緊急時避難準備区域においては、本件事故直後から市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており、また、本件事故後一時停止していた教育機関、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関も区域の指定解除の前後を通じて順次再開し、そのような実情は新聞や広報誌、インターネット等を通じて周知されていたことから、旧緊急時避難準備区域においては現に相当数の住民が自主的な避難を選択することなく居住を継続していた上、区域の指定解除後はその多くが元の居住地に帰還している。

このように、同区域においてはそもそも健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来がなかったことに加え、区域の指定解除後は、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことすらも求められなくなったものであり、このような経緯を踏まえると、遅くとも平成23年9月末を越えて、同区域での平穏な生活が阻害された状況が継続したとは評価できず、また、同区域からの避難の実施を選択した者が帰還のために必要な期間を考慮したとしても、遅くとも平成24年8月末を越えて損害の発生を認めることはできない。

### **(3) 自主賠償基準に基づく賠償の十分性**

旧緊急時避難準備区域区域の居住者に対しては、各種の財産的損害の賠償に加えて、日常生活阻害慰謝料として1人当たり180万円の賠償を実施しているほか、第五次追補を踏まえ、生活基盤変容による慰謝料として50万円を訴訟外において賠償する方針としている（以上合計で230万円）。

## **2 個別事情**

以下に記載する個別事情に照らせば、いずれの原告についても、被告が第五次追補を踏まえた自主賠償基準に基づき支払予定の金銭を超える損害は認められない。

世帯番号 112				
原告番号 (○ : 尋問 実施)	続柄 (○ : 陳述書 作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所 の避難区分等	世帯の既払賠償額
112-1	夫 (H30.6. 12 死亡)	72歳	田村市都路町 旧緊急時避難準 備区域	1938万3960円
112-2	本人 (H30.12 .9 死亡)  ○ (※)	62歳		
特記事項				
※ 亡原告番号 112-2 の陳述を録取し原告代理人が作成した平成 29 年 6 月 22 日付「陳述録取書」(甲 C 112 第 1 号証)				
<b>1. 原告らの元居住地は政府による避難指示の対象とはされていないこと</b>				
・原告番号 112 の世帯の本件事故時の居住地は、本件事故後、政府による避難指示の対象とはされず、緊急時避難準備区域の指定を受けたにとどまっている。旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の 1 か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、政府の指示により避難を余儀なくされたものではない。また、区域の指定後も立ち入りにはなんらの制限がない。健康被害への懸念を生じさせるような程度の放射性物質の飛来はなく、緊急時避難準備区域の指定も平成 23 年 9 月 30 日をもって解除されている。旧緊急時避難準備区域の一般的な状況等については、被告準備書面 (392) において詳述したとおりである。				
<b>2. 本件事故後の生活の平穀が回復されたこと</b>				
・原告番号 112 の世帯は、本件事故当時は田村市都路町の自宅で夫婦 2 名で生活しており、本件事故後、平成 23 年 3 月 12 日から船引町にある亡原告番号 112-2 の妹自宅での滞在を経て、同月 15 日から同年 4 月末まで亡原告番号 112-2 の母の妹が借りてくれた埼玉県幸手市のアパートで暮らしていた(甲 C 112 第 1 号証・4 頁、乙 C 112 第 1 号証の 2・1 頁、乙 C 112 第 1 号証の 3・1 頁)。同アパートは、1 階に 6畳が 2 部屋、2 階に 10 畳が 1 部屋という広さであり(甲 C 112 第 1 号証・4 頁)、その際は訴外亡原告番号 112-1 と亡原告番号 112-2 の養子も同所に暮らしていたが(原告ら準備書面 (565)・11 頁)、3 名で暮らすにも十分な広さを備えた場所であったといえ、原告番号 112 の世帯は、移動開始から約 3 日後には、十分な広さと一定のプライバシーが保たれた空間での生活を再開させている。				
・その後、原告番号 112 の世帯は、同年 5 月 1 日から同月 9 日頃までの約 10 日間、自宅に戻った後(乙 C 112 第 1 号証の 2・1 頁、乙 C 112 第 1 号証の 3・1 頁)、同年 5 月 10 日から同年 8 月 6 日までは田村市常葉町の旅館に滞在した。常葉町の旅館は温泉旅館で、かつ毎日二食が付いたもので				

- あり（甲C 112第1号証・4～5頁）、自宅は当然として、当該旅館においても、原告番号112の世帯は平穏な生活を送っていたものと言える。
- ・そして、原告番号112の世帯は、同年8月6日に、船引町の仮設住宅に転居した。
  - ・船引町は、田村市役所が所在するほか、医療機関や商業施設も多く所在するなど、田村市の中心部にあたる地域である。そして、原告番号112の世帯が入居していた田村市船引町字寺ヶ入の船引第二運動場応急仮設住宅は、大型スーパーであるヨークベニマル・メガステージ田村店まで車で3分程度（乙C 112第34号証の1）、ファミリーマート船引東部台店まで車で2分程度（乙C 112第34号証の2）という距離にあり、また、車で10分以内の距離である1.5キロから3キロ以内に、JR船引駅、たむら市民病院、船引中学校、船引高等学校、郵便局、図書館などといった主要施設があるという（乙C 112第34号証の3～8）、船引町の中でも中心的な場所に位置しており、生活上の利便性が高い場所であった。
  - ・亡原告番号112－1は、本件事故前は腎臓の疾患の治療のために、都路町の自宅から船引町の大河病院（現在の名称、たむら市民病院）に、片道40分をかけて月2回の頻度で通院したということであるが（原告ら準備書面（556）・4頁、甲C 112第1号証・6頁、原告ら準備書面（565）・12頁、亡原告番号112－2の承継人の本人尋問調書（以下「本人調書」という。）23頁）、船引町の仮設住宅とたむら市民病院の距離は、車で5分程度であって（乙C 112第34号証の4）、頻度の高い定期的な通院の時間と負担が大幅に短縮されたといえる。
  - ・亡原告番号112－2は、本件事故前の平成20年に、右膝関節機能全廃にて身体障害4級と認定されており（乙C 112第21号証の1・9～11頁）、徒歩での移動や車の運転に相当な困難が伴っていたところ、どこかに移動するには基本的に自動車が必要となる都路町から（本人調書21頁）、上記のとおり各種施設から近い船引町に移動したことは、亡原告番号112－2の身体や移動の負担を軽減させるものであったと言える。
  - ・原告番号112の世帯は、都路町の自宅で犬を飼っており、自宅から離れた後は近所の人に世話を依頼する等して（このように、都路町から避難せずにそのまま暮らしていた住民は、原告番号112の世帯の自宅近くにもいたのである。）、船引町の仮設住宅で暮らし始めた平成23年8月に迎えに行き、仮設住宅で再度飼ったとのことであり（原告ら準備書面（556）・6頁、甲C 112第1号証・7頁）、仮設住宅での暮らしで、元からのペットとの触れ合いも取り戻している。
  - ・原告番号112の世帯の孫（訴外亡原告番号112－1と亡原告番号112－2の実子の子）も、郡山市の自宅から船引町の仮設住宅に遊びに来ていた（原告ら準備書面（556）・6頁、甲C 112第1号証・7頁）。
  - ・船引第二運動場応急仮設住宅に加えて、田村市船引町字源次郎の船引運動場応急仮設住宅の2か所の仮設住宅には、都路町の住民が数多く入居しており（乙B第254号証：『復興への道』〔田村市が平成25年3月に公表した資料〕）、その中には原告番号112の世帯の友人、知人等もいたであろうことは容易に推測でき。仮設住宅で暮らす者らの間では、元々の自宅におけるのと同じようなコミュニティが簡単に形成されたと推認しうる。

- ・このとおり、船引町の仮設住宅での暮らしは、特に山間部である都路町の自宅と比した場合に顕著であるが、買い物や通院といった生活の利便性が高く、また、孫や都路町の住民たち、飼い犬との触れ合いが保たれていたという面でも、原告番号112の世帯にとって、その暮らしは震災前と同程度に平穏なものであった評価しうる。
- ・以上のことから、原告番号112の世帯は、家族別離などもすることなく、本件事故後は移動開始から約3日後には埼玉県内のアパートにおいて十分な広さと一定のプライバシーが保たれた空間での生活を再開させ、平成23年5月1日から自宅又は温泉旅館に滞在し、同年8月6日には田村市船引町の仮設住宅に転居し、早期に平穏な生活を取り戻している。

## 2. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

### (1) 農業賠償

- ・本件事故前における原告番号112の世帯の農業による年間売り上げは34万9415円であったのに対して、経費も加算した年間所得はマイナス79万9138円と赤字であったが（乙C112第29号証の1・36頁）、被告は、原告番号112の世帯に対し、個人事業の休業損害名目にて合計578万7258円の賠償を実施し（乙C112第26号証、27号証の1～3、28号証の1～3、29号証の1～3、30号証の1～3、31号証の1～3）、さらに農業生産者団体を通じてさらに185万1940円の賠償を実施しているところ（乙C112第32号証）、これらの賠償金合計763万9198円は実損害を超える賠償である。【実損害を超える賠償①（農業所得が赤字であるにもかかわらず賠償）：763万9198円】

### (2) 生命・身体的損害

- ・亡原告番号112-1は、本件事故との因果関係が不明である疾病について、入通院慰謝料名目での合計47万8800円の賠償金及び入通院慰謝料以外の生命・身体的損害名目での合計15万2170円の賠償金を、それぞれ受領しており、また、亡原告番号112-2も、本件事故との因果関係が不明又は因果関係がない疾病について、入通院慰謝料名目での合計11万3400円の賠償金及び入通院慰謝料以外の生命・身体的損害名目での合計15万3192円の賠償金を、それぞれ受領している（乙C112第4号証の1～3、5号証の1～3、6号証の1～3、7号証の1～3、8号証の1～3、9号証の1～3、10号証の1～3、11号証の1～3、12号証の1～3、13号証の1～3、14号証の1～3、15号証の1～3、16号証の1～3、17号証の1～3、18号証の1～3、19号証の1～3、20号証の1～3）。これらの賠償金合計89万7562円は実損害を超える賠償である。【実損害を超える賠償②（可能性）（因果関係が無い又は不明な疾病に係る賠償）：89万7562円】

### 【小括】

- ・以上のように、原告番号112の世帯が述べる本件事故後の生活状況を踏まえても、本件事故後の移動から3日後には埼玉県内のアパートにおいて十分な広さと一定のプライバシーが保たれた空間での生活を再開させ、平成23年5月1日から自宅又は温泉旅館に滞在し、同年8月6日には田村市船引町

の仮設住宅に転居し、早期に平穏な生活を取り戻したものであり、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、被告の既払金（1938万3960円）を超えるものではない。

- ・むしろ、原告番号112の世帯の原告らが請求・受領した賠償金の中には、農業所得が赤字である中で、あるいは、因果関係が無い又は不明である中で支払われた実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みれば、原告番号112の世帯の原告らについて既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 144

原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事故 当時の年 齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償 額
144-1	長男	62歳	双葉郡広野町 緊急時避難準備区 域	1062万3433円
144-2	母	80歳		

特記事項

**1. 原告らの居住地は政府による避難指示の対象とはされていないこと**

- 原告らの本件事故時の居住地は、本件事故後、政府による避難指示の対象とはされず、緊急時避難準備区域の指定を受けたにとどまっている。旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の1か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、政府の指示により避難を余儀なくされたものではない。また、区域の指定後も立ち入りにはなんらの制限がない。健康被害への懸念を生じさせるような程度の放射性物質の飛来はなく、緊急時避難準備区域の指定も平成23年9月30日をもって解除されている。旧緊急時避難準備区域の一般的な状況等については、被告準備書面（392）において詳述したとおりである。

**2. 仮設住宅での生活を続ける必要性がなかったこと**

- 広野町にある原告番号144世帯の自宅は、市街地から離れた山間部にあり（乙C144第2号証）、買い物は広野商店街まで車で行く必要があり、病院には町民バスで移動するなど、利便性が高くない場所にあった（甲C144第1号証2～3頁）。
- 本件事故後の広野町の状況は、被告準備書面（218）及び被告準備書面（392）並びに両準備書面で引用した証拠で主張・立証したとおりであり、本件事故直後から市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており、緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月30日に先立って、各種の経済活動や市民活動が継続されている実情にあった。原告番号144世帯についても、広野町に戻りたくても戻れない状況にあったものではなく、平成23年3月12日以降、福島県いわき市の親戚宅等に滞在した後、原告番号144-1は平成23年8月頃には広野町の自宅に戻って生活するようになり、広野町の防災パトロールの仕事を従事するなどし始めた（訴状別紙（第10原告らの損害）2頁）。
- そうした中でも、原告番号144世帯は、平成23年11月頃、福島県いわき市の四倉町鬼越仮設住宅で生活するようになり、少なくとも平成28年頃までの長期間、広野町の防災パトロールの仕事を継続するなどしつつ、同仮設住宅での生活を続けた（原告ら準備書面（585）2頁）。

- ・広野町の自宅が所在する地域に対する緊急時避難準備区域の指定が解除された後になって同仮設住宅で生活するようになり、その後も長期間にわたって同所での生活を続けた理由については、何ら主張されていないが、同仮設住宅は、2DKと世帯2名が居住するに不足のないものである上、利便性が高くない山間部にある広野町の自宅とは異なり、徒歩圏内に駅、スーパー、飲食店、医療機関等があり、交通の便が良く、日常の買い物や通院の観点からも利便性が高い場所にある（乙B335号証）。
- ・原告番号144世帯に関しては、少なくとも、旧緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月30日より後の四倉町鬼越仮設住宅での生活について、精神的損害が発生する避難生活と評価することはできない。

### **3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること**

#### **(1) 知人・新駅宅への宿泊実費分の支払について**

- ・被告は、平成23年3月11日から同年10月23日までの間、神奈川県大和市の高野信吾氏宅に宿泊したものとして48万円（6万円×8か月）分の宿泊実費分の請求を受けて、同額の賠償金を支払っている（乙C144第5号証）。
- ・しかしながら、原告らの主張によれば、原告番号144世帯が神奈川県大和市に避難したのは、平成23年3月24日から同年8月ころまでとされている（原告ら準備書面（585）2～3頁）。被告は、原告番号144世帯の事実と異なる申告に基づいて、同世帯に対して、少なくとも12万円（6万円×2か月）の実損害を超える賠償金を支払っていることになる。【実損害を超える賠償①（事実と異なる申告に基づく賠償）：12万円】

#### **(2) 原告番号144-2の生命・身体的損害の賠償について**

- ・原告番号144-2の通院に関して支払われた、入通院慰謝料22万2600円及び通院実費4200円の合計22万6800については、医師の所見としても本件事故との因果関係が不明な傷病の通院に係るものである（乙C144第6号証の1～3、乙C144第7号証の1～3）。
- ・平成23年9月1日から同年11月30日までの期間の賠償請求にかかる通院証明書（乙C144第6号証の1・3頁）、平成24年6月1日から同年8月31日までの期間の賠償請求にかかる通院証明書（乙C144第7号証の1・2頁）とともに、病名は「高血圧症、変形性腰椎症、左変形性股関節症」、発症時期は「不明」、「避難との因果関係」も「不明」とされており、原告番号144-2が本件事故当時80歳と高齢であったことも考え合わせれば、これらの病気は、加齢に伴って本件事故前から発症していたものと考えられる。
- ・少なくとも、本件事故との因果関係の立証がない中で支払われた生命・身体的損害の賠償名目の既払金は、その全額が裁判であれば通常認められる額を超えている。【実損害を超える賠償②（可能性）（因果関係不明の疾病に係る賠償）：22万6800円】

### 【小括】

- ・以上のように、原告番号144世帯は、広野町の状況として、本件事故直後から市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており、各種の経済活動や市民活動が継続されている実情にあり、原告番号144-1も平成23年8月頃には広野町の自宅で生活するようになった中、同年9月30日には緊急時避難準備区域の指定が解除されたにもかかわらず、平成23年1月頃から四倉町鬼越仮設住宅で生活するようになり、少なくとも平成28年頃までの長期間、同仮設住宅での生活を続けたものである。その理由については何ら主張されていないが、同仮設住宅は、利便性が高くない山間部にある広野町の自宅とは異なり、徒歩圏内に駅、スーパー、飲食店、医療機関等があり、交通の便が良く、日常の買い物や通院の観点からも利便性が高い場所にある。少なくとも、旧緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月30日より後の四倉町鬼越仮設住宅での生活について、精神的損害が発生する避難生活と評価することはできず、本件事故により生じたと考え得る損害は既払金（1062万3433円）を超えるものではない。
- ・むしろ、原告番号144世帯が請求・受領した賠償金の中には、実損害を超える賠償が含まれており、このような事実に鑑みても、原告番号144世帯について既払金を超えて賠償されるべき損害を認める余地はない。

世帯番号 145					
原告番号 (○:尋問 実施)	続柄 (○:陳述 書作成者)	本件事 故当時 の年齢	本件事故時住所の 避難区分等	世帯の既払賠償額	
145 ○	本人	○	69歳	双葉郡広野町 緊急時避難準備区域	796万6355円
特記事項					
<b>1. 原告番号 145 の居住地は政府による避難指示の対象とはされていないこと</b>					
<p>・原告番号 145 の本件事故時の居住地は、本件事故後、政府による避難指示の対象とはされず、緊急時避難準備区域の指定を受けたにとどまっている。旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の 1 か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、政府の指示により避難を余儀なくされたものではない。また、区域の指定後も立ち入りにはなんらの制限がない。健康被害への懸念を生じさせるような程度の放射性物質の飛来はなく、緊急時避難準備区域の指定も平成 23 年 9 月 30 日をもって解除されている。旧緊急時避難準備区域の一般的な状況等については、被告準備書面（392）において詳述したとおりである。</p>					
<b>2. 原告番号 145 による避難の実施及びその継続と本件事故には因果関係がないこと</b>					
<b>(1) 区域指定の解除がなされた後になって仮設住宅に移転していること</b>					
<p>・原告番号 145 は緊急時避難準備区域の指定が平成 23 年 9 月 30 日をもって解除された後の同年 11 月 1 日になってから、いわき市四倉町所在の仮設住宅での生活を開始し、さらには広野町独自の避難指示が解除された平成 24 年 3 月 31 日を過ぎても同仮設住宅での生活を継続した上で、最終的には平成 30 年 4 月に広野町に所在する町営住宅に入居し現在に至る。原告番号がそのように長期にわたって広野町の自宅以外の場所での居住を継続したことをもって本件事故による避難が継続したものと評価することは相当でない。</p>					
<b>(2) 自宅に住めなくなったことは地震による自宅建物への被害によるものであること</b>					
<p>・原告番号 145 は緊急時避難準備区域の指定が解除された平成 23 年 9 月 30 日よりも後の同年 11 月 1 日になって、いわき市四倉町所在の仮設住宅での生活を開始し、さらには広野町独自の避難指示が解除された平成 24 年 3 月 31 日を過ぎても同仮設住宅での生活を継続したところ、その理由につき、同人は「広野町では、町による避難指示が 2012 (平成 24 ) 年 3 月 31 日に解除されていたが、広野町の原告の自宅は、避難生活で長い間留守にしてしまっていたため、床が腐ってもろくなってしまい、戸も開かず、雨漏りもして住めない状況になってしまっていた。」「広野町の自宅に戻らなかったのは、避難生活で長い間自宅を留守にしていたために、床が腐ってぶよぶよになり台所も恐くて歩けず、戸もあかず、雨漏りもして住めない状態となってしまっていたからです。」と主張する（原告準備書面（584）・4 頁、甲 C 145 第 1 号証・4 頁）。しかしながら、被告からの「東日本大震災の際の『地震』による</p>					

自宅家屋の損壊の有無・程度を明らかにされたい。」との求釈明に対し、原告らは「広野町の自宅建物は、東日本大震災の大地震により、全体的に曲がった状態となった。これは、建物の柱を石の上に建てている造りであったことが影響しているものと考えられる。このような建物の構造及び建物全体が曲がったことから、建物を取り壊す必要が生じた。」と回答している（原告準備書面（613）・4頁）。

- ・すなわち、原告番号145は本件事故の有無にかかわらず、（本件事故の発生以前に生じた地震による建物への被害によって）自宅での生活ができなくなつたものであって、他所への避難やそこでの生活の継続と本件事故との事実的因果関係が認められない。また、原告番号145はもともとは上述のように「広野町の自宅に戻らなかつたのは、避難生活で長い間自宅を留守にしていたために、床が腐ってぶよぶよになり台所も恐くて歩けず、戸もあかず、雨漏りもしして住めない状態となつてしまつてましたからです。」と述べるなど、本件事故に起因する管理不能によって自宅建物に損壊が生じたかのように主張していたものであるところ、被告からの求釈明に応じる形で「広野町の自宅建物は、東日本大震災の大地震により、全体的に曲がった状態となつた。

これは、建物の柱を石の上に建てている造りであったことが影響しているものと考えられる。このような建物の構造及び建物全体が曲がったことから、建物を取り壊す必要が生じた。」と認めるに至つたものであり、原告番号145が本件事故による被害を過大に主張していたことが窺われる。

- ・なお、上述のとおり、本件事故時の原告番号145の自宅が所在した広野町大字下北迫字新町36番4の宅地は、もともと原告番号145の夫の所有名義であったが、平成22年2月12日相続を原因として原告番号145の長男に所有権が移転していることに加え（乙C145第4号証）、本件事故後はその長男が平成28年12月に当該宅地上に新居を建て長男家族が当該新居で生活をしている。このような経緯も踏まえると、地震による建物の損壊とこれに起因する建物の取り壊しが生じたことに伴い、爾後は土地を相続した長男がその家族と共に同所に新居を建てて生活をすることとし、他方で原告番号145は本件事故時の自宅所在地ではなく他所での生活を開始することについては、原告番号145や長男の意思によるものであったことが窺われる。

### 3. 直接請求手続において実損害を超える賠償を受けていること

#### （1）事実と異なる申告に基づき一時立入費用の賠償がなされていること

- ・原告番号145は本件訴訟において、被告からの「本件事故後、自宅への立入りの有無・実施状況（時期・頻度等）を明らかにされたい。」との求釈明に対し、「本件事故後、原告日下満子は、2011（平成23）年8月に1度、広野町の自宅に立ち入った。」と回答している（原告準備書面（613）・4頁）。
- ・他方、原告145は、直接請求手続において、「基本的に、毎月12日が月命日で一時立入りしておりました。」との説明のもと、以下の一時立入費用の賠償を請求し、一時立入費用として合計19万円を受領した（乙C145第2号証の2、乙C145第13号証の1、乙C145第13号証の2・2頁目、乙C145第13号証の3・2頁目）。
  - ・平成23年3月15日（2万円）
  - ・平成23年4月12日（2万円）

- ・平成23年5月12日（2万円）
- ・平成23年6月12日（2万円）
- ・平成23年7月12日（2万円）
- ・平成23年8月12日（2万円）
- ・平成23年8月20日（1万円）
- ・平成23年9月12日（2万円）
- ・平成23年10月12日（2万円）
- ・平成23年11月12日（2万円）

(以上合計10回の立ち入りで19万円の請求・既払)

- ・本件事故後の自宅への立入りが実際には平成23年8月に1度のみであったとの本件訴訟における主張を前提とする限り、平成23年8月12日または同月20日の立ち入りを除く部分については事実と異なる申告がなされ、そのような申告に基づいて賠償がなされているものであって、仮に平成23年8月12日に立ち入りが実施され、そのことについて2万円の賠償が認められたとしても、当該2万円を除く17万円については、事実と異なる申告によって本来支払われる必要がなかった賠償金が支払われたものというほかない。【実損害を超える賠償①（事実と異なる申告に基づく賠償）：17万円】

## （2）因果関係が「不明」「なし」の生命・身体的損害の賠償がなされていること

- ・原告番号145に対しては、直接請求手続を通じ生命・身体的損害の賠償が行われているが、そのうち少なくとも36万8900円については、医師による診断書上本件事故による避難生活との関連性が「なし」とされ、あるいは因果関係が不明である中で支払われたものである（乙C145第2号証の2、被告準備書面（380）添付の「別紙2」、乙C145第14号証、乙C145第15号証、乙C145第6号証）。【実損害を超える賠償②（可能性）（因果関係が不明な生命・身体的損害の賠償）：36万8900円】

### 【小括】

- ・以上のように、原告番号145の本件事故時の居住地は本件事故後、政府による避難指示の対象とはされず、緊急時避難準備区域の指定を受けたにとどまっているところ、同人は区域指定の解除がなされた後になって仮設住宅に移転しており、また、そもそも自宅に住めなくなったことは地震による自宅建物への被害によるものである。さらに、上記のように合計53万8900円もの実損害を超える賠償がなされているものであって、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも、東京電力の既払金（796万6355円）を超えるものではない。

以 上